

令和2年5月11日（月）

令和2年度 第1回
鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
大規模氾濫減災協議会
議事次第

1. 議事

1) 令和元年度の出水概要及び課題について【動画形式で説明】

- ・ 令和元年の出水概要、被害と状況
- ・ 台風第19号等を踏まえた課題に対する対応

2) これまでの取組状況及び今後の取組予定【動画形式で説明】

3) 意見交換

※委員のみなさまから、今年度の取組内容や出水期に向けた意見等を頂戴し、とりまとめて後日、共有いたします。

(配付資料)

議事次第

- 資料 1－1 令和元年の台風第19号及び三重県内の出水概要、被害と状況
- 資料 1－2 台風第19号等を踏まえた課題に対する対応
- 資料 2－1 これまでの取組状況および今後の取組予定
- 資料 2－2 令和元年度の各機関の取組

参考資料 1 概ね5年間の取組内容

参考資料 2 洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進

参考資料 3 避難の理解力向上キャンペーンについて

令和元年の台風第19号及び三重県内の 出水概要、被害と状況

令和2年5月11日

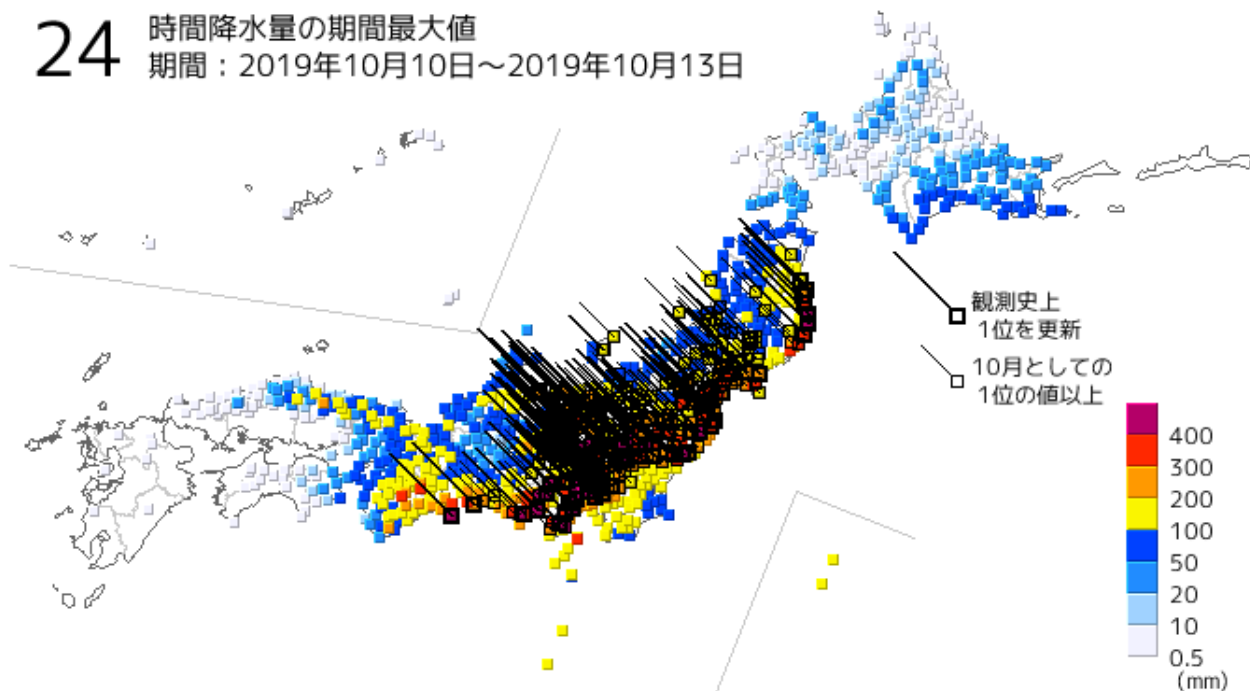
鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
大規模氾濫減災協議会

令和元年10月台風第19号の特徴(降雨)

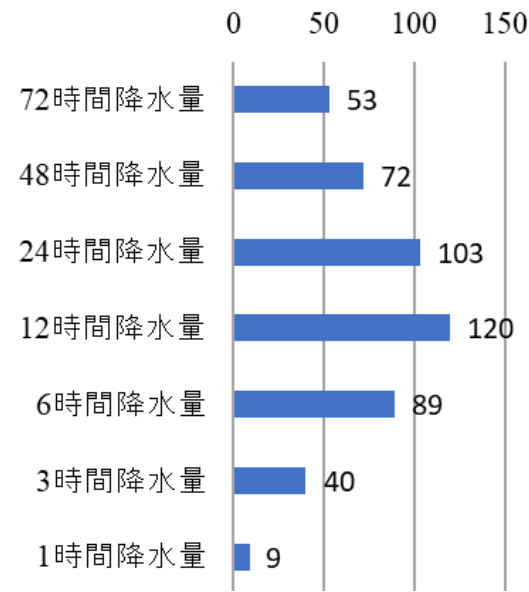
- 10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。
- 台風第19号の接近・通過に伴い、広い範囲で大雨、暴風、高波、高潮となった。
- 雨については、10日から13日までの総降水量が、神奈川県箱根で1000ミリに達し、東日本を中心に17地点で500ミリを超えた。特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で記録的な大雨となった。
- 降水量について、6時間降水量は89地点、12時間降水量は120地点、24時間降水量は103地点、48時間降水量は72地点で観測史上1位を更新した。

※全国の気象観測地点は約1,300地点

24 時間降水量の期間最大値
期間：2019年10月10日～2019年10月13日



観測史上1位の更新地点数 (時間降水量別)



All Rights Reserved, Copyright(C) Japan Meteorological Agency

※気象庁ウェブサイトより作成（特定期間の気象データ；2019年10月10日～13日（令和元年台風第19号による大雨と暴風））

※数値は速報値であり、今後変更となる場合がある。

令和元年台風第19号による被害

R2年度 第1回大規模氾濫減災協議会

- 令和元年台風第19号の豪雨により、極めて広範囲にわたり、河川の氾濫やがけ崩れ等が発生。これにより、死者90名、行方不明者9名、住家の全半壊等4,008棟、住家浸水70,341棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。

※消防庁「令和元年台風第19号による被害及び消防機関等の対応状況（第32報）」（令和元年10月28日 6:30現在）

信濃川水系千曲川（長野県長野市）

堤防の決壊等により、約1,360haが浸水。市全体で床上浸水3,305戸、床下浸水1,781戸（11/8※）の家屋被害等が発生。

※長野県ウェブサイト



国管理河川で約25,000haの浸水



阿武隈川系阿武隈川(福島県須賀川市ほか)

堤防の決壊等により、約3,400haが浸水。市全体で床上浸水868戸、床下浸水208戸（11/5※）の家屋被害等が発生。

※須賀川市ウェブサイト



荒川水系越辺川、都幾川（埼玉県川越市ほか）

堤防の決壊等により、約2,220haが浸水。市全体で床上浸水329戸、床下浸水72戸（11/1※）の家屋被害等が発生。

※東松山市ウェブサイト



久慈川水系久慈川、里川(茨城県常陸大宮市ほか)

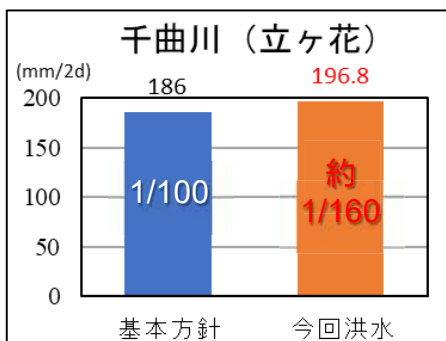
堤防の決壊等により、約1,650haが浸水。市全体で床上浸水475戸、床下浸水87戸（10/15※）の家屋被害等が発生。

※常陸大宮市ウェブサイト

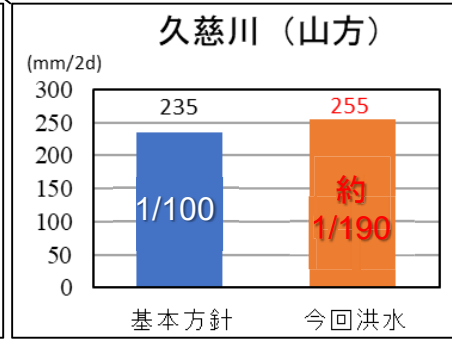
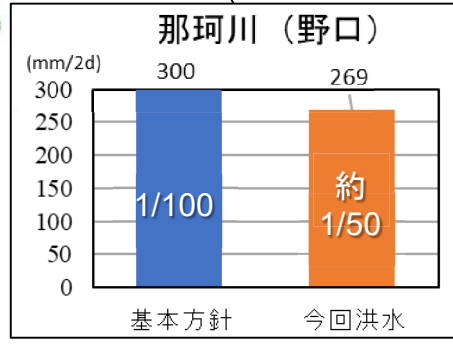
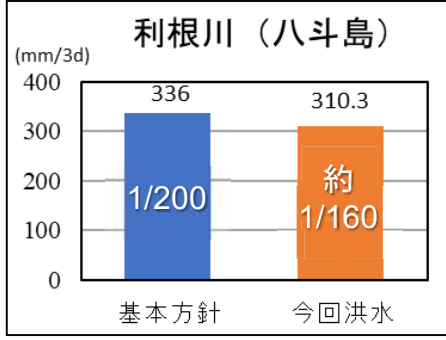
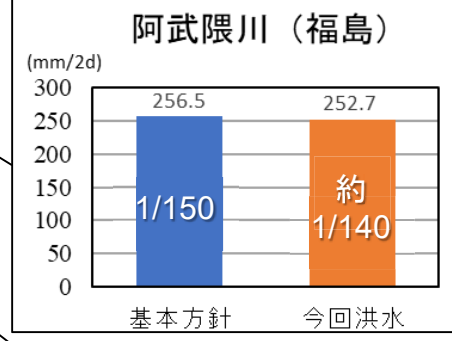
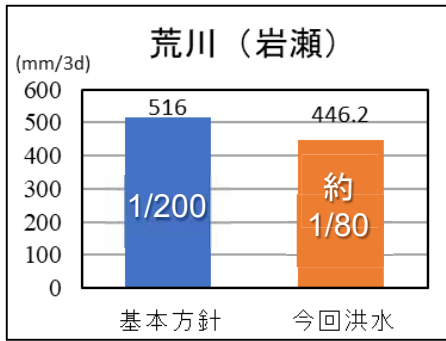
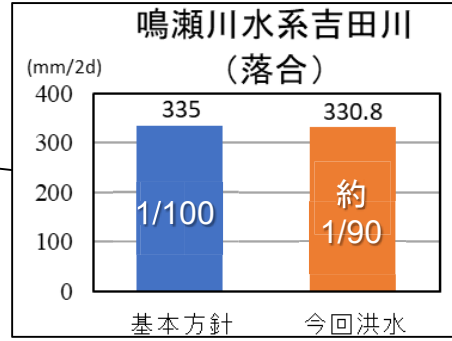
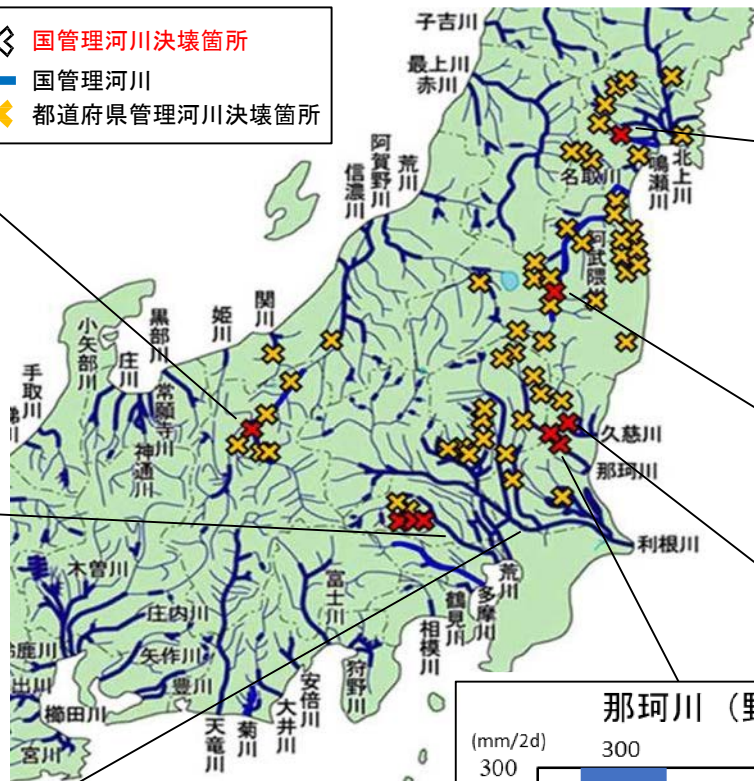


台風第19号による国管理河川の状況(降雨)

- 国管理河川の阿武隈川水系阿武隈川、鳴瀬川水系吉田川、信濃川水系千曲川、久慈川水系久慈川(3カ所)、那珂川水系那珂川(3カ所)、荒川水系越辺川(2カ所)・都幾川では堤防が決壊。
- これらの河川では、基準地点上流域平均雨量が河川整備基本方針の対象雨量を超過又は迫る雨量となった。



国管理河川決壊箇所
 国管理河川
 都道府県管理河川決壊箇所



※決壊箇所は、令和元年10月21日 7:00時点 判明情報
 ※荒川は支川で決壊が発生、利根川では決壊はない。
 ※数値は速報値 (R1. 11. 19時点) であり、今後変更となる場合がある。

台風第19号による堤防決壊発生箇所

〔国管理河川〕 堤防決壊12箇所

10月20日に12箇所全ての仮堤防が完成。

〔県管理河川〕 堤防決壊128箇所

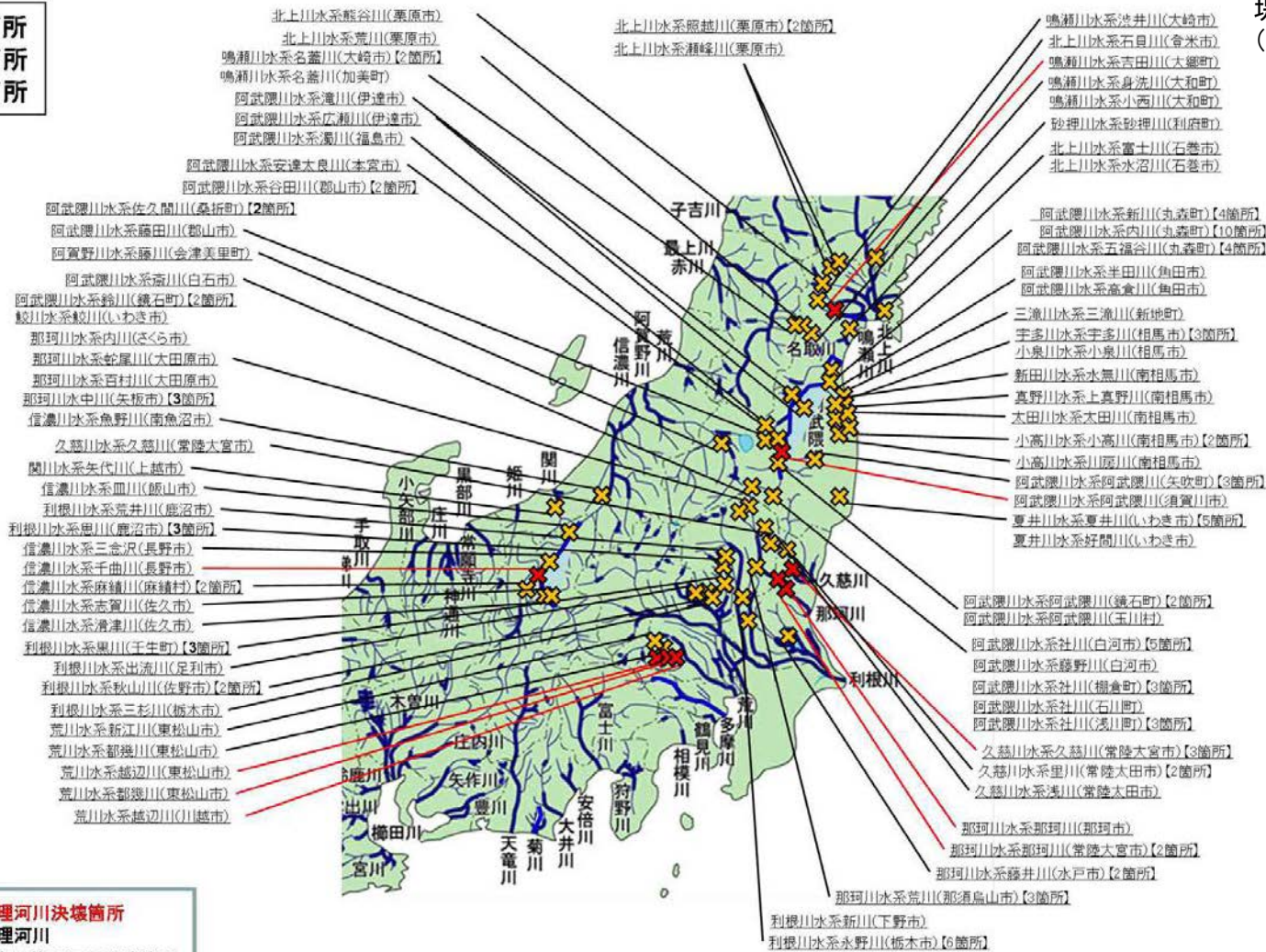
11月8日までに12箇所全ての補強工事が完了。

11月8日までに128箇所全ての仮堤防が完成。

うち36箇所では国の権限代行による復旧工事を実施。

国	12箇所
県	128箇所
計	140箇所

堤防決壊箇所一覧
(11月9日時点)



✕	国管理河川決壊箇所
—	国管理河川
✕	都道府県管理河川決壊箇所

三重県内の近年の出水概要

三重県（H23紀伊半島大水害、H29勢田川流域浸水、R1三重県北勢豪雨）

H23紀伊半島大水害
（熊野川三和大橋）

熊野川水位が
約2.0m上昇！

H29台風第21号浸水



R1三重県北勢浸水

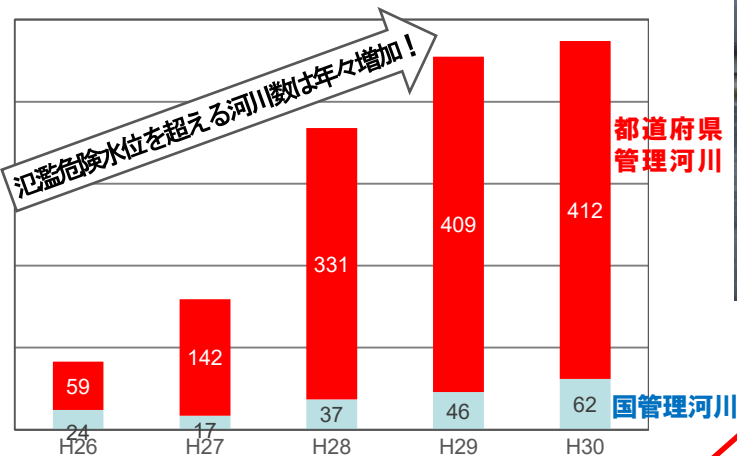


被害状況（三重県）
□死者 2名
□床上浸水702棟 □床下浸水832棟

被害状況（伊勢市）
□死者 1名
□床上浸水409棟 □床下浸水670棟

被害状況（北部地域）
□死者 1名 □床上浸水19棟
□床下浸水43棟

近年の氾濫危険水位を超えた河川の状況



氾濫危険水位を超える河川数は年々増加！



令和元年台風第19号での五十鈴川の河川状況

記録的短時間大雨情報
（1時間当たり120mm）
が令和元年、三重県内で
9回発表！

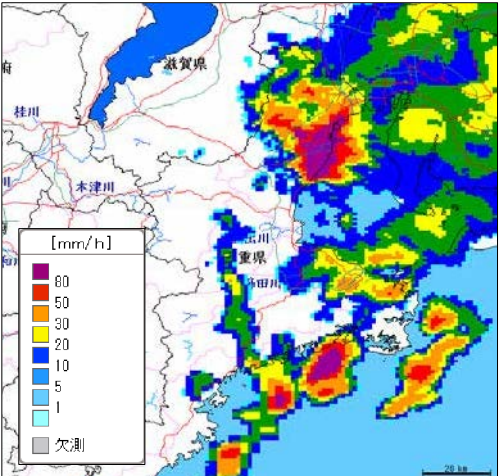
氾濫危険水位を超えた都道府県管理河川数が5年で約7倍増加！

三重県の基準は、高知県、宮古島地方などと並んで最も高い基準！

都道府県管理河川が大幅に増加！

● 発達した雨雲の影響により、三重県では令和元年9月4日から9月6日深夜にかけて、県内各地で大雨となった。鈴鹿雨量観測所では、**時間最大90mm/hr**を記録した。鈴鹿川水系内部川の河原田水位観測所では、2回(9/5、9/6) **氾濫危険水位を超過**した。

■雨量



9月5日 2:50 レーダー雨量
出典: XRAINレーダー雨量

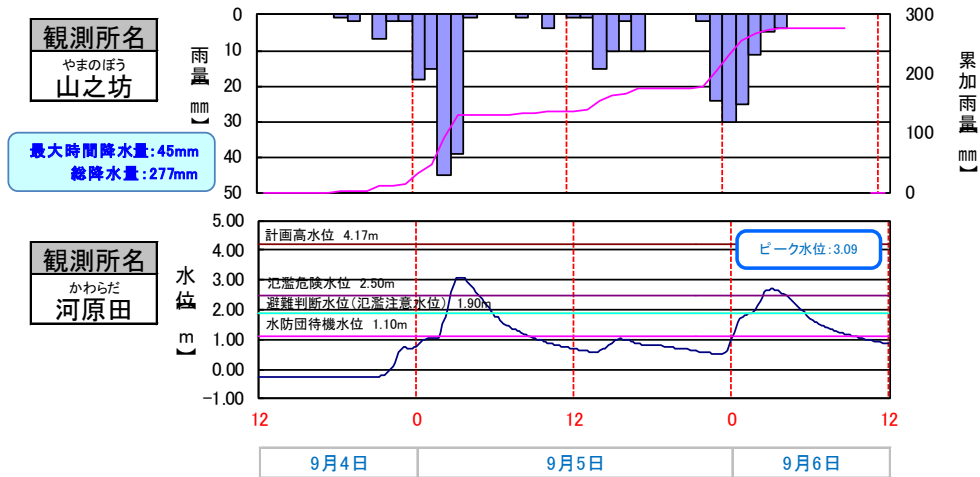
<鈴鹿川水系>

雨量観測所	総雨量 (mm)	時間最大 (mm/h)
鈴鹿 (鈴鹿川)	186	90
加佐登 (椎山川)	353	87
山之坊 (内部川)	277	45

<櫛田川水系>

雨量観測所	総雨量 (mm)	時間最大 (mm/h)
相可 (櫛田川)	109	29

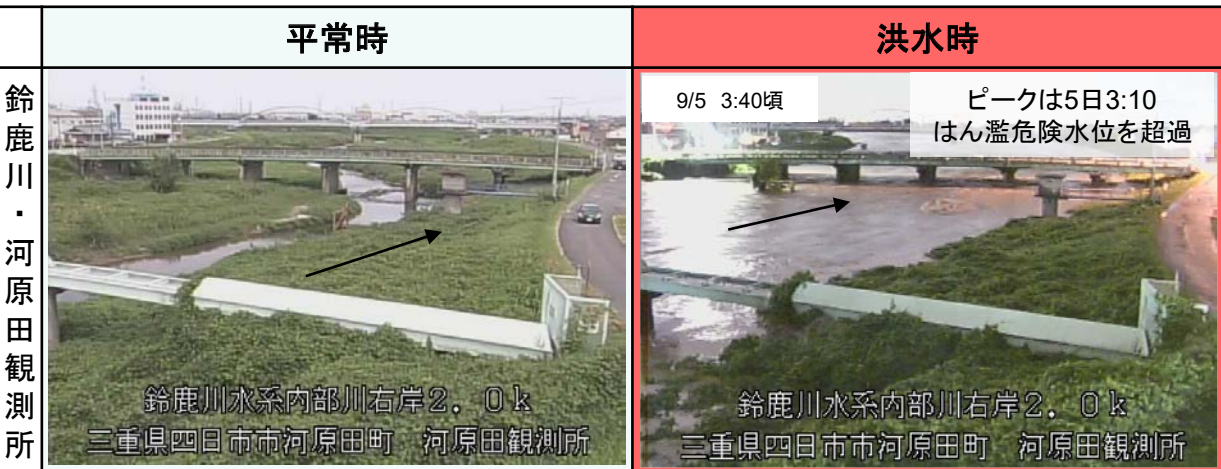
■雨量・水位の状況 (内部川)



■水位低減効果 (鈴鹿川水系内部川)

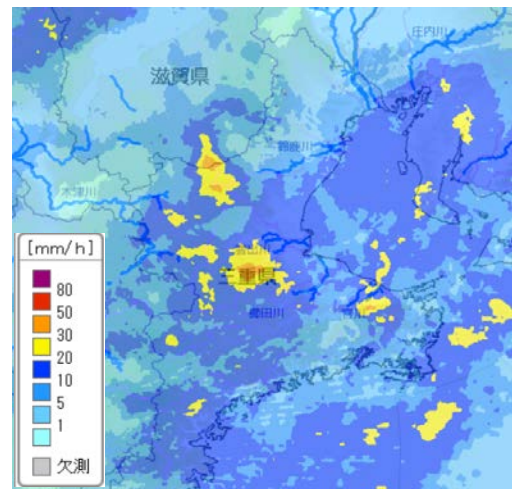
内部川では、平成25年度までに旧堤撤去・樹木伐採を実施したことにより、4.4k地点では**最大で約0.8mの水位低減効果**が図られたと推定される。

仮に、旧堤撤去・樹木伐採を実施していなければ、計画高水位に迫り、堤防が危険な状態になる恐れがあった。



- 台風第19号の接近に伴い、三重県では令和元年10月11日の夜から12日にかけて、県内各地で大雨となった。雲出川水系の2つの水位観測所で避難判断水位を超過したほか、櫛田川水系の3つの水位観測所で氾濫注意水位を超過した。

■雨量



<雲出川水系>

雨量観測所	総雨量 (mm)	時間最大 (mm/h)
川上 (雲出川)	323	27
宇気郷 (中村川)	362	32

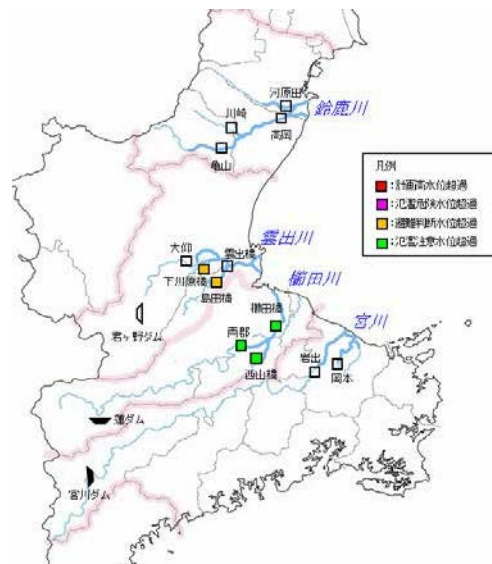
<櫛田川水系>

雨量観測所	総雨量 (mm)	時間最大 (mm/h)
波瀬 (櫛田川)	284	25
相可 (櫛田川)	255	23

<宮川水系>

雨量観測所	総雨量 (mm)	時間最大 (mm/h)
岡本 (勢田川)	301	30
高麗 (五十鈴川)	623	67

■三重四川 最高水位



■直轄河川管理施設の被災状況

櫛田川の左岸1.2k付近

低水護岸ブロックの崩落 (L=約50m)



■水位低減効果 (雲出川水系中村川)

中村川では、平成14~24年度の雲出川特定構造物改築事業 (近畿日本鉄道新中村川橋梁) や平成27年~30年度の下流部河道掘削などを実施したことにより、新中村川橋梁地点で、最大約0.6mの水位低下効果が図られたと推定される。

	平常時	洪水時
櫛田川水系佐奈川 西山橋観測所	<p>10/12 14:10頃</p>	<p>ピーク 10/12 10:30 氾濫注意水位を超過</p>

台風第19号等を踏まえた課題に対する対応

令和2年5月11日

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
大規模氾濫減災協議会

1. 決壊・越水等の確認と洪水予報の発表

課題

洪水時における決壊・越水等の確認の迅速化

- ・カメラの死角や夜間であったため決壊・越水等の確認が困難
- ・浸水等により現地へのアクセスができず、巡視員等による決壊・越水等の確認が困難



改善策

河川監視カメラ、水位計の増設等による洪水監視体制の強化

- ・簡易型カメラ、危機管理型水位計の増設(R2年度内)
- ・越水・決壊等検知センサーの技術開発(R2年度～)

河川事務所における洪水予報発表体制の確保

- ・外部からの問い合わせ対応に追われ、人手が取られた



外部問い合わせ専任担当者の配置 訓練による習熟

- ・洪水予報担当者の増員、習熟者の育成(R2年度～)

洪水予報発表作業の見直し等による省力化

- ・氾濫発生後に氾濫発生情報の洪水予報文を作成



氾濫発生が想定される箇所 で洪水予報文を事前に用意(R2.6)

2. 緊急速報メールによる河川情報提供

課題

緊急速報メール配信手続きの円滑化

- ・誤配信を防ぐため、事務所と地方整備局の両方で内容を確認した上で配信
- ・複数河川の水位上昇により手続きが重なり、配信できない場合があった



改善策

メール配信手続きの簡素化

- ・メールの定型文を事前に用意しておくことで、整備局での確認手続きを省略し、事務所からメールを直接配信(R2.6～)

緊急速報メールによる切迫性の伝達

- ・メールの文章が長く、緊急性が伝わりづらく住民の避難行動に活用されていない可能性がある



メール文章の改善

- ・危機感が伝わる簡潔なメール文に改善(R2.6)

3. 大雨特別警報解除後の洪水に係る情報提供

課題

大雨特別警報の解除後の洪水に対する注意喚起

- ・大雨特別警報の解除が安心情報と誤解された可能性
- ・解除後の河川の増水に対する警戒の伝え方が十分でなかった

長時間先の水位・危険予測の充実

- ・現在の水位予測提供は3時間先まで

改善策

切替時に今後の水位上昇の見込みなどの「河川氾濫に関する情報」を公表

- ・「解除」という言葉を「大雨警報に切替」に変更 (R2.6～)
- ・今後の水位上昇の見込みなどの「河川氾濫に関する情報」を公表 (R2.6～)
- ・本省庁等の合同会見などあらゆる手段で注意喚起 (R2.6～)

長時間水位予測の技術開発

- ・6時間先までの水位予測の提供 (R2年度～)
- ・39時間先の予測の試行開始 (R2年度～)

4. 河川・気象情報の提供の改善・充実

課題

「川の防災情報」サイトのアクセス集中対策

- ・広域災害によりサイトへアクセスが集中し、つながりにくい状態が発生

民間企業と連携した情報提供

- ・メディアを通じた水位情報等の提供体制が構築されていない

メディアが伝達しやすい情報の発信

- ・警戒を呼びかける情報量が多く重要度が分かりづらい
- ・専門用語、地名、河川名等が分かりづらい

地方整備局・气象台による合同会見の充実

- ・地方整備局と气象台との連携による解説が不十分
- ・会見そのものが不馴れな場合があった

改善策

サイトを構築するシステムを強化、処理能力を向上

- ・通信回線やサーバ等の強化 (R2.6)

民間事業者を通じた情報提供のための体制構築

- ・NHK、ヤフーに加え、協力事業者をさらに拡大 (R2.6)

平時からのメディアとの情報共有、解説資料の充実

- ・メディア等との勉強会、解説資料の配付 (R2.6)
- ・分かりやすい防災用語検討委員会開催 (R2.4～)

実施方法等の整理、会見シナリオの作成

- ・研修等による職員スキルの向上 (R2.6)

課題

- 河川監視カメラの死角や夜間に発生した決壊・越水等の確認が困難であった
- 浸水等による通行止めにより現地に近づくことができず、巡視員等による決壊・越水等の確認も困難であった

改善策

- 河川監視カメラ、水位計の増設等により洪水監視体制の強化
- 越水・決壊等検知センサーやAIカメラによる越水検知等の技術開発

(現状)



浸水等による通行止めにより現地に近づくことができず、状況把握が困難に

(対応案)



氾濫の危険性が高く、重要施設や人家への影響が大きい箇所への河川監視カメラ、水位計の増設等により洪水監視体制を強化

課題

- 令和元年度より緊急速報メールの配信文章について統一化を図ったが、メール文が長く、重要な情報がわかりづらいなど、緊急速報メールが住民の避難行動に十分に活用されていない可能性があった

改善策

- 情報を絞り込み、重要な情報を文頭に記載するなど、短い文章で危機感が的確に伝わるよう文章を見直し

メール例

レベル4相当 氾濫危険情報

河川氾濫のおそれ
2019/10/12 17:00

警戒レベル4相当

こちらは国土交通省関東地方整備局です

内容：多摩川の田園調布（大田区）付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる氾濫危険水位に到達しました

行動要請：防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください

本通知は、浸水のおそれのある市区町村に配信しており、対象地域周辺でも受信する場合があります
(国土交通省)

レベル5相当 氾濫発生情報

河川氾濫発生
警戒レベル5相当

こちらは国土交通省関東地方整備局です

内容：越辺川の東松山市正代地先、川越市平塚新田地先で堤防が壊れ、河川の水が溢れ出ています

行動要請：防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、命を守るための適切な防災行動をとってください

本通知は、浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺でも受信する場合があります
(国土交通省)

改善案

文章を簡潔にするとともに、重要な情報から順に記載

【レベル4相当】
氾濫発生の恐れ
警戒レベル4相当

多摩川が氾濫の恐れ

田園調布（大田区）付近で氾濫危険水位に到達、今後さらに水位が上昇し、氾濫が発生する危険があります

安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください。今後、氾濫が発生すると、避難が困難になるおそれがあります
(国土交通省)

【レベル5相当】
氾濫発生
警戒レベル5相当

越辺川で氾濫が発生

東松山市正代地先、川越市平塚新田地先で堤防が壊れ、河川の水が住宅地などに押し寄せています

命を守るための適切な防災行動をとってください
(国土交通省)

(有識者等からの意見)

- ・他の緊急速報メールと比べ文章が長い(文字が多いと読まない)
- ・直接的な情報を有していない文は不要
- ・発信者は最後、重要な情報から先にすべき
- ・状況が伝わらない、“氾濫危険水位”の意味もわからない人も多いと思われる
- ・自治体が配信する避難勧告のメールとの違いを明確にすべき

改善イメージ

課題

- 大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、上流部で降った雨が下流部に流下し、時間がたってから氾濫が発生。大雨の後に時間差で発生する氾濫への注意喚起が必要

改善策

- 大雨特別警報解除後の氾濫への警戒を促すため、大雨特別警報の解除を警報への切替と表現するとともに、警報への切替に合わせて、今後の水位上昇の見込みなどの「河川氾濫に関する情報」を公表
- メディア等を通じた住民への適切な注意喚起を図るため、予め本省庁等の合同記者会見等による周知を図るとともに、SNSや気象情報、ホットライン、JETTによる解説等、あらゆる手段で注意喚起を実施
- 「引き続き、避難が必要とされる警戒レベル4相当が継続。なお、特別警報は警報に切り替え」と伝えるなど、どの警戒レベルに相当する状況か分かりやすく解説

大雨特別警報の切替に合わせて「河川氾濫に関する情報」を公表

今後の水位上昇の見込みなどの「河川氾濫に関する情報」を公表し、引き続き警戒が必要であること、大河川においてはこれから危険が高まることを注意喚起

国土交通省 常陸河川国道事務所 気象庁 水戸地方气象台

「大雨は峠を越えたが、河川は氾濫のおそれ」

■久慈川
(氾濫危険:警戒レベル4相当)
富岡観測所(常陸大宮市)では、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込みであり、氾濫のおそれあり。

榑橋観測所(日立市)では、避難判断水位を超過しており、今後、氾濫危険水位に到達する見込み。

基準観測所	水位状況	今後の見込み
富岡 (常陸大宮市)	氾濫危険水位超過 (レベル4相当)	水位上昇中
榑橋 (日立市)	避難判断水位超過 (レベル3相当)	水位上昇中。氾濫危険水位到達見込み

メディア等を通じて住民へ適切に注意喚起

メディア等を通じた住民への適切な注意喚起を図るため、予め本省庁等の合同記者会見等による周知を図るとともに、SNSや気象情報等あらゆる手段で注意喚起を実施



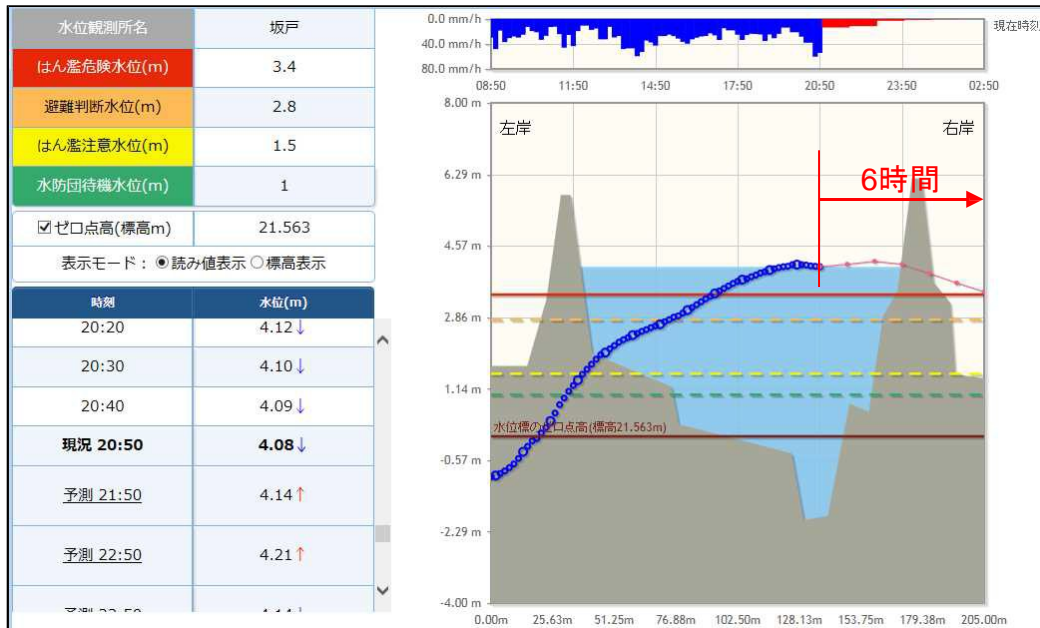
課題

- 現在の洪水の予測情報は3時間先までの情報となっており、大河川等、降雨が終わってから数日程度かけて到達する洪水に関する長時間先の予測情報が提供できていない

改善策

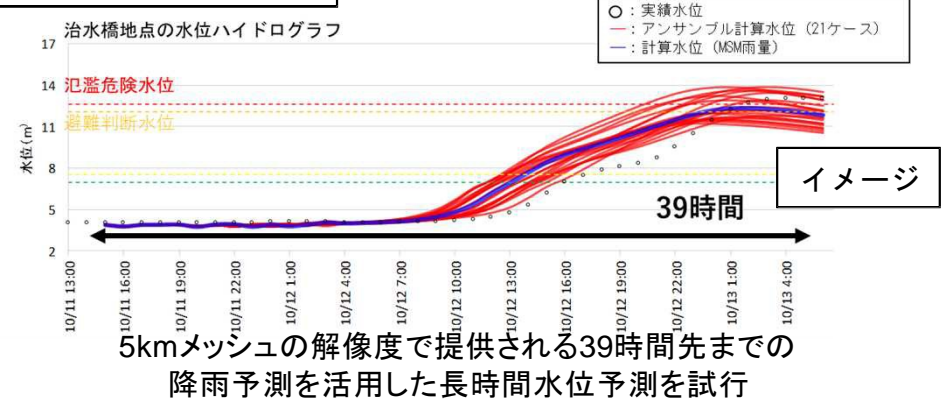
- 6時間先までの水位予測の提供
- 長時間水位予測の技術開発
- 1日先までの雨量予測を用いた危険度分布の提供に向けた技術開発

6時間先までの水位予測の提供

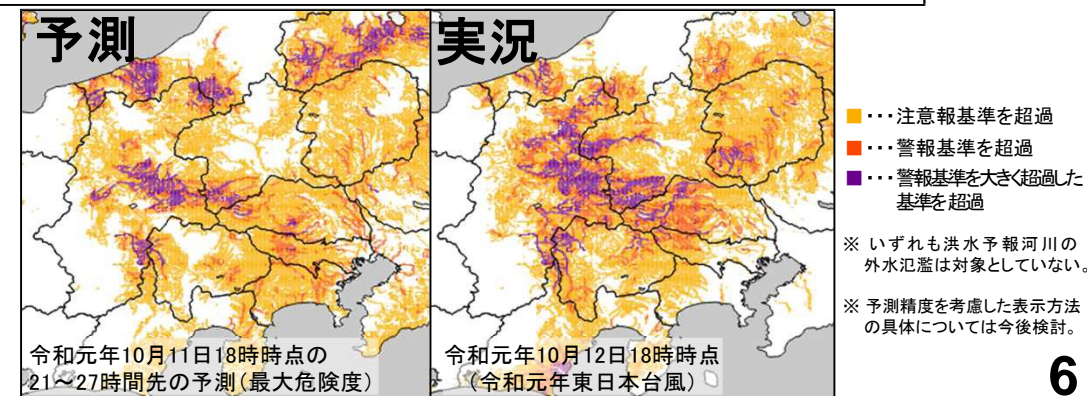


1kmメッシュの予測降雨を活用した水位予測(6時間先まで)を2019年度中に国管理河川すべてで実装

長時間水位予測の技術開発



1日先までの雨量予測を用いた危険度分布の提供に向けた技術開発



課題

- 河川や気象の見通しについて、報道機関のニーズを十分把握できていなかったり、地方整備局と気象台の連携による効果的な解説が十分に行われなかったりしたほか、会見そのものに不慣れな場合もあった

改善策

- 開催条件や実施方法の整理、**メディアとの定期的な勉強会**等に根付いた認識共有
- 地方整備局と気象台とで連携した解説内容の充実、**タイムラインに沿った内容の事前準備**
- 職員の会見スキルの向上のための**研修・訓練の実施**

○ 実施方法等の整理

⇒ 合同会見の開催条件や実施方法を整理し、**勉強会等により日頃からメディアと認識の共有を図る。**

○ タイムラインに沿った内容の事前準備

⇒ 雨と水位などそれぞれの持っている情報を一貫した**会見シナリオを作成**し、地方整備局と気象台の役割を明確化する。

○ 切迫性を効果的に伝えるための伝え方改善

⇒ 合同会見や専門家解説を想定した**訓練を実施**し、会見シナリオ等について意見交換。
切迫性を効果的に伝えるため、習熟度を上げる。
地域に応じた詳細かつ分かりやすい解説の実施。



これまでの取組状況及び今後の取組予定

令和2年 5月11日

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
大規模氾濫減災協議会

- **重点項目**については、国・県の取組内容の共通項目とし、水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画の中で、流域全体で重点的に取組む必要のあるものを選定し、**各機関の取組状況の共有を図り、取組を推進。**
- 取組の進捗状況によっては、重点項目の見直しを実施。
- 河川管理者の実施するハード対策等については、報告事項。

<重点項目>

- ☆ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知
- ☆ 小中学校における水災害教育の実施
- ☆ 要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進

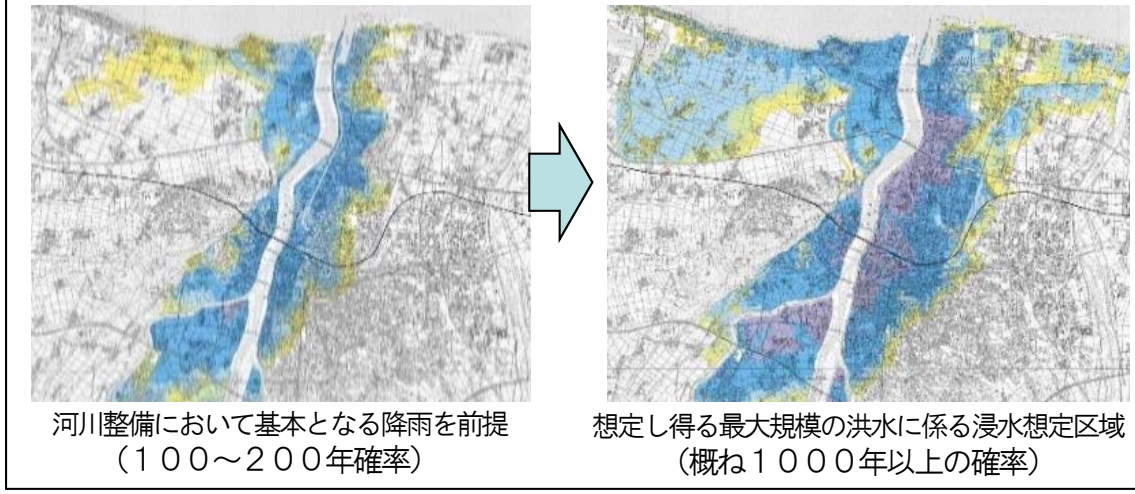
<報告項目>

- ◎ 洪水を安全に流すためのハード対策
 - ・ 堤防整備、河道掘削
 - ・ 堆積土砂の撤去
- ◎ 水害からの高齢者避難行動の理解促進
- ◎ 既設ダム of 洪水調節強化
- ◎ 危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置

- H27.5月の水防法の一部改正により、**想定される最大規模の降雨を前提とした洪水浸水想定区域**を河川管理者が指定・公表することとなりました。
- 想定最大規模の浸水想定区域図をもとに、**市町において洪水ハザードマップを作成・周知**。
- 水位周知河川はR元.6月までに洪水浸水想定区域図を公表済み。水位周知河川以外の河川において、R元年度末時点で71河川を公表済みであり、R2年度は、20河川において作成予定。

水防法改正の概要

洪水に係る浸水想定区域について、**想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充**
 (現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域)

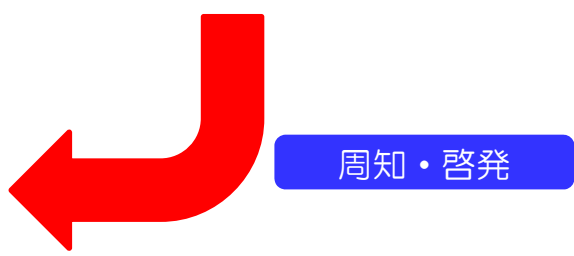
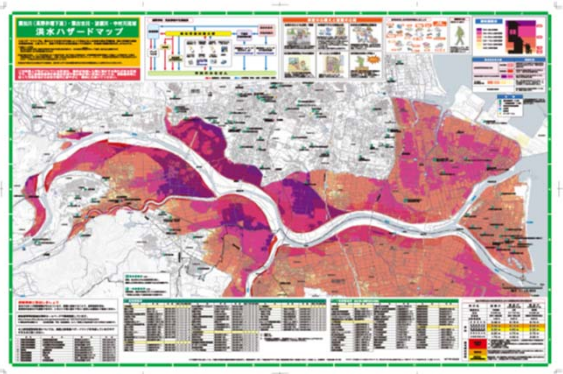


ハザードマップの作成

生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域などを、市町村において早期の立退き避難が必要な区域として設定し、ハザードマップに表示しています



11



周知・啓発

※雲出川(国管理)流域における 洪水ハザードマップと住民説明会の様子

② 小中学校における水災害教育の実施

■国土交通省では、小学校にて新学習指導要領の全面実施に向けて、支援校を決め**防災教育の支援**してきました。この支援校の先生方からアドバイスをいただきながら、身近な河川を題材として写真やイラストを中心に構成した授業で活用できる**教材(副読本及び学習指導・発問計画)**を作成しました。

■教材を活用頂ける**学校への教材配布**や**授業運営に関する支援**を行っています。

<学習指導・発問計画(例.鈴鹿川編)>

(例)各時限毎の流れや指導上のポイント、発問例を示した発問計画

令和元年年度
「水害からいのちを守るために」
学習指導・発問計画
(鈴鹿市・鈴鹿川編)

2 指導計画

【目標】
【本単について学ぶための目標】
【学習教材の活用方法】

【授業構成の例】

時限	1	2	3
内容	わたしたちの鈴鹿川	水害時における危険	水害時にわたしたちができるべき行動
指導上のポイント	鈴鹿川の特色を学ぶこと。水害時の危険を学ぶこと。水害時にわたしたちができるべき行動を学ぶこと。	水害時の危険を学ぶこと。水害時にわたしたちができるべき行動を学ぶこと。	水害時にわたしたちができるべき行動を学ぶこと。

(例)教材の活用方法や授業校構成案を示した指導計画

<副読本(例.鈴鹿川編)>

水害からいのちを守るために
(鈴鹿川編)

(例)身近な川の周辺の特徴を想像してもらおう流域のイラスト

<卓上模型>

鈴鹿市立河曲小
(10/25 3時間目)

松阪市立いでい水小
(10/16 3時間目)

<モニター写真>

伊勢市立 豊浜西小学校

浸水深1mの様子

大雨が降った後

伊勢市立 豊浜西小学校

浸水深2mの様子
(ハザードマップの浸水深)

大雨が降った後

③ 要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進

R2年度 第1回大規模氾濫減災協議会

- H28年台風10号により岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の被害にあった。
- これをうけ、H29.6月の水防法等の一部が改正により、洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、**避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務化**。
- 都道府県及び市町村の**関係部局が連携して**、避難確保計画作成及び避難訓練実施の**支援を実施**。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では、義務を新設



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

要配慮者施設の管理者向け講習会（松阪市）

避難確保計画作成を促進するため、避難確保計画の必要性や水害リスクに関する最近の動向等について、講習会を実施。



要配慮者利用施設における避難訓練（南伊勢町）



④水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組

R2年度 第1回大規模氾濫減災協議会

- 防災・減災への取組実施である河川管理者や防災部局と高齢者福祉部局とが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施
- 高齢者と接するケアマネージャ等に地域の水害リスクを理解してもらう説明会を実施。
- 市の福祉部局より紹介いただいた既存の講習会の場を活用。

R1.7.30 松阪地区介護保険サービス事業者等集団指導

- 対象者は、松阪市、多気町、明和町、大台町における地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業者に対する集団指導
- 一部時間をいただき、水害リスク及び高齢者の避難行動に対する理解促進のための防災と福祉との連携の必要性について説明を実施。
- 松阪市の防災部局も避難確保計画の作成について説明を実施。

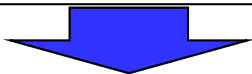


地域包括支援センターとの連携①

- 津市の各地域包括支援センターのセンター長が出席する定例会に出席
- センター長に近年の水害や地域のリスクについて説明
- 個別に話をいただいた地域包括支援センターに出向き、講座を実施
- 津市の防災部局とも連携し、所属するケアマネージャ等に水害に関する理解を深めてもらうよう講座を実施。



- ◆ 共助の取組の前段として、ケアマネージャ等ご本人の自助の備えを確認
- ◆ 自助の理解を深めた後、高齢者と接する中で少しずつ地域の水害のリスクを伝える機会を増加。



高齢者福祉部局や地域包括支援センターの方々と連携し、高齢者の避難行動に関する理解促進を図る。

地域包括支援センターとの連携②



- 高齢者が自分の足で避難できるように簡単な体操を実施。
- 警戒レベルにおける説明を実施。

- 地域住民(特に要配慮者)の皆様の早期避難行動に繋がるよう、地域の防災リーダーである自主防災組織や要配慮者支援を行っている地域包括支援センター等での防災講座を行います。また、地域活動サークルや企業、外国人等を対象とした防災講座を行うことも可能です。
- 防災講座では水害リスクや入手可能な防災情報解説やマイ・タイムラインなど避難行動を考えるワークショップ等の運営支援を行います。

<水害リスクや防災情報をわかりやすく解説>



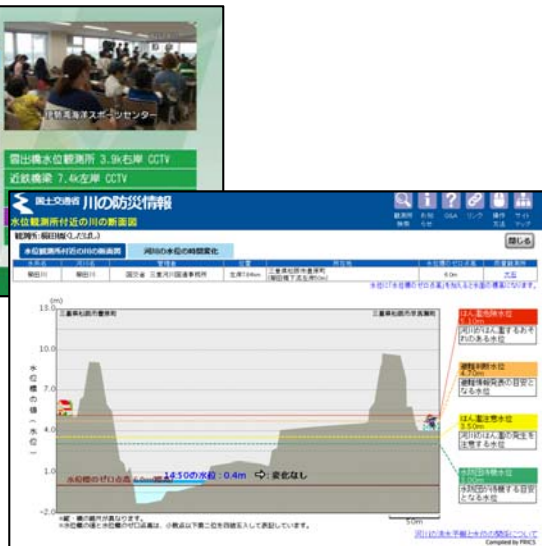
防災をわかりやすく解説



R1 三重県北勢浸水(実績)



ケーブルテレビでの映像配信(ZTV)



川の防災情報

地域の皆さんが入手できる防災情報

<楽しく防災を学ぶワークショップ等>



自らの避難行動を考えるシートを活用した講座
(台風・大雨に備えるマイ・タイムラインをつくらう!)



事例：豊橋創造大学学園祭でのワークショップ



いざという時に役立つ防災グッズづくり
事例：商業施設での防災イベント

ゴミ袋で合羽(ポンチョ)

さあ、避難する時。合羽がない！
そんな時は、ゴミ袋で手作り合羽を作りましょう。

- ①ゴミ袋の底を上にして、右から25cmほどの位置に切り込みを入れる。次(斜線部分を切り取り、短い赤線部分を2カ所切り離す)
- ②左側の折り目(赤線の部分)を切り離す
- ③開いて、三角の部分に頭を入れて、2本のひもを結びと出来上がり

- 災害時に大切な命を守るためには、早く避難する事が重要ですが、避難しなかった理由として、「災害の経験が無い」というのが要因の一つになっている。
- 「大雨特別警報」が発表されてから避難行動を起こした家族をモデルとして、自分自身で避難を簡単な操作で体感でき、実際の災害時に1秒1分でも早い避難をしていただくためのツールとして活用。

浸水体感VR(3台導入)

・防災に関する講習会や勉強会などで実際に住民の皆様にご体験していただき、防災・避難意識の向上となるよう積極的に活用を進めていく。



持ち運び可能なVRゴーグル

浸水体感VR イメージ例 (1回約5分)



⑤危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラの設置

- 洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を開発することで、**水位計未設置河川や地先レベルのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網の充実を図る。**
(R2.3末時点で、三重河川国道事務所にて53基、三重県にて211基設置済み)
- 機能を限定した低コストの簡易カメラ（簡易型河川監視カメラ）を設置し、**多くの地点で河川状況を確認することで従来の水位情報だけでは伝わりにくい「切迫感」を共有し、円滑な避難を促進。**
(R2.3末時点で、三重河川国道事務所にて37基設置済み)

＜簡易型監視カメラの閲覧方法（川の水位情報より）＞

川の水位情報
危機管理型水位計
2020/03/25
10:18

クリック

河川カメラ
(簡易型河川監視カメラ含む)

通常水位計

危機管理型水位計

画面ではCCTVと簡易カメラが同じ表示のため、メニューの表示切替で河川監視カメラ(簡易型)のみのチェックとすることで、簡易型河川監視カメラの設置位置が確認できます。

＜川の水位情報＞

- ・危機管理型水位計・通常水位計・**河川カメラ(簡易型河川カメラも含む)**が同一画面上に表示。
- ・**氾濫するまでの程度の余裕があるかリアルタイムに確認。**
- ・**河川カメラ(簡易型河川カメラ含む)により、河川の状況を画像にて確認**

四日市市

堤防の高さからの下がりを計測

堤防天端高から -2.78m

カメラ画像の確認

2019.05.01 10:20

鈴鹿川水系鈴鹿川(右岸) 3.1k
三重県四日市市南川 南川銀割所

川の水位情報
<https://k.rever.go.jp/>

洪水時は事務所HP・Twitterでも防災情報を発信しています

HP: <https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/>

Twitter: https://twitter.com/mlit_mie

- 平成30年7月豪雨では、**樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等により流下阻害や局所洗掘**を起こし、氾濫や施設被災の一因となった。
- 全国には、これらの事象によって、氾濫発生危険度が高い河川が多く存在している可能性があることから、こうした**危険性が高い区域を緊急的に点検**したうえで、樹木伐採、河道掘削などの対策を講じることにより危険性を解消する。

対策の内容・効果

樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等による洪水はん濫により、人命被害リスクの高い危険箇所について、樹木伐採、河道掘削などの対策を講じることにより、水位低下を図る。



工事前 (2019.8.29撮影)



工事施工中(2020.3.20撮影)

R元年度樹木伐開実施状況 櫛田川左岸3.0k付近



施工前



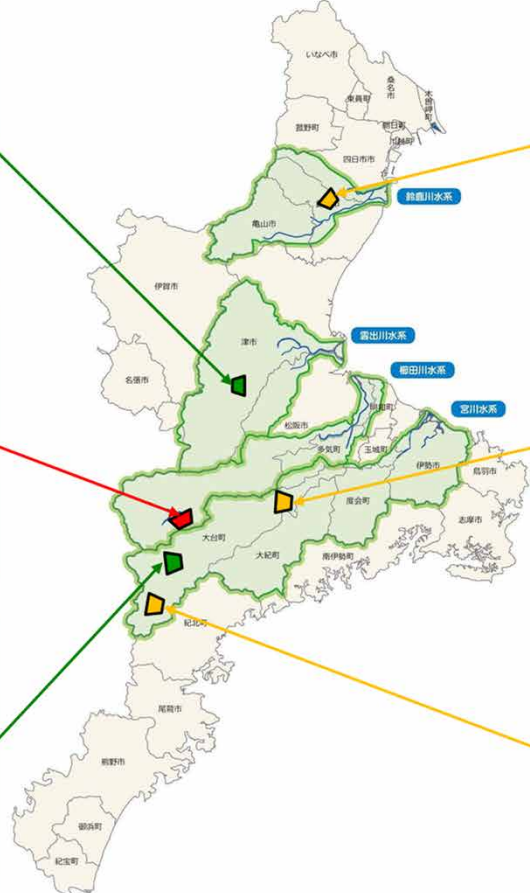
施工後

R元年度土砂撤去実施状況 安濃川右岸4.4k付近

⑦ 既設ダムの洪水調節強化

- 近年の水害の激甚化を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、「**既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針**」(令和元年12月12日)が定められたところ。
- 鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川水系では、既存ダムの関係機関と河川管理者が連携して、**既存ダムの洪水調節機能を強化するため、「三重四水系ダム管理連絡調整協議会」を令和2年3月27日に設置**。
- 令和2年出水期より新たな運用を開始するため、**構成機関と情報共有・調整を図りながら、基本方針に基づく治水協定の締結に向けた協議を実施中**。

三重四水系(鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川)の既設ダム位置図



【基本方針に位置付けられている項目】

- (1) **治水協定の締結**
- (2) 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備
- (3) 事前放流等に関するガイドラインの整備と操作規程等への反映
- (4) 工程表の作成
- (5) 予測精度向上等に向けた技術・システム開発

【治水協定に位置付ける主な内容】

- 洪水調節機能強化の基本方針
 - ・水害発生が予想される際における洪水調節容量と**洪水調節に利用可能な利水容量(洪水調節可能容量)**
- 事前放流の実施方針
 - ・**事前放流の実施判断の条件(降雨量等)**
 - ・事前放流の量(水位低下量)の考え方
- 緊急時の連絡体制
- 情報共有のあり方 など

令和元年度の各機関の取組

令和2年5月11日

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
大規模氾濫減災協議会

① 想定最大規模外力を対象とした洪水浸水想定区域図 を元にした洪水ハザードマップの策定・周知

機関名	タイトル
四日市市	水防法改正に伴う防災マップ改正ワークショップ
四日市建設事務所	想定最大規模洪水に係る洪水浸水想定区域図の作成・周知
亀山市	令和2年度に洪水ハザードマップ作成
川越町	洪水ハザードマップの策定・周知
津市	洪水ハザードマップの作成
松阪市	我が家の「命を守る避難計画」の作成
多気町	総合防災訓練における防災マップの配布
明和町	想定最大規模の洪水ハザードマップ作成
伊勢市	県管理河川の洪水浸水想定区域公表に伴うハザードマップ更新
玉城町	ハザードマップの周知
大台町	避難勧告等発令基準の改正とハザードマップの作成配布
度会町	ハザードマップの策定・周知
大紀町	大内山川洪水ハザードマップの作成・周知
鈴鹿建設事務所	想定最大規模洪水を対象とする洪水浸水想定区域図の策定・公表
伊勢建設事務所	想定最大規模の降雨による浸水想定区域の把握

住民ワークショップの実施概要

- 平成30年度は鈴鹿川水系（鈴鹿川・内部川）、令和元年度は朝明川水系の対象地域で住民ワークショップにより、防災マップ（洪水ハザードマップ）の作成、検討を実施した。また、令和2年度は三滝川・海蔵川水系で実施を予定している。
 - ◆ 住民ワークショップは各地区にて3回実施
 - ◆ 地区防災組織を中心とし、多様な主体の参画を募る



■ 朝明川水系のワークショップの日程(令和元年度)

回	内容
第1回 [令和元年 10月13日~14日 11月4日、12月7日] 28時間	[各地区市民センターを会場に実施] - 趣旨説明(対象河川の逃げどきマップ(素案)、気づきマップ(素案)の説明) - テーブル意見交換・発表 - 危険箇所及び災害慰霊碑等の情報聴取
第2回 [令和元年 12月8日、15日] 28時間	[各地区市民センターを会場に実施] - 第1回を受けた逃げどきマップ(修正案)、大判(案)の修正点の説明 - 防災カルテ(案)の意見聴取と聴き取った地区の危険箇所等の掲載内容の確認 - テーブル意見交換・発表
第3回 [令和2年2月24日] 28時間	[四日市大学を会場に実施] - 東京大学片田特任教授より - 各地区で行われたワークショップのまとめおよび報告 - 朝明川水系の逃げどきマップ、気づきマップの提示



平成30年度 鈴鹿川水系(鈴鹿川・内部川)のワークショップの様子



令和元年度 朝明川水系のワークショップの様子

四日市市洪水ハザードマップ（鈴鹿川水系）

- 単なるハザードマップという位置づけだけでなく、“自立ある防災”を地域で進められるような“リスクコミュニケーションツール”として位置づけ。
- 四日市市民が、「ハザードマップ」を“主体的に活用”することで、“災害に向き合う姿勢”がこの地に暮らす上での“あたりまえ（住まう作法）”として根づいた地域づくりを目指す。

表面

裏面

表紙: 洪水を強調 避難のポイントを掲載

気つきマップ: 河川別の浸水域

情報の 入手方法を掲載

避難所一覧を5地区以外も掲載 (バリアフリー対応を掲載)

避難距離等の計り方の掲載

降雨条件

逃げどきマップ

注意する水位と調べ方

判定フローの簡略版

洪水から命を守る対応

裏面で判定する行動指針の説明

四日市市防災カルテ

- 今後の地域での“みんなで逃げる・みんなで備える（地区防災計画の作成）”取組むのために、地区ごとの災害特性を分析し、各地区に応じた防災上、注意すべき事項等をまとめた防災カルテを作成

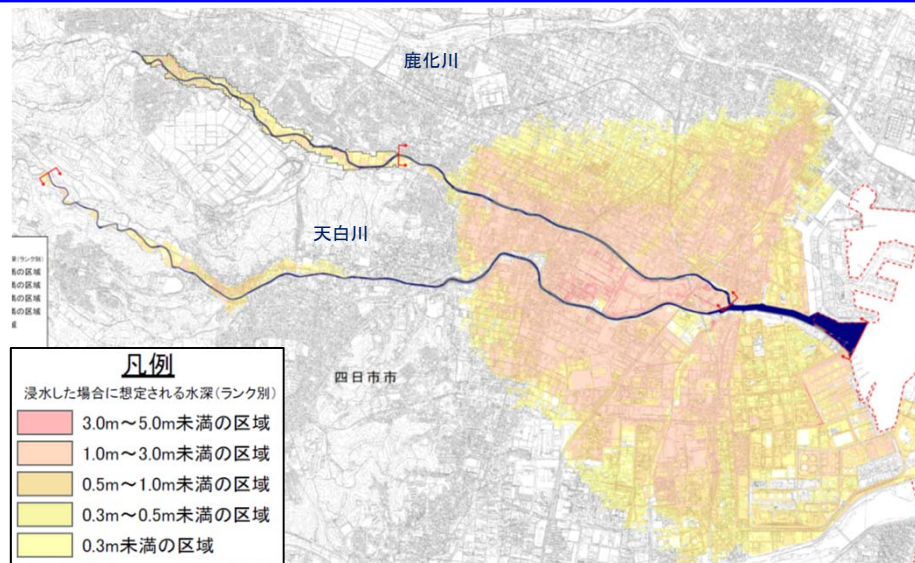


- ワークショップで聞き取った、災害に関する記録や過去の災害発生箇所、避難の際の危険な箇所、地域に残したい知識や知恵等を地図に落とし込み掲載

想定最大規模の洪水に係る洪水浸水想定区域図等の作成と周知

想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成し、市町に提供し、説明を行います。

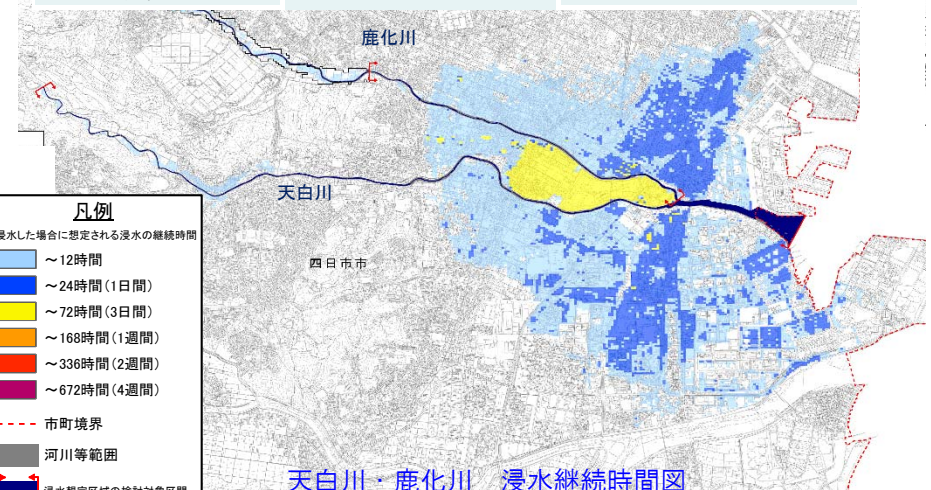
- ・平成27年水防法改定に伴い、洪水浸水想定区域図の対象降雨を河川整備において基本となる降雨（計画規模降雨）から想定し得る最大の規模（想定最大規模）に拡充し指定・公表を行っています。
- ・今回から新たに浸水継続時間図、家屋倒壊等氾濫想定区域を作成し公表しています。
- ・天白川・鹿化川について令和元年5月に指定・公表をおこないました。これにより、朝明川ほか圏域内の5つの水位周知河川の全てについて指定・公表が完了しました。
- ・水位周知河川以外の河川についても洪水浸水想定区域図の作成を進めており、鈴鹿川水系の内部川(県管理区間)・鎌谷川・足見川について、令和2年度5月頃の公表を予定しています。



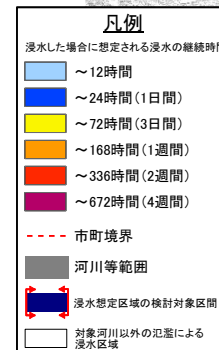
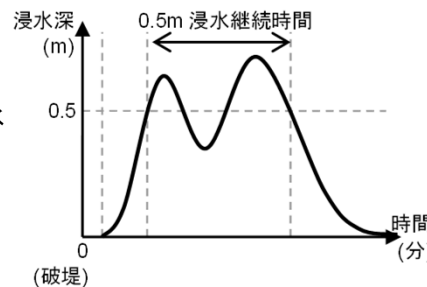
天白川・鹿化川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

水位周知河川名	計画規模降雨	想定最大規模降雨
朝明川	平成20年7月15日指定	平成29年3月21日指定
三滝川	平成18年9月1日指定	平成29年9月22日指定
海蔵川	平成23年2月22日指定	平成29年9月22日指定
天白川	平成22年6月1日指定	令和元年5月7日指定
鹿化川	平成20年7月15日指定	令和元年5月7日指定

水位周知河川以外	計画規模降雨	想定最大規模降雨
内部川(県管理区間)	平成21年3月公表	
鎌谷川	平成26年3月公表	令和2年5月公表(予定)
足見川	令和2年5月公表(予定)	



天白川・鹿化川 浸水継続時間図 (想定最大規模)



1. 想定最大外力の洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知

平成26年に鈴鹿川に関する洪水ハザードマップを作成し、全戸配布済。

その後の鈴鹿川の洪水浸水想定区域の見直し、新たに棕川、中ノ川の洪水浸水想定区域図の作成に伴い、その情報を盛り込んだ洪水ハザードマップを令和2年度に作成。

2. 小中学校における水災害教育の実施

- 全小中学校における防災ノートを使用した防災学習の実施。
- 小学校にて総合的な学習の時間、理科、社会の授業で川が引き起こす水災害と防災についての学習を実施。
- かめやま防災ネットワーク（市民団体）をゲストティーチャーとして招き、危険箇所タウンウォッチングや防災すごろく等を実施。
- 令和元年度開催の総合防災訓練に対象自治会の小、中学生が参加。今年度以降も、小、中学生を地域の力として避難訓練、救助体験等に参加いただき総合防災訓練を実施予定。



3. 要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の実施

地域防災計画に位置付けのある5施設について、避難確保計画を策定済みであり、計画に基づく訓練の実施について呼びかけ及び支援を実施。

重点項目に関する取組

川越町

洪水ハザードマップの策定・周知

- ・想定最大外力の洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、全戸及び企業へ配布済（HPには、外国語（3か国語）のハザードマップも掲載）
- ・各地区講演会等で説明を行い周知を図っています。
- ・ハザードマップの更なる普及浸透、住民等の水害に対する危機意識の醸成（じょうせい）等を図ることを目的に、生活空間であるまちなかにある電柱に海拔等情報を表示する取組を進めます。



要配慮者利用施設における避難確保計画及び訓練

- ・地域包括支援センターを中心に、町内介護保険事業者の連絡会議の場を借りて、避難確保計画の未提出事業者もあることから、ハザードマップにより、町域の災害リスク等の説明及び同計画の提出及び訓練の依頼を行っています。

洪水ハザードマップ作成事業



津市

事業目的

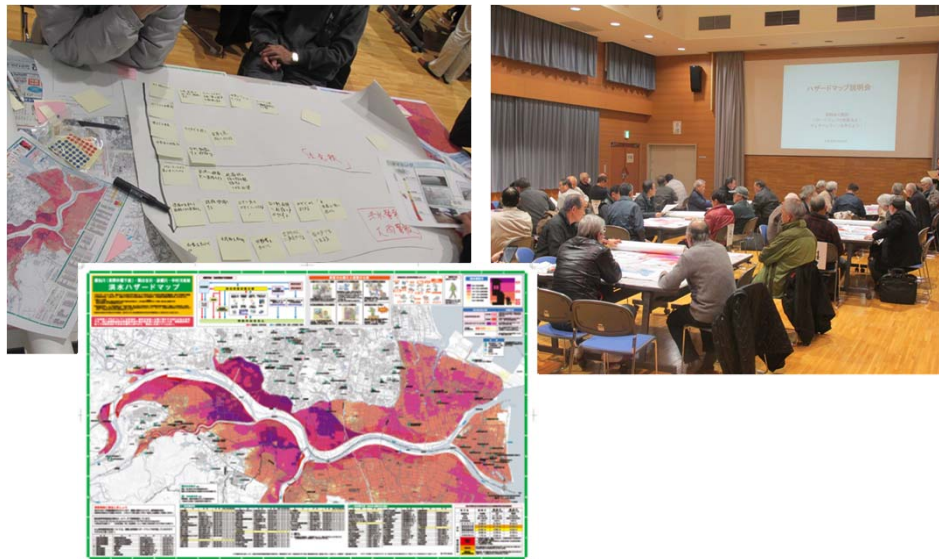
平成27年5月の水防法の改正で拡充して作成することとされた。法改正を受けて、平成28年度からハザードマップを作成する基礎となる浸水想定区域については、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に河川管理者である国交省(三重河川国道事務所)、三重県において、各河川における洪水浸水想定区域の見直しが進められており、見直し後の洪水浸水想定区域図が津市へ提出された際には、ハザードマップを作成・配布し、危険箇所等の周知を図る。

平成30年度まで

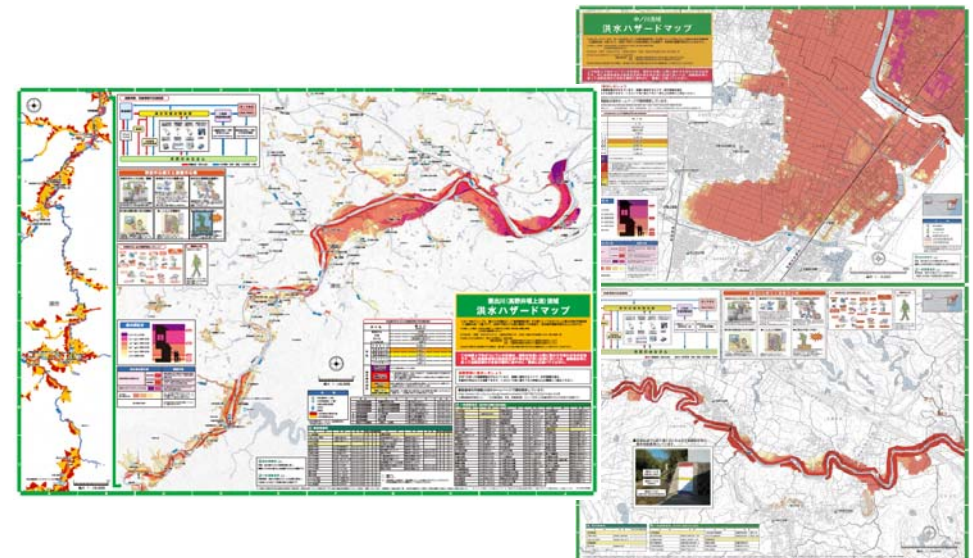
雲出川(直轄)流域、志登茂川流域、安濃川流域、相川流域における洪水ハザードマップを作成し、地元住民への説明会を開催後に関係流域へ全戸配布。

令和元年度以降

雲出川(県管理区間)流域と中ノ川流域の洪水ハザードマップを関係流域へ配布予定。今後も学習会等を通し、洪水ハザードマップや洪水避難の心構えを周知していく。



※雲出川(国管理)流域における 洪水ハザードマップと住民説明会の様子



※雲出川(県管理区間)、中ノ川流域洪水ハザードマップ



【重点項目①】：ハザードマップの策定・周知

【作成】

- 国土交通省による水防法に基づく浸水想定区域公表を受け、平成30年度に洪水ハザードマップ（櫛田川・雲出川）を作成。
- 令和元年度は県による水防法に基づく浸水想定区域公表を受け、三渡川水系、碧川水系、阪内川水系、金剛川水系の洪水ハザードマップを作成。
（令和2年3月完成、令和2年度出水期前に配布・説明会等を予定）
- 想定最大規模の洪水に対応するため、指定緊急避難場所の見直しを行った。



【周知】

- 令和元年度には、学校区単位で各自治会長へ説明会を開催し、洪水ハザードマップの考え方や住民に対する啓発への手法について説明をした。また、小野江地区では、地区防災訓練の機会に住民説明会を開催した。

【周知】

- 住民向け出前講座により、洪水ハザードマップの見方や避難行動の考え方を説明し、個々の住宅のハザード、建物構造等を確認し、警戒レベルに応じてどう行動すべきかを、世帯ごとに作成するワークショップにより、洪水リスクの周知、避難行動の理解促進に努めている。
（これまでに3地区で実施）



令和元年11月20日 小野江地区防災訓練

我が家の「命を守る避難計画」
（台風によって櫛田川の水位が上昇しているとき）

<p>72時間前 48時間前 24時間前 12時間前</p> <p>大雨注意報</p> <p>警戒レベル1 （台風が接近しているとき）</p> <p>警戒レベル2 （台風が接近しているとき）</p>	<p>天気予報に注意</p> <p>避難行動の確認</p> <p>自宅周りの点検</p>
<p>大雨警報</p> <p>警戒レベル3 （避難準備・高齢者等避難開始）</p> <p>避難所の開設</p> <p>洪水警報 櫛田川氾濫警戒水位</p> <p>暴風警報</p> <p>台風の最接近</p> <p>警戒レベル4 （避難開始又は避難準備（暴風））</p> <p>避難所等24時間開放（緊急） の対応に備え、避難所等24時間開放委員の選出を要請しよう。</p> <p>櫛田川氾濫警戒水位 土砂災害警戒情報</p>	<p>避難行動の確認</p> <p>避難所等24時間開放</p> <p>避難所等24時間開放</p>
<p>冠水発生</p> <p>大雨特別警報</p> <p>警戒レベル5 （冠水発生）</p> <p>避難所等24時間開放</p>	<p>避難所等24時間開放</p> <p>避難所等24時間開放</p>

警戒レベルが上がることにより危険度が高くなり、連絡が断れるなど、避難ができなくなる恐れがあります。

～松阪市防災ビジョン「災害時の人的被害ゼロ」を目指して～

【多気町】重点項目（ハザードマップの策定・周知）

多気町総合防災訓練

日時：令和元年9月1日（日）9時～12時

場所：多気町民文化会館ホール

参加者：350人

内容：

- ・ ライフライン企業における災害対策
（中部電力、NTT）
- ・ 大規模災害時における避難所疑似体験 など



防災マップを参加者全員に配布するとともに、防災担当から警戒レベルとあわせて説明・周知

重点項目に係る明和町における取組

●要配慮者利用施設における避難確保計画の策定 及び訓練の実施について

想定最大洪水浸水想定区域図に基づき、平成30年度から浸水エリア内の要配慮者施設をピックアップし、避難確保計画の作成・避難訓練の実施の説明を実施

明和町内の該当施設 20施設

避難確保計画提出済施設 20施設

※未提出施設が1施設あったが、令和元年度に提出され全施設から提出された

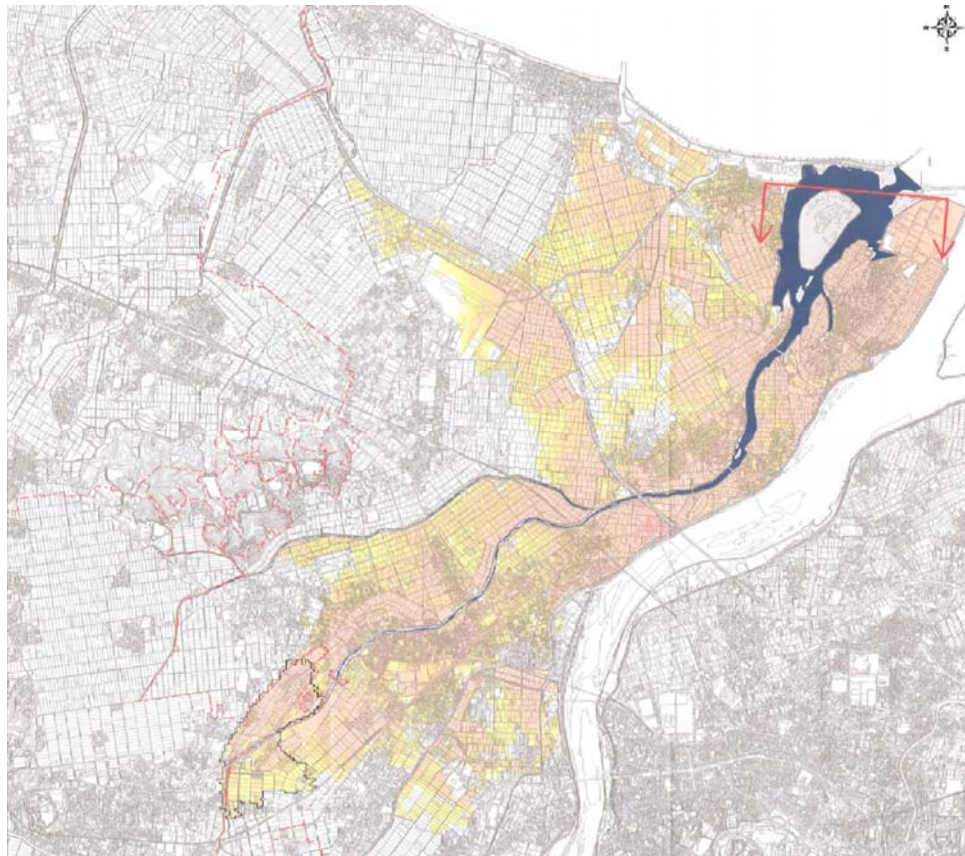
●最大規模の洪水浸水想定区域図を基にした 洪水ハザードマップ作成

想定最大規模のハザードマップの作成

国管理河川 櫛田川 (令和二年度に作成予定)

県管理河川 笹笛川、大堀川 (令和元年度に作成)

○県管理河川（13河川）の洪水浸水想定区域等の公表に伴い、ハザードマップを更新



※ 外城田川洪水浸水想定区域図

公表の河川(13河川)

- ・五十鈴川
- ・五十鈴川派川
- ・有田川
- ・大堀川
- ・汁谷川
- ・勢田川(県管理河川)
- ・相合川
- ・外城田川
- ・桧尻川
- ・松下川
- ・宮川(県管理河川)
- ・横輪川
- ・笹笛川(明和町地内)

取組① 住民の避難対策

○ハザードマップの周知 [R元年度改訂]

地域への防災講話等の実施

防災・まちづくりの研修会・先進地への視察

○避難確保計画の策定

浸水区域内の15施設へ要請・策定支援 (令和2年度から)

○住民への情報提供

危機管理型水位計 (1河川) 3箇所

河川監視カメラのライブ映像配信 (2河川) 3箇所

取組① 防災・まちづくりの研修会・先進地への視察

人と防災未来センター見学



取組① 地域への防災講話等の実施

町防災技術指導員による講話



◎避難勧告等発令基準の改正とハザードマップの作成配布

・平成31年3月に三重県が公表した、「宮川（上流部）洪水浸水想定区域図」では、宮川ダム下流の一部において、洪水による浸水被害が発生する懸念があり、万が一、想定最大規模の降雨があった際の避難体制の確保が課題となっていました。このことを受け、平成16年台風21号による土砂災害を教訓に定められた現在の避難勧告等発令基準に、洪水に係る発令基準を新たに追加し、令和2年度の出水期から運用を開始します。

また、洪水ハザードマップを作成し、各世帯に配布し早期避難の一助とします。

①大台町避難勧告発令基準（改正前）（抜粋）

- ▶ 平成16年台風21号災害の教訓から、住民の早期避難を誘導するとともに、大台町災害対策本部において速やかに避難誘導體制をとるため、土砂災害に関する避難勧告等の発令基準を定めるものとして整備したもの。

第1 避難勧告発令の指標

土壌雨量指数が200を超えた場合において、概ね1時間後に当該指数が300に達すると予測される場合

第2 関係機関から通報、情報提供があった場合

- 1) 土砂災害警戒情報が発表された場合
 - 2) 記録的短時間大雨を記録又は予想される通報があった場合
 - 3) 大雨特別警報が発表された場合
- など

⇒本町での発生リスクが大きい「土砂災害」に特化した内容

②ダム放流等に係る避難勧告等の発令

(2) 堤防等の施設に係る情報

堤防等の施設の異常が確認された場合には、水位や雨量の状況にかかわらず、躊躇なく避難勧告等を発令する。合流先の河川水位が上昇した場合には水門で逆流を防止した上で排水機場により合流先河川へと排水する方法をとっている河川においては、排水先河川の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）等を超えそうになると、排水先河川の堤防決壊を防止するために排水機場の運転を停止せざるを得なくなる場合がある。このような場合においては、当該河川の排水ができなくなり氾濫のおそれが急激に高まるため、避難指示（緊急）を発令する。

ダムの洪水調節容量を使い切る見込みとなり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量（放流量）とする異常洪水時防災操作に移行する場合は、ダム管理者から伝達される放流情報等をもとに避難勧告等を発令する。

（出典：内閣府「避難勧告等に関するガイドライン②（発令基準・防災体制編）」）

③避難勧告発令基準（改正後）（抜粋）

第1 避難勧告発令の指標

土壌雨量指数が200を超えた場合において、概ね1時間後に当該指数が300に達すると予測される場合

第2 関係機関から通報、情報提供があった場合

- 1) 土砂災害警戒情報が発表された場合
- 2) 記録的短時間大雨を記録又は予想される通報があった場合
- 3) 大雨特別警報が発表された場合
- 4) 異常洪水時防災操作（ただし書き操作）を行う旨の通報（3時間前予告）があった場合

令和元年度に三重県と下流域市町で構築したホットラインによる情報を活用。洪水に係る発令基準に明文化し、避難情報の適切な発表に努める。

※令和元年度に避難勧告発令基準を整備（一部改正）し、令和2年度でハザードマップを作成し配布する予定。

① 重点項目

ハザードマップの策定・周知について

- 既存のハザードマップは、毎年度実施の総合防災訓練や避難訓練にて活用しており、住民の認識も高いものと考えています。
- 最大浸水想定区域については、自主防災会議、消防団会議等の場で周知し、その後実施の総合防災訓練にて、印刷物を参加者一人ひとりに配布し、土砂災害警戒区域等とあわせて住民周知を行いました。
※訓練欠席者には、後日配布にて対応しました。
- 令和2年度に最大浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を掲載したハザードマップの作製を計画しています。
※県地域減災力強化推進補助金活用予定

取組・今後の予定（大紀町）

①ハザードマップの策定・周知

- ・今年度中に大内山川洪水ハザードマップを作成
- ・ハザードマップの全戸配布、各地区での説明会を予定

②水災害教育

- ・町内小学校4校、中学校2学校で、防災学習・避難訓練等を実施
- ・自主防災組織との連携による訓練の実施
- ・自主防災組織での勉強会等の開催

③要配慮者の避難確保計画作成・訓練の実施

- ・ハザードマップの結果により要配慮者施設への戸別訪問、避難確保計画作成について説明
- ・各施設において避難確保計画を作成し、避難訓練を実施

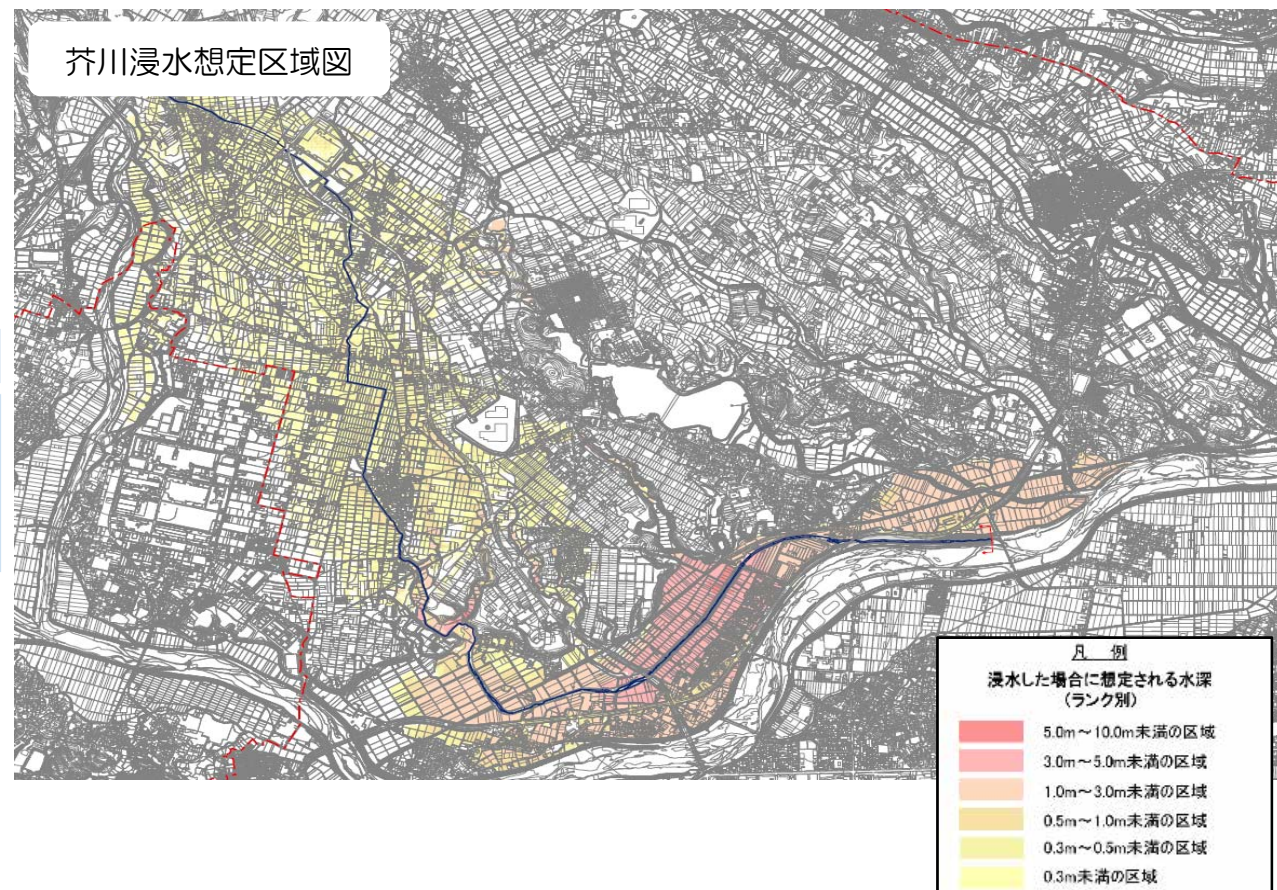
④その他

- ・各地区での避難訓練の実施

洪水浸水想定区域図の策定・公表

- 平成27年水防法改定に伴い、洪水浸水想定区域図の対象降雨を河川整備において基本となる降雨（計画規模降雨）から想定し得る最大の規模（想定最大規模）に拡充し指定・公表を行っています。
- 今回から新たに洪水継続時間図、家屋倒壊等氾濫想定区域図を作成し公表しています。

水位周知河川	公表日
中ノ川	令和元年5月7日
堀切川	
釜屋川	
椋川	
既往浸想図の改定	公表日
芥川	令和2年3月25日
金沢川	
田古知川	



公表資料

- 洪水浸水想定区域図
 (想定最大規模) (計画規模)
- 洪水浸水想定区域図【浸水継続時間】
 (想定最大規模)
- 家屋倒壊等氾濫想定区域図
 (氾濫流) (河岸浸食)

6 想定最大規模の降雨による浸水想定区域の把握

・洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、浸水想定区域図を作成して公表しました。

R1年6月までに 公表

水位周知河川(5河川) **その他河川(8河川)**

- | | | |
|-------|-------|------|
| ・宮川 | ・勢田川 | ・有田川 |
| ・五十鈴川 | ・汁谷川 | ・松下川 |
| ・大内山川 | ・横輪川 | ・桧尻川 |
| ・外城田川 | ・一之瀬川 | |
| ・大堀川 | ・相合川 | |

洪水浸水想定区域図作成河川位置図



R2年5月までに 公表

その他河川(8河川)

- ・江川(伊勢市)
- ・伊勢路川(南伊勢町)
- ・五ヶ所川(南伊勢町)
- ・泉川(南伊勢町)
- ・河内川(南伊勢町)
- ・村山川(南伊勢町)
- ・小方川(南伊勢町)
- ・奥川(大紀町)

②小中学校における水災害教育の実施

機関名	タイトル
三重河川国道事務所	防災教育試行授業の実施
亀山市	小中学生を地域の力とする総合防災訓練
松阪市	親子で災害について考える体験型の親子防災学習会
度会町	防災ノートやハザードマップを活用した授業、タウンウォッチ
伊勢市	地域防災力向上に向けた活動、防災スイッチ訓練
玉城町	小学校区別の防災訓練の実施
大紀町	自主防災組織との連携による訓練の実施等
南伊勢町	関係機関が集う懇談会の実施、防災教育の実施

- 平成29年3月に小中学校の学習指導要領等が改訂され、自然災害に関する内容が充実。
- 令和2年度より小学校にて新学習指導要領の全面実施に向けて、**防災教育の支援**。
- 各河川1校ずつ**支援校**として、先生方のアドバイスをいただきながら、身近な河川を題材として写真やイラストを中心に構成した授業で活用できる**副読本及び学習指導・発問計画**を作成。

主体的な行動による避難の実現に向けて

- 学校の授業内で教科書の代わりに活用できる地域の河川を題材とした教材を作成。



〈先行事例：沼津河川国道事務所 副読本・学習指導・発問計画〉

先行事例を参考に

〈先生方にヒアリングしながら「副読本・指導計画」を作成〉

主旨説明+ヒアリング

- 防災教育の充実に係る取組の**主旨説明**
- 事前ヒアリング(**授業で活用しやすい教材**について)

ヒアリング (指導計画・副読本骨子)

- 教育課程で防災教育を取り入れた**指導計画**
- 地域の河川や災害を題材にした**副読本の骨子**

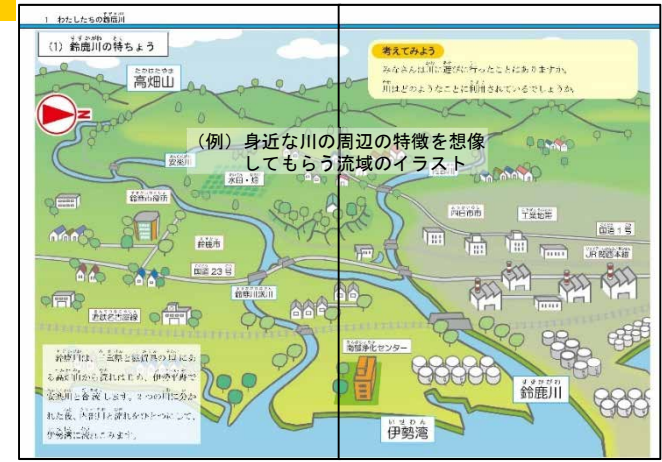
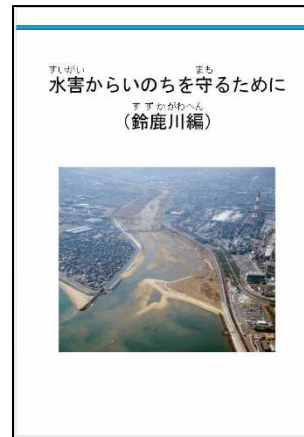
ヒアリング (副読本・教員指導用資料)

- 地域の河川や災害を題材にした**副読本**
- **教員指導用資料**(授業の流れ、発問計画、板書計画等)

試行授業の開催

- 作成した教材を使用して、**試行授業**の実施
- 授業後の改善事項等のヒアリング

〈副読本 (例.鈴鹿川編)〉



〈学習指導・発問計画 (例.鈴鹿川編)〉

(例) 教材の活用方法や授業校構成案を示した指導計画

(例) 各時限毎の流れや指導上のポイント、発問例を示した発問計画

時限	学習目標	発問例
1	鈴鹿川が、私たちの生活にどのような役割を果たしているかを知ること。	「鈴鹿川は、私たちの生活にどのような役割を果たしているか?」
2	大雨による水害の危険性を知ること。	「大雨による水害の危険性は何ですか?」
3	水害から身を守るための行動を知ること。	「水害から身を守るためにはどのような行動をとるべきですか?」
4	水害から身を守るための行動を実践すること。	「実際に水害から身を守るための行動を実践してみましょう。」

小中学校における水災害教育の実施

三重河川国道事務所

- 作成した副読本、学習指導・発問計画を活用し、支援校の担任の先生において試行授業を実施。
- 各学校の授業のカリキュラムにあわせ、時期やコマ数を設定。
- 児童が地域の浸水状況をよりリアルに理解してもらうため、卓上模型やモニタージュ写真を活用。

河川名	学校名	学年	実施日時
鈴鹿川	鈴鹿市立 河曲小学校	4年生 2クラス 78名	①R1.10.8(3限目) ②R1.10.18(5限目) ③R1.10.25(5限目) ④R1.10.29(3限目)
雲出川	津市立 香良洲小学校	4年生 1クラス 37名	①R1.7.16(3限目) ②R1.7.17(2限目)
櫛田川	松阪市 てい水小学校	4年生 2クラス 40名	①R1.10.16(2限目) ②R1.10.16(3限目) ③R1.10.16(4限目)
宮川	伊勢市立 豊浜西小学校	4年生 1クラス 21名	①R1.9.13(4限目) ②R1.9.17(2限目) ③R1.9.24(5限目) ④R1.9.27(4限目)

<卓上模型>



鈴鹿市立河曲小(10/25 3コマ目)



松阪市立てい水小(10/16 3コマ目)



伊勢市立豊浜西小学校
実施状況



松阪市立てい水小学校
実施状況

<モニタージュ写真>



大雨が降った後



大雨が降った後

浸水深: 2m

1. 想定最大外力の洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知

平成26年に鈴鹿川に関する洪水ハザードマップを作成し、全戸配布済。

その後の鈴鹿川の洪水浸水想定区域の見直し、新たに棕川、中ノ川の洪水浸水想定区域図の作成に伴い、その情報を盛り込んだ洪水ハザードマップを令和2年度に作成。

2. 小中学校における水災害教育の実施

- 全小中学校における防災ノートを使用した防災学習の実施。
- 小学校にて総合的な学習の時間、理科、社会の授業で川が引き起こす水災害と防災についての学習を実施。
- かめやま防災ネットワーク（市民団体）をゲストティーチャーとして招き、危険箇所タウンウォッチングや防災すごろく等を実施。
- 令和元年度開催の総合防災訓練に対象自治会の小、中学生が参加。今年度以降も、小、中学生を地域の力として避難訓練、救助体験等に参加いただき総合防災訓練を実施予定。



ブース見学の様子



防災授業の様子

3. 要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の実施

地域防災計画に位置付けのある5施設について、避難確保計画を策定済みであり、計画に基づく訓練の実施について呼びかけ及び支援を実施。



【重点項目②：水災害教育】

○災害を正しく恐れ、備えを促進するため、幼少期、小学生、中学生と段階に応じた防災教育を実施

【中学校防災教育】

学校によって洪水、土砂災害、津波といった自然災害リスクは様々であり、リスクに応じた防災講話、訓練を実施しているところである。

風水害の講話として、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）を事例に、倉敷市真備町の浸水想定区域と実際の浸水箇所が重なっていたことなど、ハザードマップの重要性を説明した。

【親子防災学習会】

小学生を対象に、親子で災害についての体験型学習により、防災を考える機会を提供。

とき／令和元年8月4日 ところ／松阪公民館（SCマーム）

参加者／14組

- * 防災クロスロード
- * 非常用持出袋を考えよう
- * 非常食体験
- * ロープ結索訓練
- * 備蓄品使用訓練
- * 搬送訓練 など



～松阪市防災ビジョン「災害時の人的被害ゼロ」を目指して～

② 重点項目 水災害教育

- 小・中学生への教育については「防災ノート」や「ハザードマップ」を活用した授業、タウンウォッチ等を実施しています。
- 町備蓄食料を配布するなどし、備蓄の推進を子どもたちから各家庭に広めてもらうようにしています。
- 学校で実施される訓練等に防災担当者が参加し、防災について話す機会を設けています。



小学校での取組

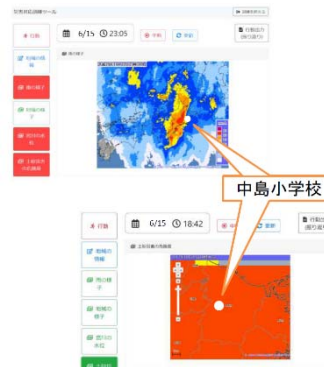
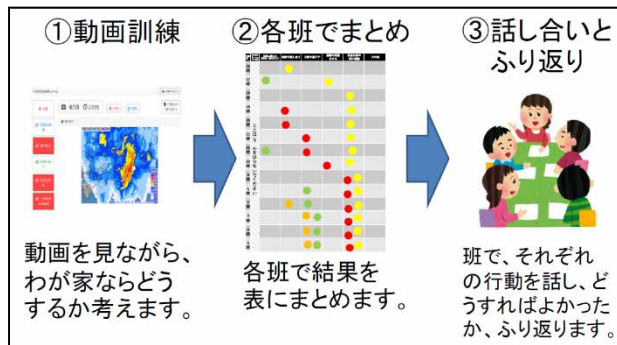
伊勢市

- 伊勢市の中島学区まちづくり協議会は京都大学防災研究所等の協力のもと、**地域防災力向上に向けた活動**を平成24年度より実施。
- 今年度は、水害を想定し、家族で行動するためのタイミングを児童と住民と一緒に考える**防災スイッチ訓練**を実施。

○いのちを守る防災訓練～あなたの防災スイッチを考えよう～

- ・ 開催日：令和元年6月15日（土）
- ・ 参加者：中島学区まちづくり協議会、中島小学校(5年・6年)、京都大学防災研究所、伊勢市、津地方气象台、三重河川国道事務所

<防災スイッチ訓練の流れ>



[動画イメージ]



雨雲レーダや河川の水位、被害状況等の動画にて現在の確認しながら、防災スイッチシートに行動をチェック



[防災イベント開催状況]



各班(地区)毎で話し合い、避難行動を始める「スイッチ」を共有。



取組② 小学校区別の防災訓練の実施 [R元年度～]

全体説明



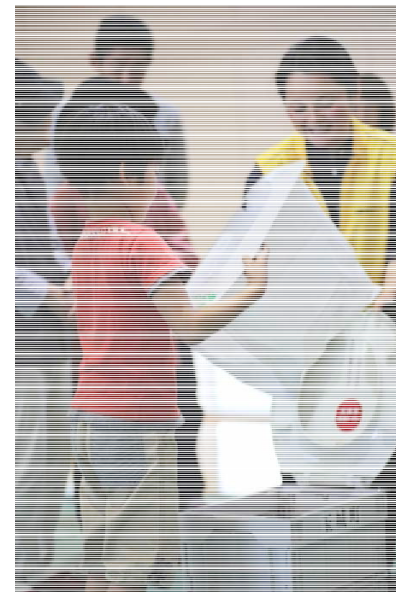
消火訓練



ロープワーク訓練



簡易トイレ
組み立て訓練



取組・今後の予定（大紀町）

①ハザードマップの策定・周知

- ・今年度中に大内山川洪水ハザードマップを作成
- ・ハザードマップの全戸配布、各地区での説明会を予定

②水災害教育

- ・町内小学校4校、中学校2学校で、防災学習・避難訓練等を実施
- ・自主防災組織との連携による訓練の実施
- ・自主防災組織での勉強会等の開催

③要配慮者の避難確保計画作成・訓練の実施

- ・ハザードマップの結果により要配慮者施設への戸別訪問、避難確保計画作成について説明
- ・各施設において避難確保計画を作成し、避難訓練を実施

④その他

- ・各地区での避難訓練の実施

●小中高等学校における防災教育の実施（防災課所管）

○毎年2回、教育長はじめ、南伊勢町小中高等学校の教頭先生及び先生、教育委員会、子育て・福祉課、防災安全課と懇談会を実施

【目的】

- (1)南伊勢町の児童生徒に地震や津波、台風等の災害時に自分の身は自分で守る力をつける。
- (2)教職員の危機管理意識を高め、自立的に防災教育をすすめる体制をつくる。
- (3)学校間、町防災安全課等と情報を共有することで各々の役割を自覚し、より安全な町づくりの一端を担う。

【内容】

- (1)防災教育に関する交流(各校から)
 - ・各校の今年度の防災教育計画
 - ・避難訓練及び二次避難所について
- (2)町防災訓練への子ども達の参画に向けて
- (3)防災事業について(防災安全課より)
- (4)事務職員部から
- (5)その他



役場防災安全課との懇談会

●小中高等学校における防災教育の実施（防災課所管）

防災教育の様子



小中学校防災訓練の様子



南伊勢高校南勢校舎防災特別授業



③要配慮者利用施設における避難計画の策定 及び訓練の促進

機関名	タイトル
鈴鹿市	要配慮者利用施設における避難計画の策定
松阪市	要配慮者利用施設に対する研修会
大台町	避難確保計画の策定、避難訓練の実施
亀山市	避難確保計画に基づく訓練実施の支援
四日市市	有識者による基調講演会の実施、職員による計画作成の説明
川越町	要配慮者利用施設における避難確保計画及び訓練
津市	津市一斉避難訓練の実施
明和町	避難確保計画の作成・避難訓練の実施説明
伊勢市	避難確保計画の策定、避難訓練の実施
度会町	土砂災害警戒区域内の対象施設における計画策定
大紀町	避難確保計画の策定、避難訓練の実施
南伊勢町	要配慮者利用施設における避難訓練

鈴鹿川水系周辺の減災の為の取組状況について

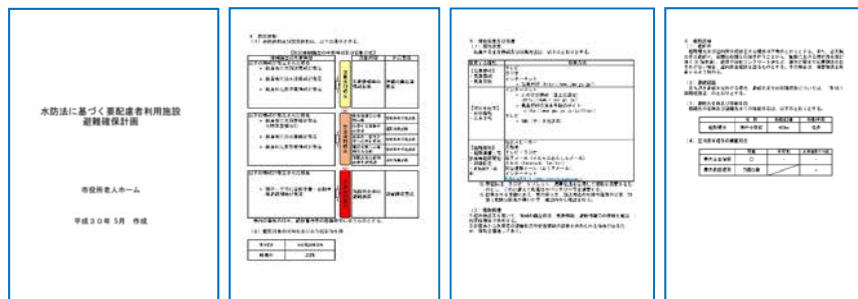
○要配慮者利用施設における避難計画の策定

実施主体：鈴鹿市，市内の要配慮者利用施設

主な内容：

・平成29年6月19日に水防法（及び土砂災害防止法）が改正され，洪水・土砂災害の危険がある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定が義務化された。

・鈴鹿市の対象施設は49施設から59施設となり，計画の策定状況は，57施設（策定率：96.6%）【令和2年4月1日現在】



避難確保計画のイメージ

○鈴鹿市河川防災センターにおける土のう訓練

実施主体：三重県建設業協会 鈴鹿支部【鈴鹿市参加】

実施場所：河川防災センター，市内地区市民センター

内容：出水期を前に水害対策のための土のう作成訓練及び土のう配備箇所一斉点検を実施

開催日：令和2年6月22日



写真は令和元年度のもの



【重点項目③：避難確保計画作成・訓練の実施】

【講習会プロジェクト】

水防法・土砂災害防止法に基づき、地域防災計画へ位置づけた要配慮者利用施設に対し、作成を促進するために通知を行い、併せて国土交通省三重河川国道事務所、三重県、松阪市が共催で研修会を行った。

とき／令和元年8月21日（水）

ところ／嬉野保健センター

参加者／136名

- 講習1 避難確保計画作成の必要性について
- 講習2 水害リスクに関する最近の動向について
- 講習3 避難確保計画の作成方法
- 講習4 土砂災害に関する避難確保計画の作成について
- 講習5 警戒レベルと避難行動について

【策定率】

178／232施設が策定済（令和2年1月1日時点で76.7%）

【令和2年度の課題】

- 県管理河川の洪水ハザードマップの公表に合わせ、新たに対象となる要配慮者利用施設に対し、通知を行う。
- 未作成の施設に対し、個別訪問等を含め作成を促進する。
- 施設が実施する防災訓練への助言、支援等を行う。



～松阪市防災ビジョン「災害時の人的被害ゼロ」を目指して～

1. 対象となる施設

区分	施設数
社会福祉施設等	12施設
学校・保育園等	7施設
合計	19施設

※土砂災害警戒区域内にあって、地域防災計画に位置付けられている施設

2. 避難確保計画策定の取組み

・平成29年9月 施設の施設長等への説明会を開催

①土砂災害防止法の改正による避難確保計画を
作成する義務

②土砂災害を想定した避難訓練の実施義務

③利用施設の災害時相互応援

・平成30年中 未提出施設への策定依頼（電話）

・令和元年6月 未提出施設への策定依頼（文書）



3. 計画の提出状況（令和元年12月末時点）

区分	施設数	提出済施設数	提出率
社会福祉施設等	12施設	12施設	100%
学校・保育園等	7施設	7施設	100%
合計	19施設	19施設	100%

4. 避難訓練の実施状況（令和元年度中）

区分	施設数	訓練実施施設	実施率
社会福祉施設等	12施設	10施設	83.3%
学校・保育園等	7施設	7施設	100%
合計	19施設	17施設	89.5%

※訓練実施施設については、令和2年3月までに実施予定の施設を含む。

5. 今後の取組み

今年出水期までに各施設に対し、避難確保計画に基づいた訓練を実施するよう文書にて依頼する。



1. 想定最大外力の洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知

平成26年に鈴鹿川に関する洪水ハザードマップを作成し、全戸配布済。

その後の鈴鹿川の洪水浸水想定区域の見直し、新たに棕川、中ノ川の洪水浸水想定区域図の作成に伴い、その情報を盛り込んだ洪水ハザードマップを令和2年度に作成。

2. 小中学校における水災害教育の実施

- 全小中学校における防災ノートを使用した防災学習の実施。
- 小学校にて総合的な学習の時間、理科、社会の授業で川が引き起こす水災害と防災についての学習を実施。
- かめやま防災ネットワーク（市民団体）をゲストティーチャーとして招き、危険箇所タウンウォッチングや防災すごろく等を実施。
- 令和元年度開催の総合防災訓練に対象自治会の小、中学生が参加。今年度以降も、小、中学生を地域の力として避難訓練、救助体験等に参加いただき総合防災訓練を実施予定。



3. 要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の実施

地域防災計画に位置付けのある5施設について、避難確保計画を策定済みであり、計画に基づく訓練の実施について呼びかけ及び支援を実施。

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進事業について

四日市市

～有識者による基調講演会の実施～

日時 平成29年10月19日

場所 あさけプラザ1階ホール

講師 鍵屋 一(かぎや はじめ)氏
跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部
コミュニティデザイン学科 教授



過去の水害における教訓・
水防法改正の趣旨について

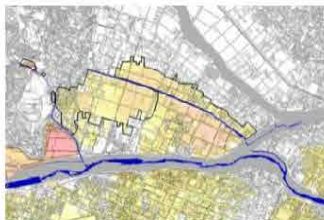
- 要配慮者の命を守り、命をつなぐ計画が必要
- 計画を作成したら、その計画どおりに進むか訓練を実施し、常に見直すことが重要
- 福祉施設・職員の災害対応能力を向上させることが重要

～職員による計画作成の説明～

日時 平成29年10月19日

場所 あさけプラザ1階ホール

講師 四日市市危機管理室職員



計画作成方法における
ポイントの説明

- 施設における浸水想定を確認
- 市からの避難情報の入手手段や要配慮者の避難誘導方法等について説明

○要配慮者利用施設は、**避難確保計画を適宜提出**

○避難訓練を実施し、避難確保計画のとおり、対応できるか**検証し、計画の見直し・改善**につなげる。

○平成31年2月に避難確保計画未提出の要配慮者利用施設に対して計画作成に係る通知文書を発出。

重点項目に関する取組

川越町

洪水ハザードマップの策定・周知

- ・想定最大外力の洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、全戸及び企業へ配布済（HPには、外国語（3か国語）のハザードマップも掲載）
- ・各地区講演会等で説明を行い周知を図っています。
- ・ハザードマップの更なる普及浸透、住民等の水害に対する危機意識の醸成（じょうせい）等を図ることを目的に、生活空間であるまちなかにある電柱に海拔等情報を表示する取組を進めます。



要配慮者利用施設における避難確保計画及び訓練

- ・地域包括支援センターを中心に、町内介護保険事業者の連絡会議の場を借りて、避難確保計画の未提出事業者もあることから、ハザードマップにより、町域の災害リスク等の説明及び同計画の提出及び訓練の依頼を行っています。

要配慮者利用施設における避難確保計画作成促進について

津市

浸水区域内の施設の見直しを行い、計画作成・訓練実施に向けた支援を継続していく

平成29年度のモデル事業
前期、後期にわけて講習会を実施

平成30年度のモデル事業
水害を想定した「津市一斉避難訓練」を実施

前期講習会

地域の水害特性・防災情報の入手方法等の説明と併せて、避難経路図作成や防災体制の構築、避難行動開始の判断など避難確保計画作成時のポイントを説明

概要① 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会の開催目的について
国土交通省中部地方整備局

概要② 避難確保計画作成の必要性について
三重大学大学院工学研究科 川口淳准教授

概要③ 気象情報の避難行動への活用について
津地方気象台

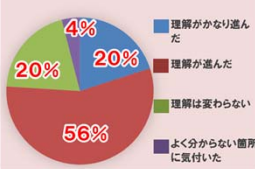
概要④ 水害リスクに関する最近の動向について
三重河川国道事務所

概要⑤ 津市における災害時の防災情報伝達について
津市危機管理部防災室

概要⑥ 避難確保計画の作成方法について
国土交通省中部地方整備局



講習会に参加したことで計画作成の理解が進みましたか【前期講習会終了後アンケート】



後期講習会

避難確保計画の内容の充実を図ることを目的に、ワールドカフェ方式で実施

1テーブルに4~5人で1ラウンドの時間を20~30分として、2回メンバーチェンジ

他の施設の参加者と活発な意見交換を行い、避難確保計画作成上の問題点や課題、良い取組（知恵）等を共有

①川口准教授によるワールドカフェの説明

②みんなて意見を出し合い付箋に書き込み

③いろんな課題や知恵等を情報共有

ワールドカフェとは
カフェにいるようなリラックスした雰囲気ながら、参加者が少人数に分かれたテーブルで自由に対話を行い、適宜他のテーブルとメンバーの交換をしながら話し合いを発展させる手法

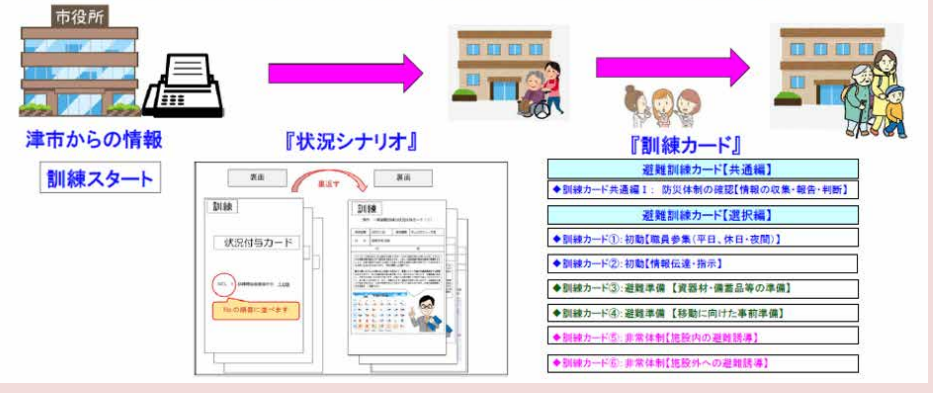
ワールドカフェのポイント

- カフェのようなリラックスした雰囲気テーマに集中した対話を行う
- 計画作成の中で課題を見つけ、仲間と話し合い、課題を共有する
- 参加者間の相互理解を深める

水災害を対象とした要配慮者利用施設に係る「避難確保計画」の実効性を高めるため、「津市からの訓練情報の提供」をきっかけとして、市内の参加施設が同じ時間帯に避難訓練に取り組む「一斉避難訓練」を実施

一斉避難訓練概要

- ①当日は、一斉避難訓練の参加施設宛に、メールや紙等により、「気象情報」や「河川水位」の変化等、水害のおそれがある場合の情報提供や連絡（状況付与）を行います。
- ②参加施設は、「状況付与」をきっかけとして、「大雨に関する情報収集」や「施設管理者等による避難準備の開始や避難の判断」、「避難場所までの移動」などの訓練を行います。



市内の老人ホームなど23施設が参加

●要配慮者利用施設における避難確保計画の策定

及び訓練の実施について

想定最大洪水浸水想定区域図に基づき、平成30年度から浸水エリア内の要配慮者施設をピックアップし、避難確保計画の作成・避難訓練の実施の説明を実施

明和町内の該当施設 20施設

避難確保計画提出済施設 20施設

※未提出施設が1施設あったが、令和元年度に提出され全施設から提出された

●最大規模の洪水浸水想定区域図を基にした

洪水ハザードマップ作成

想定最大規模のハザードマップの作成

国管理河川 櫛田川 (令和二年度に作成予定)

県管理河川 笹笛川、大堀川 (令和元年度に作成)

浸水区域内における要配慮者利用施設の避難確保計画の提出及び避難訓練の実施状況について

○避難確保計画の提出

197 施設中、140 施設提出済、15 施設完了

○避難訓練

197 施設中、9 施設実施

※今後、未提出、修正中の施設へ連絡を行う。

③ 重点項目

要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練の実施

- 最大浸水想定区域内に要配慮者利用施設はありません。
- 土砂災害警戒区域内の施設については、令和元年度中に計画を策定予定です。
- なお、計画を活用した訓練については、令和2年度から実施予定です。

取組・今後の予定（大紀町）

①ハザードマップの策定・周知

- ・今年度中に大内山川洪水ハザードマップを作成
- ・ハザードマップの全戸配布、各地区での説明会を予定

②水災害教育

- ・町内小学校4校、中学校2学校で、防災学習・避難訓練等を実施
- ・自主防災組織との連携による訓練の実施
- ・自主防災組織での勉強会等の開催

③要配慮者の避難確保計画作成・訓練の実施

- ・ハザードマップの結果により要配慮者施設への戸別訪問、避難確保計画作成について説明
- ・各施設において避難確保計画を作成し、避難訓練を実施

④その他

- ・各地区での避難訓練の実施

●要配慮者利用施設における避難訓練（高齢者支援課所管）

○災害対応能力の弱い避難行動要支援者は、災害の犠牲者になる可能性が高いため、各施設による避難訓練（地震・津波）が積極的に実施されています。

認知症対応型共同生活介護施設の避難訓練の様子



障害福祉サービス事業所の避難訓練の様子



④水害からの高齢者の避難行動 の理解促進に向けた取組

機関名	タイトル
三重河川国道事務所	高齢者と接するケアマネジャー等への 水害リスクに関する講習会実施
朝日町	避難行動要支援者の個別計画作成に向けた取組
多気町	自分を守る生活～日ごろの運動が役に立つ～
伊勢市	避難行動要支援者制度、「防災ささえあい名簿」の仕組み
松阪市	避難行動要支援者名簿の活用に向けたモデル地区での取組
度会町	自主防災組織の協力を得た避難行動を促す仕組みづくり

- 防災・減災への取組実施である河川管理者や防災部局と高齢者福祉部局とが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施
- 高齢者と接するケアマネージャ等に地域の水害リスクを理解してもらう説明会を実施。
- 市の福祉部局より紹介いただいた既存の講習会の場を活用。

R1.7.30 松阪地区介護保険サービス事業者等集団指導

- 対象者は、松阪市、多気町、明和町、大台町における地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業者に対する集団指導
- 一部時間をいただき、水害リスク及び高齢者の避難行動に対する理解促進のための防災と福祉との連携の必要性について説明を実施。
- 松阪市の防災部局も避難確保計画の作成について説明を実施。



地域包括支援センターとの連携

- 津市の各地域包括支援センターのセンター長が出席する定例会に出席
- センター長に近年の水害や地域のリスクについて説明
- 個別に話をいただいた地域包括支援センターに出向き、講座を実施
- 津市の防災部局とも連携し、所属するケアマネージャ等に水害に関する理解を深めてもらうよう講座を実施。



R1.8.21 要配慮者利用施設の避難確保計画作成講習会（松阪市）

- 標記講習会の中で、普段高齢者と接する介護施設の方々に水害リスクについて説明を実施。
- 三重県や松阪市の防災部局とも連携



- ◆ 共助の取組の前段として、ケアマネージャ等ご本人の自助の備えを確認
- ◆ 自助の理解を深めた後、高齢者と接する中で少しずつ地域の水害のリスクを伝える機会を増加。



高齢者福祉部局や地域包括支援センターの方々と連携し、高齢者の避難行動に関する理解促進を図る。

●これまでの経緯、今後の予定

【マニュアル、名簿作成】

- ・ H28年度
 - 「朝日町避難行動要支援者避難行動援助プラン（全体計画）」作成
 - 要支援者名簿作成
- ・ H29年度
 - 「福祉避難所運営マニュアル（保健福祉センター）」作成

【避難支援等関係者（団体）への説明・協力依頼】

- ・ 民生児童委員協議会
- ・ 自治区長会
- ・ 老人会
- ・ 消防団

【要綱策定、対象者意思表示確認】

- ・ H30年度（令和1年度）
 - 「朝日町避難行動要支援者名簿作成等に関する要綱」策定
 - 制度登録及び名簿情報提供に関する意思表示確認（きずな防災カード郵送）

【モデル地区にて制度及び個別計画作成についての説明】

- 1) 実施日時
令和2年1月18日(土) 18:00～
- 2) 実施地区名
朝日ヶ丘自治区
- 3) 概要
モデル地区にて対象者（同意者）の個別計画を作成しノウハウの習得及び課題等を解決後、全地区に展開予定。

■福祉避難所運営マニュアル作成 ワークショップの様子



■制度及び個別計画作成説明会の様子（班長会）



【多気町】高齢者等の避難行動の理解促進に向けた取組

「自分を守る生活～日ごろの運動が役に立つ～」

さわやか広場（社協事業）

自分の健康管理やふれあいを通して、いきいき暮らすことを目的に、各自治会の集会所で概ね月1回、地域の高齢者が集まり元気になる場を提供

地域包括支援センター

高齢者が自分の足で避難所へ行くことができるよう身体機能維持のための簡単な体操などを実施。あわせて、警戒レベルの説明も実施した。

- ・ 町内48自治会で実施（実施率98%）、参加者470人



(改正前) 災害要援護者登録制度

伊勢市

○平成25年度～令和元年8月までの制度概要○

避難行動要支援者

在宅生活をしており、次の①～⑧のいずれかに該当する人

- ①65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ②75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の人
- ③要介護3以上の認定を受けている人
- ④身体障害者手帳
(肢体・内部障がい1～2級、視覚・聴覚障がい1～3級)の交付を受けている人)
- ⑤療育手帳(程度区分A1、A2)の交付を受けている人
- ⑥精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている人
- ⑦特定医療(指定難病)受給者証の交付を受けている人のうち人工呼吸器などを装着している人
- ⑧これらに準じる状態で、自ら支援が必要であることを申し出た人

施設・病院などへの長期入所・入院の人は対象外

災害時要援護者登録台帳

(上記の①～⑦のいずれかに該当する人のうち)
自分や家族の支援だけでは避難をすることが困難で、
避難支援等関係者に個人情報を提供することについて
同意をし、市へ申請した人

制度年表

平成21年度	制度開始
平成25年度	制度改正
令和元年9月	制度改正

「避難行動要支援者名簿」

- ・対象者要件に該当する人を抽出し作成する。
- ・名簿は市が保管し、災害時等に生命又は身体を保護するために特に必要がある時には、同意の有無に関わらず関係機関へ提供する。

「災害時要援護者登録台帳」

- ・申請書(同意書)に基づき、市が作成する。
(手上げ方式)
- ・名簿は、平常時から避難支援等関係者へ提供する。

「避難支援等関係者」 (災害時要援護者登録台帳の提供先)

- 自治会、自主防災組織
- 民生委員・児童委員
- 消防団
- 地域包括支援センター
- 三重県聴覚障害者支援センター(聴覚障がいのある人のみ)

○令和元年9月からの制度概要○

避難行動要支援者

在宅生活をしており、次の①～⑦のいずれかに該当する人

- ①75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の人
- ②要介護3以上の認定を受けている人
- ③身体障害者手帳
(肢体・内部障がい1～2級、視覚・聴覚障がい1～3級)の交付を受けている人)
- ④療育手帳(程度区分A1、A2)の交付を受けている人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている人
- ⑥特定医療(指定難病)受給者証の交付を受けている人のうち人工呼吸器などを装着している人
- ⑦これらに準じる状態で、自ら支援が必要であることを申し出た人

施設・病院などへの長期入所・入院の人は対象外

防災ささえあい名簿

(上記の①～⑦のいずれかに該当する人のうち)
自分や家族の支援だけでは避難をすることが困難で、
避難支援等関係者(防災ささえあい名簿の提供先)に
個人情報を提供することについて同意をした人

「避難行動要支援者名簿」

- ・対象者要件に該当する人を抽出し作成する。
- ・名簿は市が保管し、災害時等に生命又は身体を保護するために特に必要がある時には、同意の有無に関わらず関係機関へ提供する。

「防災ささえあい名簿」

- ・同意書に基づき、市が作成する。(市から同意書を送付)(手上げ方式+同意方式)
- ・名簿は、平常時から避難支援等関係者(防災ささえあい名簿の提供先)へ提供する。

「避難支援等関係者」(防災ささえあい名簿の提供先)

- 自治会、自主防災組織
- 民生委員・児童委員
- 消防団
- 社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 警察
- 三重県聴覚障害者支援センター(聴覚障がいのある人のみ)
- 障害者相談支援センター(障害者手帳保持者のみ)

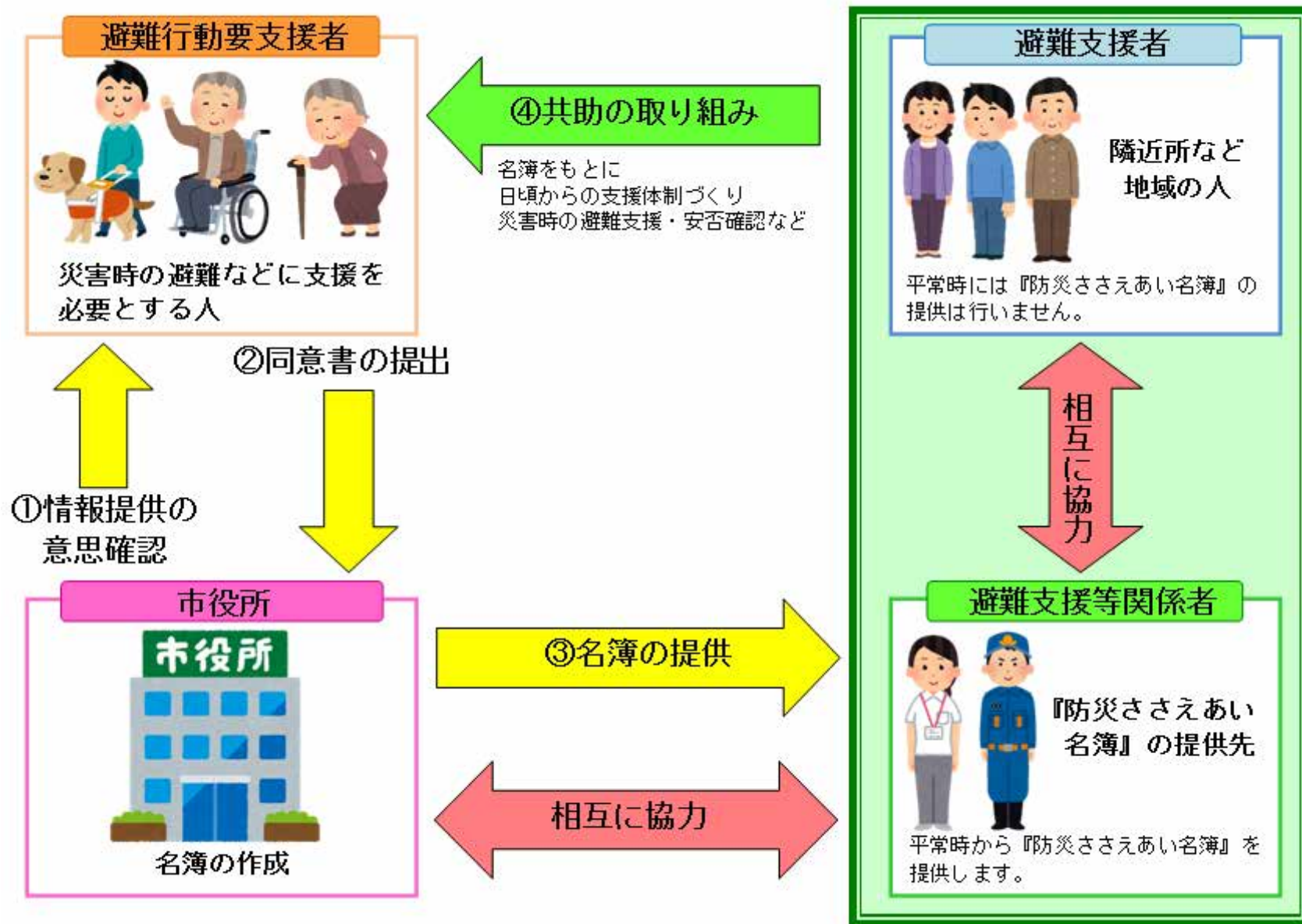
情報共有部署
消防本部

名簿提供はしないが、必要に応じて情報機関を行う機関

- ◆介護サービス事業者 ◆特定相談支援事業者(障害者手帳保持者のみ)

「防災ささえあい名簿」の仕組

伊勢市



(現行制度) 「避難行動要支援者制度」について

1. 制度概要

高齢者や障がいのある人など、災害時に支援が必要と思われる人(避難行動要支援者)の名簿を、市があらかじめ作成します。

その名簿に登録された人のうち、自分や家族の支援だけでは避難することが困難な人で、情報提供に同意した人の名簿を『**防災ささえあい名簿**』とし、避難支援等関係者に平常時から提供します。

避難支援等関係者は『**防災ささえあい名簿**』をもとに、日頃の見守りや地域で行う防災訓練などを通じて、災害時に円滑に避難支援等が実施できる支援体制づくりのために活用します。

また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、一人ひとりの具体的な支援の計画「個別避難計画」を本人や家族または地域の協力により作成します。

制度年表

平成21年度	「災害時要援護者登録制度」開始
平成25年度	「災害時要援護者登録制度」改正
令和元年9月	「避難行動要支援者制度」へ名称を改め制度内容を一部改正



【重点項目⑤：高齢者等の避難行動の理解促進に向けた取組】

令和元年度は、西黒部、鵜、大石地区をモデル地区とし、避難行動要支援者名簿（同意者名簿）を地区へ提供し、その活用に向けた取り組みを進めている。

（西黒部地区）

地区が主催する津波避難訓練に避難行動要支援者の本人や家族が参加するよう、避難行動要支援者名簿を活用して参加の呼びかけを行った。

（鵜地区）

避難行動要支援者を地区で支援していく「防災隣組」等を検討するキックオフとして、自治会単位でワークショップを開催した。（DIGを行い、具体的な支援策をイメージ・理解してもらうワークショップ。）

（大石地区）

令和元年度に地区防災計画（大石地区土砂災害タイムライン）を策定し、支援体制を検討してきた。令和2年度は大石地区土砂災害タイムラインをもとに、個々の避難計画作成及び要支援者支援に繋げていく。



～松阪市防災ビジョン「災害時の人的被害ゼロ」を目指して～

⑤ 高齢者等の避難行動の 理解促進に向けた取組

- 避難行動要支援者として名簿及び個別計画を策定しています。
- 計画には支援者を設定し、自主防災組織の協力を得て避難行動を促す仕組みづくりに取り組んでいます。
- 町総合防災訓練では、自主防災組織が名簿・計画を基に、要支援者宅を訪問し、付き添い避難や声かけをするなどのメニューを実施しています。また近年実施する、周知なしの避難訓練においても、このメニューを自主的に実施される組織があります。
- なお、災害対策本部設置時は要支援者であって、危険区域内に住まれる人等については、自主防災組織と協力し、訪問、電話にて避難を促しています。

⑤その他取組方針に係る取組事項

機関名	タイトル
三重河川国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易型河川監視カメラの設置 ・排水計画の作成 ・水害リスクラインによる水位情報の提供 ・SNS・AI技術を活用した住民避難・水防活動支援プロジェクト
津地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報の改善 ・土砂災害に対する警戒体制の整備
鈴鹿市	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴鹿市河川防災センターにおける土のう訓練
菰野町	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂 ・河川監視カメラの設置
南伊勢町	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の強化・活性化 ・水位標の設置
亀山市	<ul style="list-style-type: none"> ・椋川カメラの運用 ・総合防災マップの作成
川越町	<ul style="list-style-type: none"> ・防災カメラでの情報周知・防災訓練の実施
津建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理型水位計の設置
伊勢建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理型水位計及び量水標等の整備 ・簡易型河川監視カメラの整備
松阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報システム・被災者台帳システムの構築 ・IP無線機の配備
伊勢市	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理型水位計の設置
玉城町	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の更新
度会町	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量計の新設
(参考)鈴鹿市、伊勢市	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌の紹介

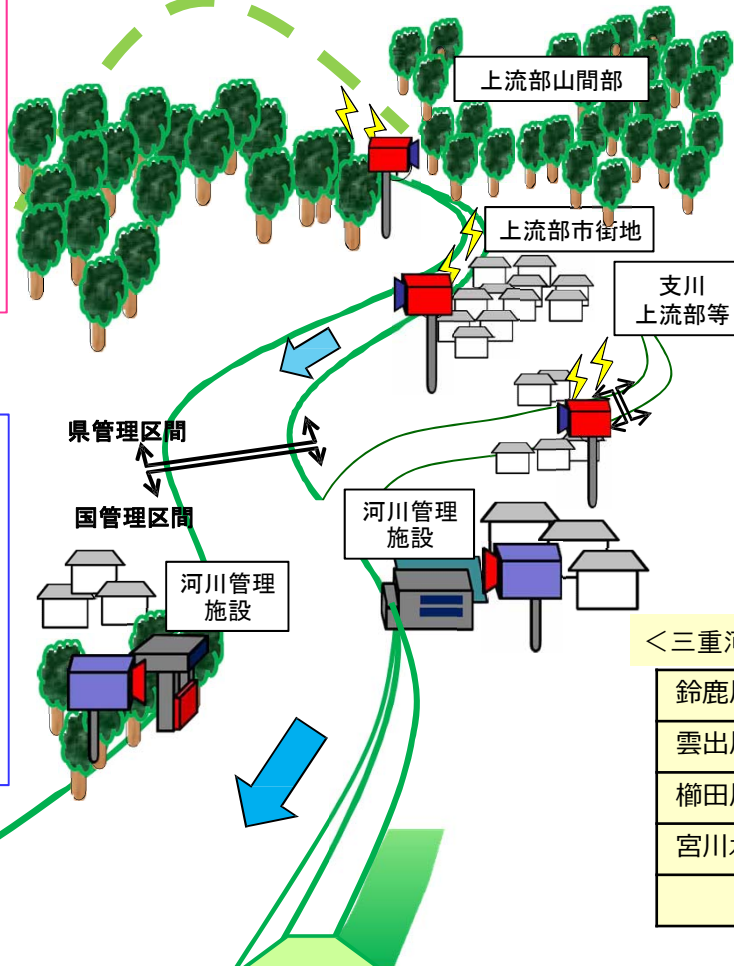
①簡易型河川監視カメラの設置

- 近年の豪雨災害では、洪水の危険性が十分に伝わらず、的確な減災行動につながっていないことが課題。
- 機能を限定した低コストの簡易カメラ（簡易型河川監視カメラ）を開発し、多くの地点で河川状況を確認することで従来の水位情報だけでは伝わりにくい「切迫感」を共有し、円滑な避難を促進。

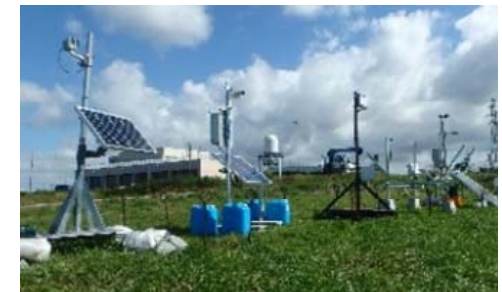
①無線式簡易型河川監視カメラ

屋外に容易に設置可能でかつ、電源・通信ともにワイヤレスで運用可能なカメラ

- 主に商用電源の確保が難しい山間部等への設置や通信網有線）の整備が難しい支川上流部や県管理区間等への設置推進し、中小河川等の画像（映像）情報の充実化。
- 将来的に有線通信網等を整備した際には、有線カメラとしても使用可能。



設置が容易で低コストな河川監視カメラを開発中。スマートフォン等で水位情報とともに、カメラ情報をリアルタイムで提供。



現場実証の状況(簡易型河川監視カメラ)

②有線式簡易型河川監視カメラ

屋外に容易に設置可能でかつ、初期導入コストが安価なカメラ

- 商用電源や通信（有線）の確保できる箇所に設置し、河川の状況等を監視し、映像情報の充実化。
- 河川管理施設（排水機場や樋門等）に設置し、ゲートの稼働状況や水位変動や安全確認等、広い範囲を監視（広角120°以上）する必要がある、施設監視カメラ等として設置を想定。

<三重河川国道事務所管内>

鈴鹿川水系	14基
雲出川水系	10基
櫛田川水系	9基
宮川水系	4基
合計	37基

(R2.3月末設置)

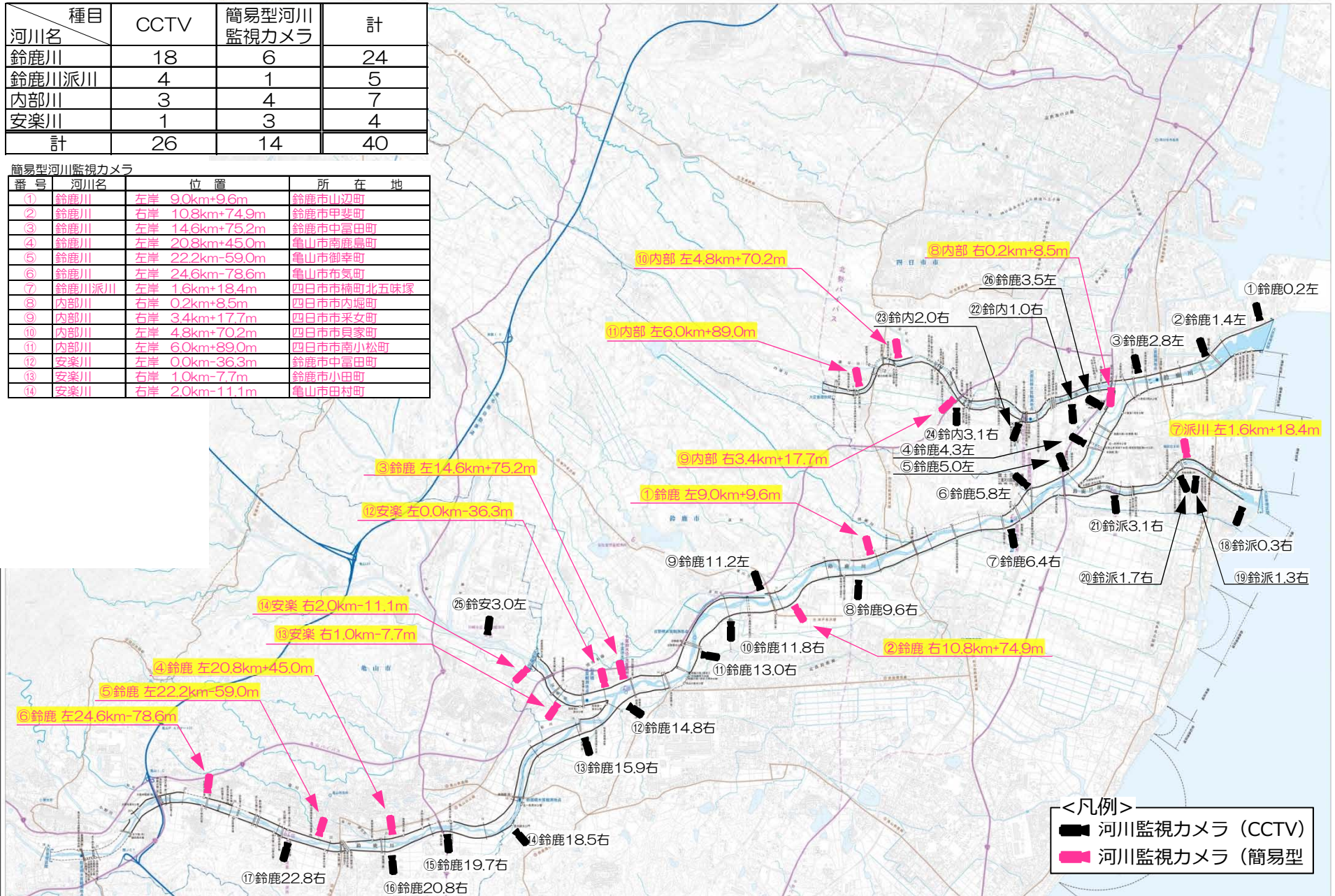


【鈴鹿川】簡易型河川監視カメラ 配置予定箇所(国管理河川)

種目	CCTV	簡易型河川監視カメラ	計
河川名			
鈴鹿川	18	6	24
鈴鹿川派川	4	1	5
内部川	3	4	7
安楽川	1	3	4
計	26	14	40

簡易型河川監視カメラ

番号	河川名	位置	所在地
①	鈴鹿川	左岸 9.0km+9.6m	鈴鹿市山辺町
②	鈴鹿川	右岸 10.8km+74.9m	鈴鹿市甲斐町
③	鈴鹿川	左岸 14.6km+75.2m	鈴鹿市中富田町
④	鈴鹿川	左岸 20.8km+45.0m	龜山市南鹿島町
⑤	鈴鹿川	左岸 22.2km-59.0m	龜山市御幸町
⑥	鈴鹿川	左岸 24.6km-78.6m	龜山市布気町
⑦	鈴鹿川派川	左岸 1.6km+18.4m	四日市市榑町北五味塚
⑧	内部川	右岸 0.2km+8.5m	四日市市内堀町
⑨	内部川	右岸 3.4km+17.7m	四日市市采女町
⑩	内部川	左岸 4.8km+70.2m	四日市市員家町
⑪	内部川	左岸 6.0km+89.0m	四日市市南小松町
⑫	安楽川	左岸 0.0km-36.3m	鈴鹿市中富田町
⑬	安楽川	右岸 1.0km-7.7m	鈴鹿市小田町
⑭	安楽川	右岸 2.0km-11.1m	龜山市田村町



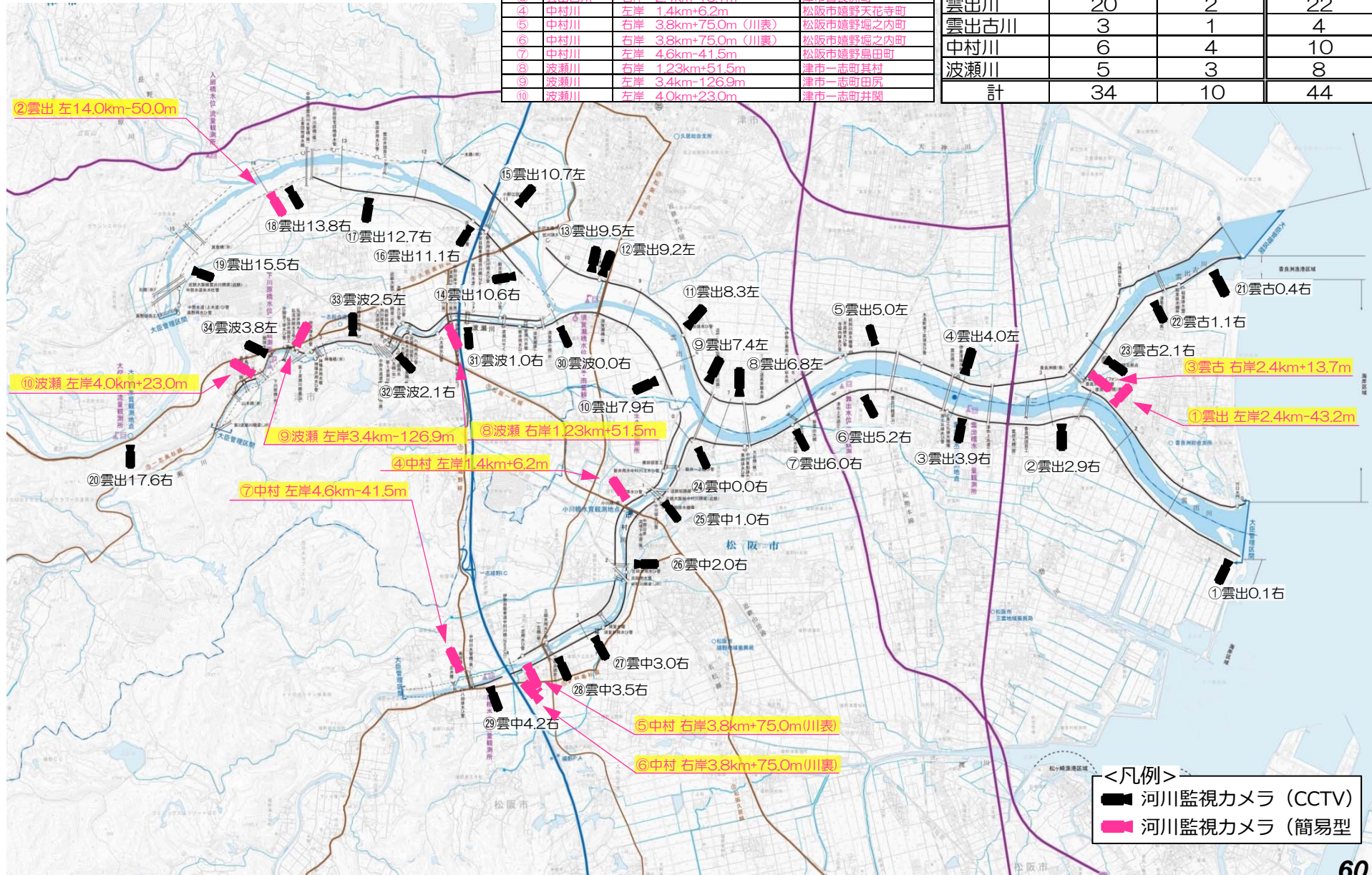
<凡例>
 ■ 河川監視カメラ (CCTV)
 ■ 河川監視カメラ (簡易型)

【雲出川】簡易型河川監視カメラ 配置予定箇所(国管理河川)

簡易型河川監視カメラ

番号	河川名	位置	所在地
①	雲出川	左岸 2.4km-43.2m	津市香良洲町
②	雲出川	左岸 14.0km-50.0m	津市庄田町
③	雲出古川	右岸 2.4km+13.7m	津市香良洲町
④	中村川	左岸 1.4km+6.2m	松阪市嬉野天花寺町
⑤	中村川	右岸 3.8km+75.0m (川表)	松阪市嬉野堀之内町
⑥	中村川	右岸 3.8km+75.0m (川裏)	松阪市嬉野堀之内町
⑦	中村川	左岸 4.6km-41.5m	松阪市嬉野島田町
⑧	波瀬川	右岸 1.23km+51.5m	津市一志町其村
⑨	波瀬川	左岸 3.4km-126.9m	津市一志町田尻
⑩	波瀬川	左岸 4.0km+23.0m	津市一志町井開

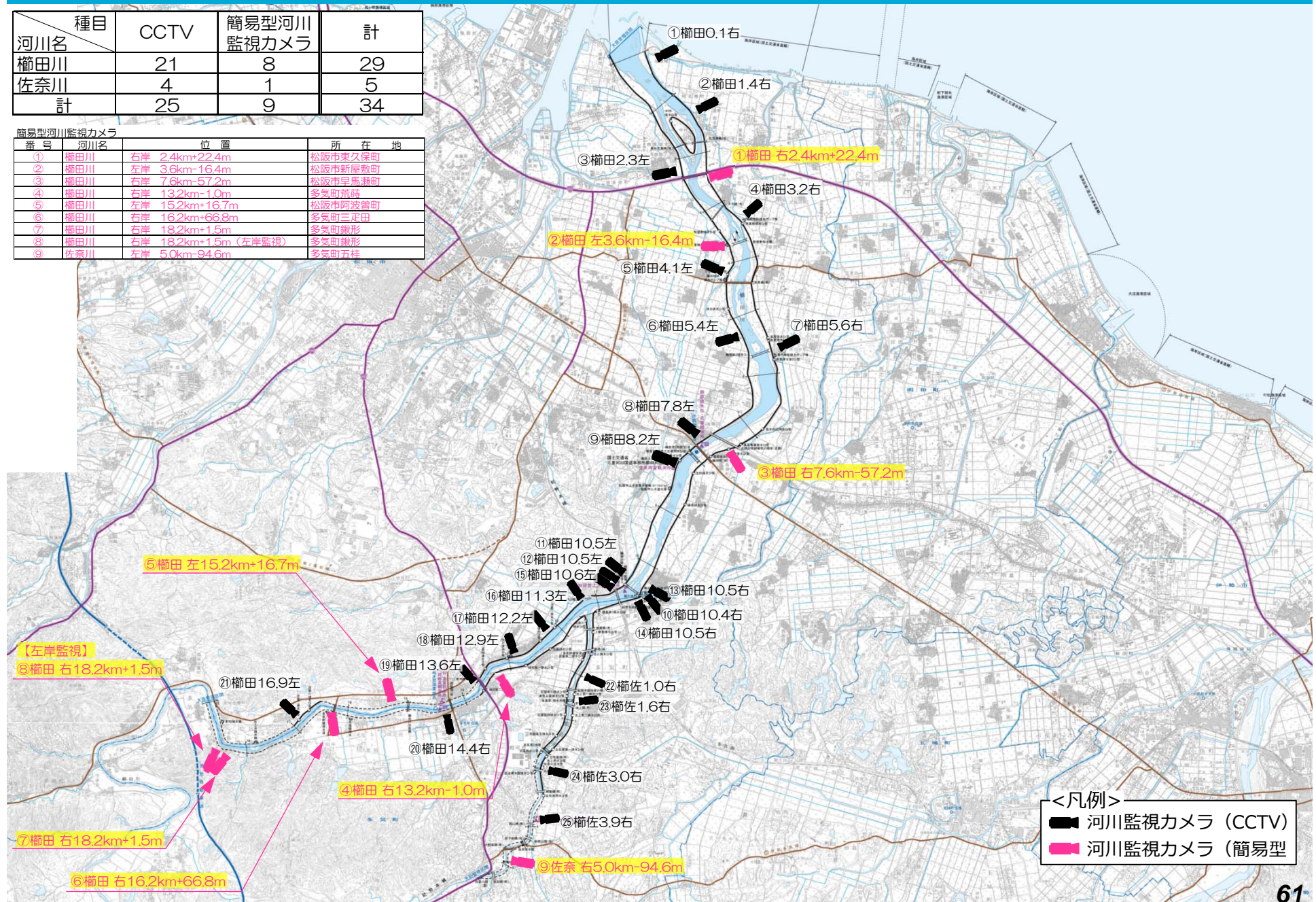
種目	CCTV	簡易型河川監視カメラ	計
河川名			
雲出川	20	2	22
雲出古川	3	1	4
中村川	6	4	10
波瀬川	5	3	8
計	34	10	44



【櫛田川】簡易型河川監視カメラ 配置予定箇所(国管理河川)

種目	CCTV	簡易型河川監視カメラ	計
河川名			
櫛田川	21	8	29
佐奈川	4	1	5
計	25	9	34

簡易型河川監視カメラ			
番号	河川名	位置	所在地
①	櫛田川	右岸 2.4km+22.4m	松本市東久保町
②	櫛田川	左岸 3.6km-16.4m	松本市新屋敷町
③	櫛田川	右岸 7.6km-57.2m	松本市早鳥瀬町
④	櫛田川	右岸 13.2km-1.0m	多気町荒詩
⑤	櫛田川	左岸 15.2km+16.7m	松本市阿波曾町
⑥	櫛田川	右岸 16.2km+66.8m	多気町三疋田
⑦	櫛田川	右岸 18.2km+1.5m	多気町磯形
⑧	櫛田川	右岸 18.2km+1.5m (左岸監視)	多気町磯形
⑨	佐奈川	左岸 5.0km-94.6m	多気町五柱

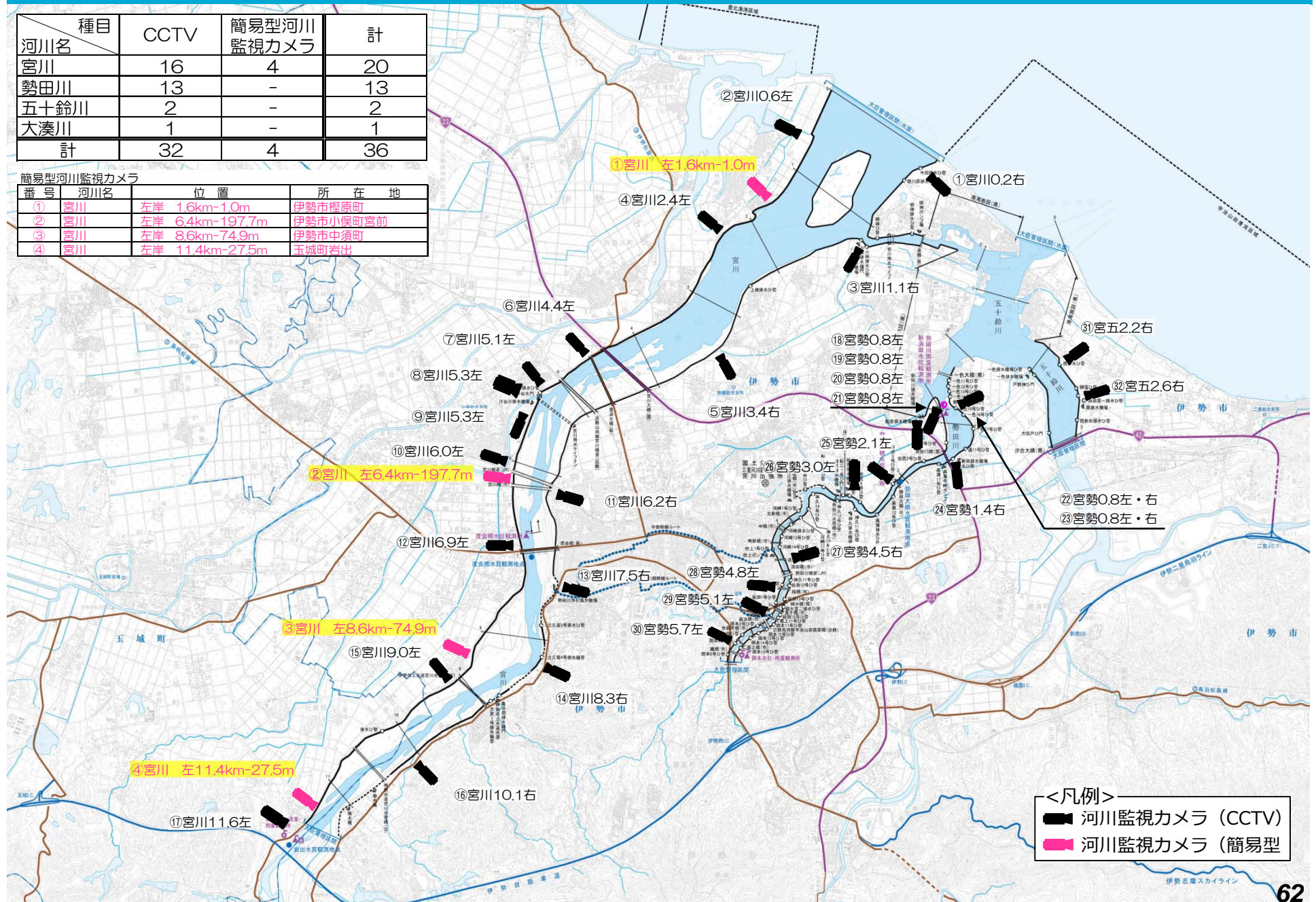


【宮川】簡易型河川監視カメラ 配置予定箇所(国管理河川)

種目	CCTV	簡易型河川監視カメラ	計
宮川	16	4	20
勢田川	13	-	13
五十鈴川	2	-	2
大湊川	1	-	1
計	32	4	36

簡易型河川監視カメラ

番号	河川名	位置	所在地
①	宮川	左岸 1.6km-1.0m	伊勢市榎原町
②	宮川	左岸 6.4km-197.7m	伊勢市小俣町富前
③	宮川	左岸 8.6km-74.9m	伊勢市中須町
④	宮川	左岸 11.4km-27.5m	玉城町岩出



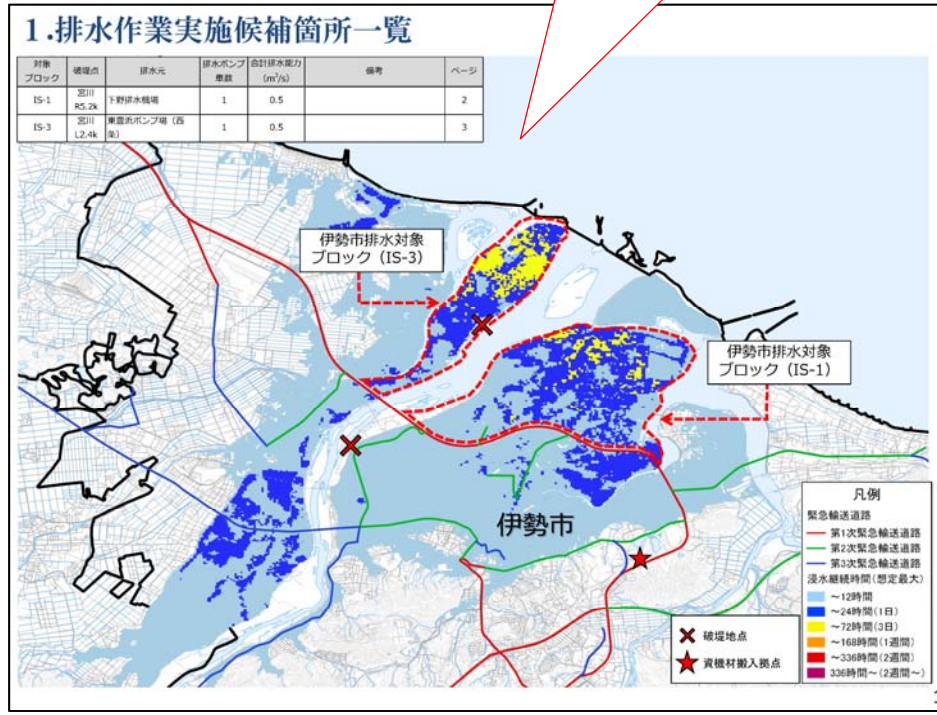
②大規模水害を想定した排水計画の作成

- 早期浸水解消のための「排水ポンプ設置箇所」、「排水ポンプ車進入経路」等を考慮した排水計画を河川ごとに検討し、「排水計画準備図集」を作成。
- 今年度以降は、関係機関と共有の上、関係機関管理の排水施設（樋門・水門等）の非常操作等について調整予定。

排水計画準備図集

排水作業対象ブロックと排水作業箇所を地図上に表示

現場へのアクセスルート、注意事項



排水作業実施地点の詳細情報、現場写真

③水害リスクラインによる水位情報の提供

- 国土交通省では洪水時の水位予測精度の高度化を進めるとともに、予測結果等を元に災害の切迫性を分かり易く伝える取組の一つとして、**上流から下流まで連続的に洪水の危険度が分かる【水害リスクライン】**による水位情報の提供を開始。
- 三重県内では、鈴鹿川、雲出川、橿田川、宮川水系にて運用開始。

国土交通省 川の防災情報

“気象”×“水害”×“土砂災害”情報マルチモニタ

情報の見方 水位雨量 カメラレーダ雨量 ダム水質 河川の観測所 お知らせ Q&A リンク 操作方法 サイトマップ 水防関係

全国 北海道 東北 関東 北陸 中部 近畿 中国 四国 九州 沖縄 未設定

お知らせがあります。

全国

雨の降っている地域 (XRAIN) 11:20

気象警報・注意報 11:21

河川カメラ(→全国のカメラへ) 11:20

川の水位情報 11:20

関連サイト

国土交通省 川の防災情報

国土交通省 川の防災情報 スマホ版

国土交通省 川の防災情報 English TRIAL VERSION

観測所の過去データからの規模推定

主要洪水時データ検索

↓下記ページでも水位を提供中

NHK NEWS WEB あなたの天気・防災

YAHOO! JAPAN 天気・災害

リンク集

雨雲の動き (高解像度降水ナウキャスト)

ハザードマップ ポータルサイト

土砂災害警戒情報

地点別浸水シミュレーション 検索システム (浸水ナビ)

水害リスクライン 11:20

CLICK

<http://www.river.go.jp/portal/#80>
※川の防災情報より移動

防災情報提供センター

③水害リスクラインによる水位情報の提供

- 水害リスクラインは、概ね200m毎の水位の実況・予測水位と堤防高の比較により左右岸別に上流から下流まで連続的に洪水の危険度を表示可能なシステムであり、**河川のどの区間が危険な状況**にあるのかを視覚的に確認が可能。
- 実況の危険区間に加えて6時間先までの**予測水位に応じた危険区間を確認**でき、事前に優先的に避難情報を発令する地区等を把握可能。
- 危険区間に加えて越水・溢水、堤防決壊時の**浸水想定区域も確認が可能**。

水害リスクライン 洪水時の表示イメージ

観測日時 2019/11/22 15:00

水害リスクライン
CCTVカメラ - 高岡水位観測所

観測日時 2019. 11. 22 15:05

平常時

現在カメラ

鈴鹿川本筋鈴鹿川右岸6.4k
三重県鈴鹿市一ノ宮町 高岡観測所

CCTVカメラ画像

越水・溢水の恐れのある区間を表示

避難警戒レベルに対応した表示

危険水位超過区間を表示

堤防が決壊した場合の浸水想定区域を確認可能

平常時と現在の河川状況を確認でき水害の切迫性が伝わる

項目	数値
観測水位(m)	9.4
避難判断水位(m)	8.6
はん濫注意水位(m)	8.6
水害想定水位(m)	7.5

時刻	水位(m)
13:40	4.79→
13:50	4.79→
14:00	4.79→
14:10	4.79→
14:20	4.79→
14:30	4.79→
14:40	4.79→
14:50	4.79→
観測 15:00	4.79→

水位観測所の水位状況 (自治体向けは予測水位も表示)

④ SNS・AI技術を活用した住民避難・水防活動支援プロジェクト 実証訓練概要

開催概要

日時: 令和元年9月13日(金) 14:00~16:00
 会場: 伊勢市防災センター、宮川右岸4.2k 他
 参加団体: 三重県、伊勢市、LINE株式会社、AI防災協議会、一般財団法人河川情報センター (FRICS)、国立研究開発法人防災科学技術研究所(NIED)、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)、株式会社ウェザーニューズ(WNI)、ボイスアップラボ株式会社、国土交通省水管理・国土保全局、中部地方整備局、三重河川国道事務所
 出席: 鈴木伊勢市長 他 訓練参加者: 約200名



訓練開会式



鈴木伊勢市長

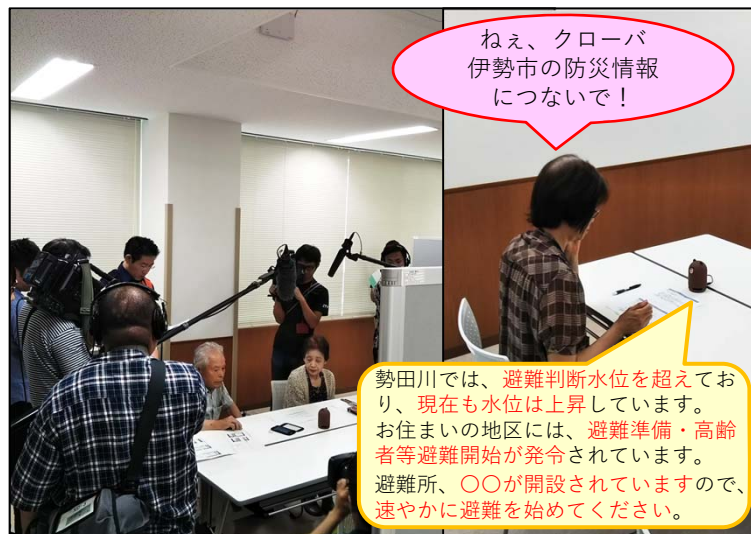
SNS、AIの新技术を活用した避難情報のLINE発信や被害現場の写真をリアルタイムで共有化していくシステムはすばらしいもので実用化に向けて期待していきたい。

(鈴木市長ブログより)

目的・内容

【目的】「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」の一環として、伊勢湾台風から60年を機に、三重県伊勢市をフィールドとして、情報を発信する行政(国土交通省・三重県・伊勢市)とSNS、AI技術を有する企業、研究機関等12機関が連携し、河川情報等の提供の充実を図り、住民の自らの避難行動や円滑な水防活動を支援することを目的とした現場実証を実施。

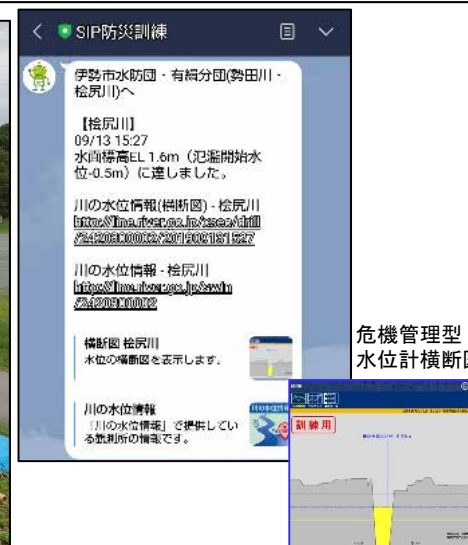
【内容】 1) 高齢者等の避難支援 (LINEを活用した逃げなきゃコール)
 2) 円滑な水防活動支援



AIアシスタント(Clova)を活用した高齢者等の避難支援



LINE等を活用した水防団・河川管理者からの現地情報の収集



LINE版防災チャットボット「SOCDA」を活用した防災情報の提供

令和元年度の取組事項 今後の取組予定

-
- 2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
 - (2) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項
 - ・ 防災気象情報の改善
-

1. 台風強度予報の5日先までへの延長について

平成31年3月14日実施

- ▶ 平成31年3月14日12時以降、最初に発生した台風から、これまで3日先まで発表している強度予報（中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域等）を5日先までに延長して発表。
- ▶ 気象庁の発表する台風予報は、進路・強度ともに5日先までの予報（図1）。
- ▶ 暴風域に入る確率情報も、これまでの3日先までから5日先までに延長（図2、3）。



図1 気象庁ホームページの表示イメージ

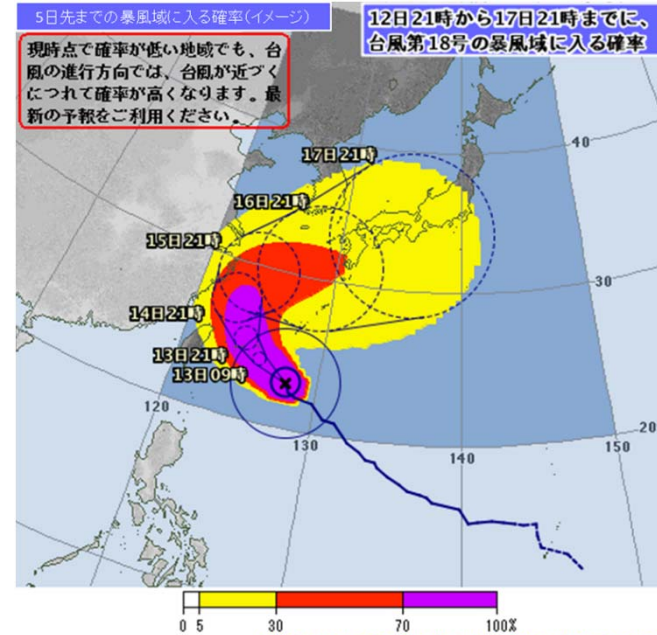


図2 台風の暴風域に入る確率（分布図）のイメージ

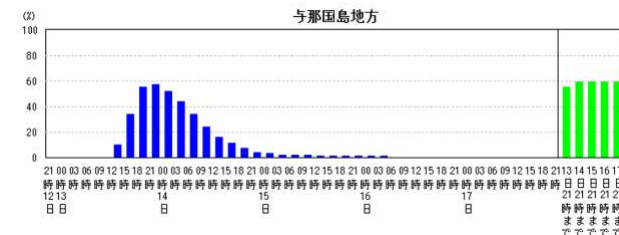


図3 台風の暴風域に入る確率（地域ごとの時間変化）のイメージ

2. 「危険度分布」とリスク情報の重ね合わせ表示について

令和元年12月24日実施

- 気象庁ホームページの洪水及び土砂災害に関する「危険度分布」に洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等のリスク情報を重ね合わせて表示できるよう改善した。

洪水浸水想定区域を重ね合わせ

ボタンで切替

土砂災害警戒区域等を重ね合わせ

ボタンで切替

The screenshots illustrate the following steps:

- Initial view: Flood Hazard Distribution (洪水警報の危険度分布) with a legend for flood warning levels (警戒レベル).
- Switching: A button with a flood icon is circled in red, and an arrow points to the next view.
- Overlaying: The Flood Hazard Distribution view is updated to include 'Flood Inundation Estimated Areas' (洪水浸水想定区域) in purple and blue, as indicated by the callout.
- Switching: A button with a landslide icon is circled in red, and an arrow points to the final view.
- Final view: Landslide Hazard Distribution (大雨警報(土砂災害)の危険度分布) with 'Landslide Warning Areas' (土砂災害警戒区域等) overlaid in brown, as indicated by the callout.

3. "気象" × "水害・土砂災害"情報マルチモニタについて

令和元年6月頃実施

- ▶ リアルタイムの大雨の危険度と併せ、自分が住んでいる場所の危険性も同時に確認できるように、「危険度分布」やハザードマップ等の個別のページにアクセスしなければならない一覽性の乏しい現状を関係者と連携して改善した。
(掲載アドレス：<http://www.river.go.jp/portal/#85> 中部版)

国土交通省 川の防災情報
"気象"×"水害・土砂災害"情報マルチモニタ

全国 北海道 東北 関東 北陸 **中部** 近畿 中国 四国 九州 沖縄

雨の降っている地域 (XRAIN) 10:00

気象警報・注意報 10:00
現在、東海地方に気象警報・注意報は発表していません

河川カメラ(→地域のカメラへ) 2019.12.26 10:04

川の水位情報 10:00

関連サイト
国土交通省 川の防災情報 全国版
国土交通省 川の防災情報 スマホ版
English TRIAL VERSION
↓下記ページでも水位を提供中
NHK NEWS WEB あなたの天気・防災
YAHOO! 天気・災害 JAPAN

洪水の危険性が高まっている河川 10:00

洪水情報の発表地域 10:00

洪水貯留操作を実施しているダムがある地域 10:00

洪水情報の危険度分布 10:00

土砂災害危険度分布 10:00

水害リスクライン 10:00
水害リスクラインのページへはこちらをクリック

避難情報 準備中

被害情報 準備中

リンク集
雨雲の動き (高解像度降水ナウキャスト)
ハザードマップポータルサイト
土砂災害警戒情報
地点別洪水シミュレーション検索システム (洪水ナビ)
交通規制・道路気象
統合災害情報システム (DIMAPS)
防災情報提供センター
防災ポータル

※「気象警報・注意報」「洪水情報の危険度分布」「土砂災害危険度分布」は気象庁ホームページへリンクしています。
※「川の水位情報」は危機管理型水位計運用協議会が運用するホームページへリンクしています。
※掲載の情報には、無人観測所から送られてくるデータを観測後直ちに表示しているものが含まれており、機器故障等による異常値がそのまま表示されている可能性があります。他の水位情報、気象情報も併せて確認してください。

※防災気象情報の伝え方に関する検討会の共同事務局である国土交通省水管理・国土保全局の取り組みの成果。

4. 「危険度分布」の通知サービスについて

令和元年7月10日から順次実施

- ▶ 土砂災害や洪水災害からの自主避難の判断に役立てていただくための「大雨・洪水警報の危険度分布」について、速やかに避難が必要とされる警戒レベル4に相当する「非常に危険（うす紫）」などへの危険度の高まりをプッシュ型で通知するサービスを、気象庁の協力のもとで、5つの事業者のうち4事業者が実施。
- ▶ 通知サービスでは、ユーザーが登録した地域の危険度が上昇したとき等に、スマートフォンのアプリやメール等でプッシュでお知らせ。
- ▶ 土砂災害や洪水災害等から避難が必要な状況となっていることにすぐに気付くことができるようになり、自主的な避難の判断に活用していただくことが期待される。



- 大雨警報（土砂災害）・注意報、洪水警報・注意報の発表基準の見直し（令和元年5月29日） ※大雨警報（浸水害）・注意報の発表の基準値の変更なし
- 最新の水害資料による大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の妥当性の確認及び必要な見直し作業の実施（継続中）
- 土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、気象警報等の各種防災気象情報について、警戒レベルとの対応付けを明確にして発表（令和元年5月29日）

今後の取組予定

- 大雨警報（土砂災害）・注意報、洪水警報・注意報の発表基準の見直し（継続）
- 最新の水害資料による大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の妥当性の確認及び必要な見直し作業の実施（継続）
- 本川の増水に起因する内水氾濫（湛水型の内水氾濫）の表示の改善（新規）
- 熱帯低気圧の段階から5日先までの台風進路・強度予報の提供（新規）
- 記録的短時間大雨情報の改善（新規）

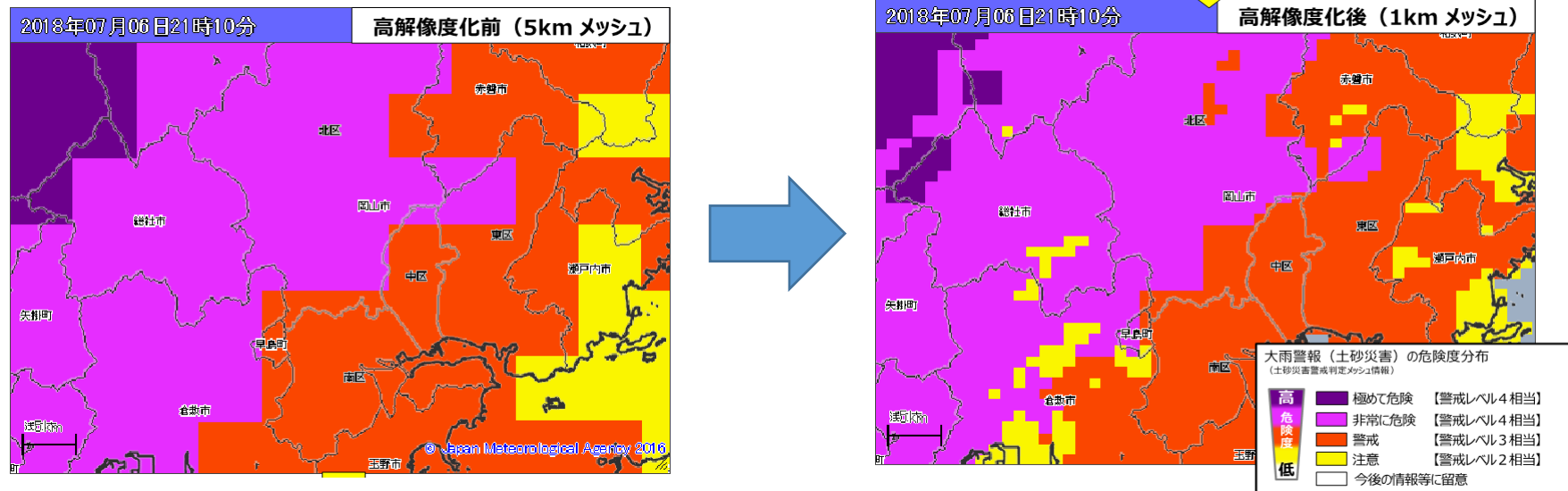
令和元年度の取組事項 今後の取組予定

-
- 5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組
・土砂災害に対する警戒避難体制の整備
-

1. 「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」の高解像度化について

令和元年6月27日
実施

- 市町村の避難勧告等や住民の避難行動の判断に一層活用できるよう「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」を現行の5kmメッシュ単位から1kmメッシュ単位に高解像度化を実施。



今後の取組予定

- 土砂災害警戒情報を発表する（継続）
- 土砂災害危険度情報を適時周知する（継続）
- 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信する（継続）
- 市の防災担当者へホットライン（継続）
- 土砂災害警戒情報の基準（CL）の見直し（新規）
- 大雨特別警報（土砂災害）の新たな基準値を設定（新規）

鈴鹿川水系周辺の減災の為の取組状況について

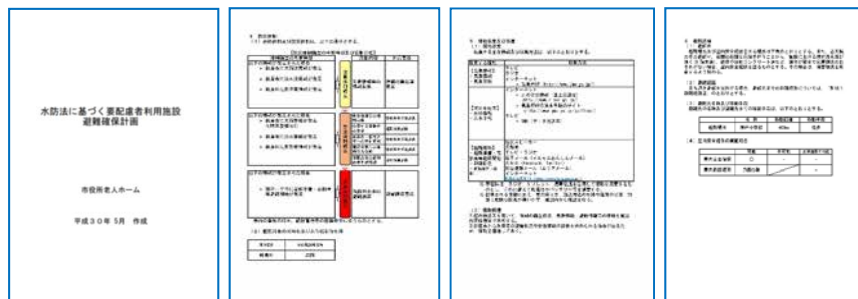
○要配慮者利用施設における避難計画の策定

実施主体：鈴鹿市，市内の要配慮者利用施設

主な内容：

・平成29年6月19日に水防法（及び土砂災害防止法）が改正され，洪水・土砂災害の危険がある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定が義務化された。

・鈴鹿市の対象施設は49施設から59施設となり，計画の策定状況は，57施設（策定率：96.6%）【令和2年4月1日現在】



避難確保計画のイメージ

○鈴鹿市河川防災センターにおける土のう訓練

実施主体：三重県建設業協会 鈴鹿支部【鈴鹿市参加】

実施場所：河川防災センター，市内地区市民センター

内容：出水期を前に水害対策のための土のう作成訓練及び土のう配備箇所一斉点検を実施

開催日：令和2年6月22日



写真は令和元年度のもの

1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂

【概要】

洪水浸水想定区域の公表、内閣府の避難勧告等のガイドライン改訂等に伴い、避難情報発令時の災害警戒レベルの付加、屋内安全確保等を盛り込んだ避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂を令和元年6月に行った。

【内容】

- ・ 避難情報発令時の災害警戒レベルの付加
- ・ 立ち退き避難（水平避難）と
屋内安全確保（垂直避難）の明記
- ・ 洪水浸水想定区域公表に伴う
避難情報発令区域等の整理
- ・ 危機管理型水位計及び流域雨量指数に基づく
避難情報発令判断方法の変更
- ・ 土砂災害（特別）警戒区域の指定に伴う
避難情報発令区域等の整理

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

菰野町
令和元年6月改定

2 河川監視カメラの設置

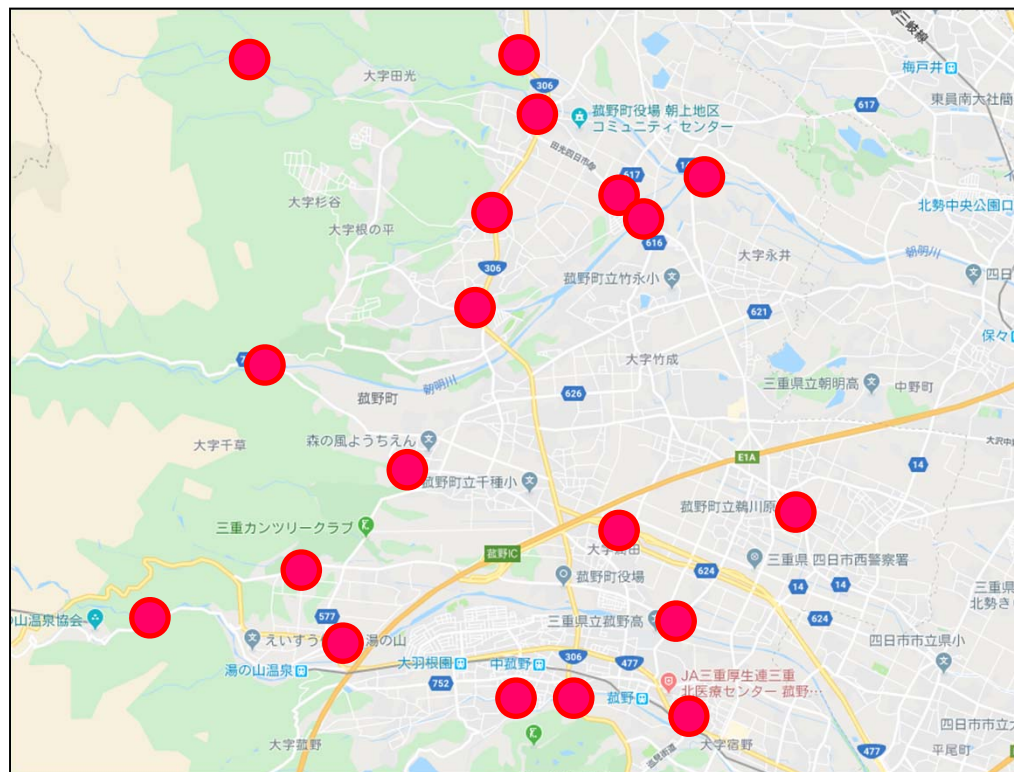
【概要】

町が避難情報を発令するための情報源とするとともに、住民らが自ら避難行動をとるための情報発信方法のひとつとして、町内の河川に河川監視カメラを設置しカメラ映像を公開する予定である。

【設置予定箇所】

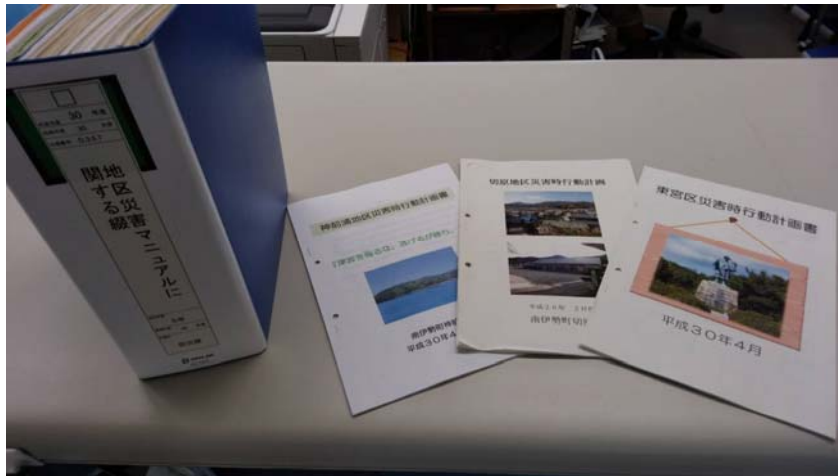
- ・ 田口川 1 箇所
- ・ 田光川 2 箇所
- ・ 杉谷川 2 箇所
- ・ 焼合川 1 箇所
- ・ 朝明川 3 箇所
- ・ 海蔵川 2 箇所
- ・ 竹谷川 1 箇所
- ・ 鳥居道川 1 箇所
- ・ 三滝川 3 箇所
- ・ 金溪川 2 箇所
- ・ 赤川 1 箇所

計 19 箇所



● 自主防災組織の強化・活性化（防災課所管）

地区災害時行動計画書 全38地区作成済み



町内全地区(38地区)で自主防災組織(区)が結成されています。
地域づくり支援事業により役場全職員が地区の担当に分かれて、
災害時における被害の防止または軽減を図るため
『地区災害時行動計画書』を作成。

●水位標設置（建設課所管）

令和元年度の事業として町内4つの河川に水位標を設置しました。（古和川・村山川・五ヶ所川・神津佐川）

この水位標は、護岸天端から3.0m（赤・黄・白）の帯状の標を設置することで一目で水位が分かることができるため各区（住民）からも評判がいい。（工事費：約400,000円/箇所）

令和2年度は、押渕川（押渕）、中の谷川（船越）、河内川（河内）、大江川（大江）の4河川に設置予定。

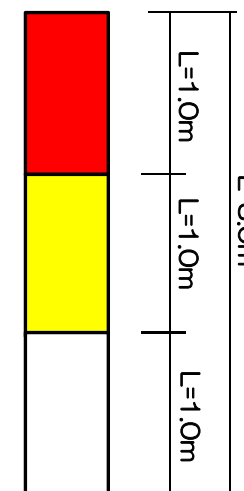
二級河川 古和川



二級河川 五ヶ所川



水位標



水防訓練

梅雨や台風の本格的なシーズンを前に、水防に関する知識や技術、基本的な水防工法の作成要領を習得し、風水害発生時に迅速な活動ができるよう、水防訓練を実施予定。

- 日時：令和2年5月24日（日）予定
- 場所：鈴鹿川勸進橋上流左岸河川敷



椋川カメラの運用

椋川周辺の浸水にかかる円滑な対応を行うため、平成30年度に排水ポンプ水位電極の設置並びに河川の状況及び隣接道路の状況の視認用監視カメラを設置。

令和元年度より本格的な運用を実施している。

総合防災マップの作成

前述の洪水ハザードマップに加え、防災マップ（避難所等の位置等）、土砂災害、ため池、地震ハザードマップ等を全て網羅した総合的な防災マップを令和2年度に作成。

その他の取組

川越町

防災カメラでの情報周知

・早めの自主避難に繋げるため、町内に設置している防災カメラ映像を、リアルタイムの画像として、町HPに掲載し、目で見る情報を提供しています。



防災訓練の実施

【消防団】

四日市市消防職員指導により、土の積み工法等について水防訓練を実施しました。

【自主防災組織】

町内全域の自主防災組織により、避難所開設に向けた初動体制の訓練を実施しました。



2) 洪水被害軽減のための水防活動等を迅速・的確に行う取組

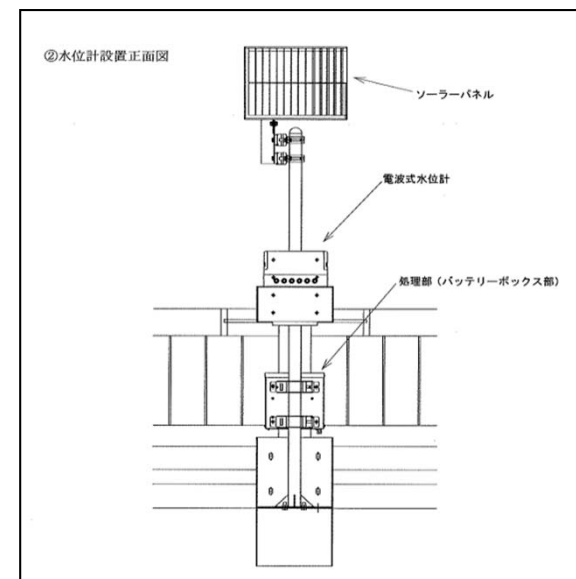
10. 量水標の設置

地域の住民や消防団等が水位の状況を確認できるように、量水標・水位計の設置や水位を示すペイントの実施。

危機管理型水位計を設置

◇ 令和 元年度設置数 : 4箇所
(設置時期:R1年12月~R2年2月)

- 一級河川 佐田川
- 一級河川 垣内川
- 一級河川 谷杣川
- 二級河川 岩田川



13 危機管理型水位計及び量水標等の整備

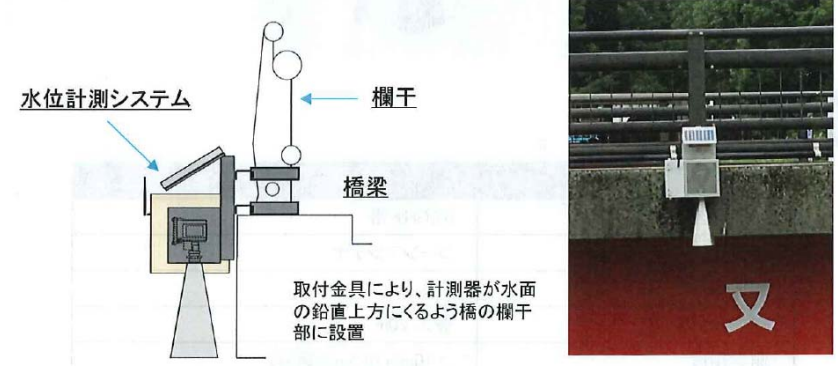
・水防団等が現地の出水状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標を設置しました。

危機管理型水位計 設置箇所

- H30設置箇所
- 18箇所
- R1設置箇所
- 16箇所



危機管理型水位計設置イメージ



1.3 簡易型河川監視カメラの整備

- ・水防団等が現地の出水状況を確認できるように簡易型河川監視カメラの設置を行います。

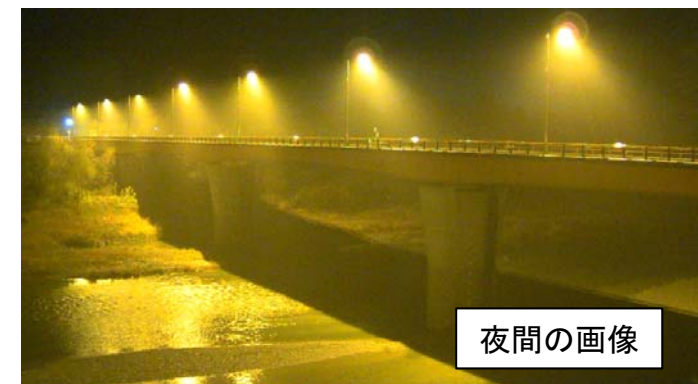
映像で河川氾濫の危険性が直接認識でき、より切迫感が伝わり、住民の避難行動に繋がる有効な手法であることから、従来の河川監視カメラより、機能を限定した低コストで設置容易な簡易型河川監視カメラを令和2年度に水位周知河川(宮川、五十鈴川、大内山川、外城田川)に設置する方向で検討しています。

簡易型河川監視カメラ設置イメージ

静止画像を5分毎に
自動更新



「川の水位情報」
<https://k.river.go.jp>





【重点項目④：その他減災に係る取組方針の項目】

【松阪市防災システム・被災者台帳システムの構築】

平成30年度に災害時の状況把握や情報分析等を行う「防災情報システム」と、災害後の被災者生活再建支援業務を管理する「被災者台帳システム」の2種類のシステムを構築した。

防災情報システムでは、タイムライン管理や事案への対応状況、各部局間での情報共有、避難所の管理等を行っており、庁内各部局間での連携が強化された。

【IP無線機の配備】

松阪市では移動系防災行政無線を所有しているが、合併前のそれぞれの旧市・町が配備したものであり、本庁と各地域振興局間で相互通話ができない等の課題があった。

そこで、平成30年度より携帯電話会社の回線等を使用する「IP無線機」を新たに150台配備した。

各地域振興局や地区市民センター、避難所（学校）、消防団等に配備しており、災害時の調整や停電時の情報伝達等が円滑に行えるようになった。



河川	観測点	観測時刻	水位	水位	水位	水位	水位	水位	水位	水位	水位	水位	水位	水位	水位	水位	水位	水位	水位	水位
阿波川	阿波川	2018/7/16 21:40	1.16	1.50	0.93	2.65	2.70	1.38	1.37	1.99	1.55	1.54	0.51	0.31	0.42	1.66	1.93	1.65	1.65	1.65
吉野川	吉野川	2018/7/16 21:30	1.14	1.50	0.93	2.61	2.69	1.42	1.38	1.99	1.55	1.53	0.55	0.31	0.42	1.67	1.94	1.66	1.66	1.66

～松阪市防災ビジョン「災害時の人的被害ゼロ」を目指して～

危機管理型水位計の設置

伊勢市

○令和元年度 危機管理型水位計設置箇所



※令和元年度 15基設置

- ・令和元年度 15基設置
- 汁谷川
- 菱川
- 箕曲瀬川
- 鮫川
- 小木川
- 馬瀬川
- 小林排水路
- 朝川支川
- 北部幹線
- 中島排水路
- 清水川
- 亀谷郡川
- 小田古川
- 滝倉川
- 大倉川

取組③ 防災行政無線の更新 【デジタル化】〔R元年度～〕

老朽化した親局・子局、個別受信機、の更新

更新期間 令和元年度から令和3年度

概算事業費 約3億5千万円

事業内容 親局 1局 子局 7局

個別受信機 4,800台（全戸無償配布）

④ その他減災に係る取組方針の項目

- 雨量計を町内 2 か所へ新設し、既存の雨量計と合わせて、町ホームページにより雨量情報を配信しています。
※国・県設雨量計と合わせて町内 7 か所を表示しています。

雨量日表(時間) 度会町

日付指定 << < > >> [csv download]

2019年10月12日

雨量日表(時間)(単位 mm)
2019年10月12日

時	度会町役場		川口		南中村		小川		度会		時	注連指		鮎川	
	時間雨量	連続雨量	時間雨量	連続雨量	時間雨量	連続雨量	時間雨量	連続雨量	時間雨量	連続雨量		時間雨量	連続雨量	時間雨量	連続雨量
1時	5.0	26.0	4.0	25.0	5.0	23.0	7.0	29.0	7.0	27.0	1時	7.0	30.5	5.5	27.0
2時	8.0	34.0	7.0	32.0	6.0	29.0	8.0	37.0	8.0	35.0	2時	7.5	38.0	8.0	35.0
3時	13.5	47.5	11.0	43.0	8.0	37.0	11.0	48.0	10.0	45.0	3時	12.5	50.5	11.5	46.5
4時	21.0	68.5	17.0	60.0	12.0	49.0	15.0	63.0	13.0	58.0	4時	15.0	65.5	17.0	63.5
5時	31.0	99.5	25.0	85.0	16.0	65.0	24.0	87.0	20.0	78.0	5時	25.0	90.5	27.0	90.5
6時	39.5	139.0	34.0	119.0	18.0	83.0	31.0	118.0	26.0	104.0	6時	34.0	124.5	35.5	126.0
7時	35.0	174.0	29.0	148.0	16.0	99.0	31.0	149.0	17.0	121.0	7時	28.5	153.0	31.5	157.5
8時	28.0	202.0	24.0	172.0	17.0	116.0	25.0	174.0	18.0	139.0	8時	22.0	175.0	28.0	185.5
9時	36.0	238.0	32.0	204.0	24.0	140.0	32.0	206.0	28.0	167.0	9時	32.0	207.0	39.0	224.5
10時	39.0	277.0	37.0	241.0	29.0	169.0	33.0	239.0	29.0	196.0	10時	41.0	248.0	46.5	271.0
11時	32.5	309.5	31.0	272.0	31.0	200.0	32.0	271.0	33.0	229.0	11時	43.0	291.0	43.0	314.0
12時	24.5	334.0	29.0	301.0	18.0	218.0	26.0	297.0	22.0	251.0	12時	40.5	331.5	37.0	351.0

令和元年(2019年)
7/5
No.1535

広報すずか
SUZUKA

特集 **風水害から身を守る**

表紙写真
堤防の越水を想定した消防団による水防工法訓練です。いざというときに備えるため、普段からの準備が大切です。

元気なすずか 情報局 P8
情報館1 F1 鈴鹿市民応援席 P9
情報館2 考古博物館夏休みイベント P10
情報館3 図書館夏休みイベント P12

お知らせ・催し物 P13
ひろげよう人権尊重の輪 P27

さあ、鈴鹿。
一緒に、盛り上げよう。

風水害から身を守る

～知って安心 備えて万全～

大雨により大幅に水位が上昇した鈴鹿川

毎年のように全国各地で発生する風水害から身を守るため、改めて「自助」「共助」「公助」による災害対策が求められています。間もなく台風シーズンが到来します。今回は、私たちにできる備えについて考えます。

風 水害から身を守るためには、情報を収集することが大切です。市では想定される災害に対して迅速に避難行動がとれるよう、状況に応じて避難情報や避難所の開設情報を発表しています。また、各地区ごとに防災マップを作成しています。

- 河川氾濫
各河川の水位の上昇や河川の氾濫・越水などの状況、堤防の決壊などを考慮し、河川ごとに定めた避難対象地域(河川の氾濫浸水想定区域)に対して発表します。
- 土砂災害
大雨などにより、土砂災害の危険がある地域(土砂災害(特別)警戒区域)に対して発表します。
- 鈴鹿市防災マップ
鈴鹿市防災マップでは、河川氾濫による浸水や土砂災害の危険性のある地区を掲載していますので、お住まいの地区の防災マップを確認しましょう。防災マップは、市役所1階市民ロビー、5階防災危機管理課窓口、地区市民センター、市ホームページなどで入手することができます。

2 2019-7-5

新しくなった大雨・洪水などの警戒レベルの運用基準

平成30年7月の西日本豪雨での被害を受け、豪雨による河川の氾濫や土砂災害の危険が予想される際、住民がとるべき避難行動を5段階で明確に提供する新基準の運用が始まりました。新しい運用では、危険性に応じて警戒レベルを

設けることにより、住民がとるべき行動が分かりやすくなっています。

なお、警戒レベルは、従来の避難勧告や避難指示(緊急)などの避難情報と一緒に発令されます(情報発信例/警戒レベル4(避難勧告)を発令など)。

大雨・洪水などの警戒レベルの5段階区分

危険度高	警戒レベル	避難情報など	住民のとるべき行動
↑	警戒レベル5	すでに災害が発生している状況(河川の氾濫、土砂災害の発生など) 【市町村が発令】	命を守るための最善の行動をとる
	警戒レベル4 (全員避難)	避難指示(緊急) 【市町村が発令】	全員避難
		避難勧告 【市町村が発令】	
	警戒レベル3 (高齢者などは避難)	避難準備・高齢者等避難開始 【市町村が発令】	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者など避難に時間を要する人は避難開始 ○その他の人は避難準備
	警戒レベル2	注意報 【気象庁が発表】	避難に備え、自らの避難行動を確認する
警戒レベル1	警報級の可能性 【気象庁が発表】	災害への心構えを高める	

市では、河川の水位情報や土砂災害危険度分布などの防災気象情報を活用し、「鈴鹿市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難情報を発表しています。防災気象情報は、下記ホームページで確認することができます。



土砂災害の危険度

三重県土砂災害情報提供システム
<https://www.sabo.pref.mie.jp>

河川の水位情報

国土交通省【川の防災情報】
<https://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyoku.do>

身を守るため 情報を収集し 避難を始めましょう

市では、さまざまな情報媒体を活用して、避難情報や避難所開設情報などを発信しています。

- 携帯電話へ配信される緊急速報メール
- ケーブルテレビ
- 市ホームページ
- 市Facebook
- 市Twitter
- 防災スピーカー
- メルモニ災害メール
- 緊急L字放送
- コミュニティFM(鈴鹿市緊急防災ラジオ:鈴鹿ヴォイスFM78.3MHz)



CNS (株)ケーブルネット 鈴鹿の無料アプリは(CNSコネクト)

市内22ヶ所

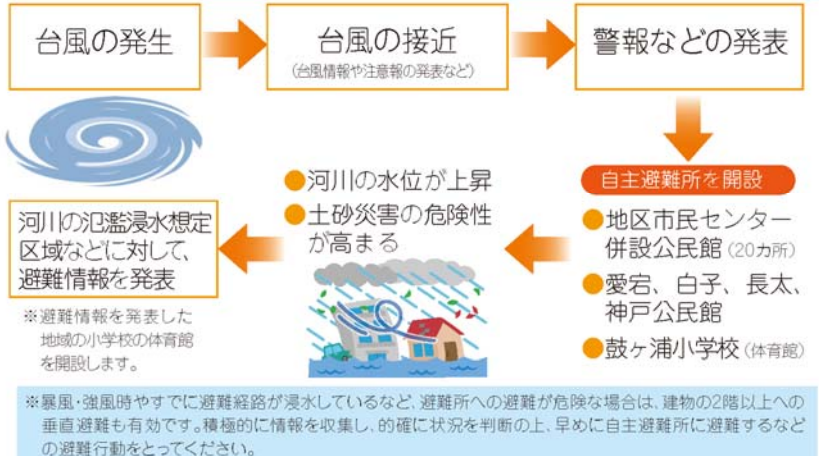
ライブカメラで道路や川の状況を確認できます!

実際のカメラ映像があなたのスマホで見られる!

ダウンロードはこちら

緊急L字放送 CNSにご加入であれば、台風や地震発生時にお持ちのテレビ【121ch、111ch】でご視聴いただけます。

避難行動までの流れ



停電情報を確認しましょう

風水害による被害は、河川の氾濫や土砂災害だけではなく、停電による被害も生活に大きな影響を及ぼします。

●停電が発生する前に

懐中電灯、ろうそく、ラジオ、携帯電話の予備バッテリーなどを備えてください。
※水を入れたペットボトルを冷凍しておく、停電時に保冷材として活用できます。

●停電情報を確認

停電時は、電話での問い合わせが集中し、つながりにくい状況となります。停電情報アプリや中部電力(株)のホームページを活用すれば、情報収集することができます。

停電情報アプリ

主な機能

●停電情報通知

あらかじめ設定した地域が停電した際に、通知されます。

●チャットでの問い合わせ

好きな時間に問い合わせることができます。

●停電情報を表示

現在停電している地域が、マップで一目でわかります。停電の発生規模や復旧情報も確認できます。

アプリの入手はこちら



Google Play
で入手しよう

※ご利用可能なAndroid™のバージョンはAndroid™ 6.0以上となります。



App Store
からダウンロード

※ご利用可能なiPhoneのバージョンはiOS10以上となります。

中部電力(株)ホームページ

地域ごとに、停電の状況や復旧情報(設備確認中、工事手配中、工事中などの情報を表示)、復旧見込みなどの情報を確認することができます。

ホームページ掲載イメージ

発生日時	地域	戸数 (発生時)	戸数 (現在)	復旧状況	復旧見込み	停電理由
7月5日 15:30	鈴鹿市〇〇町	400戸	10戸未満	工事中	7月5日 17:30	台風の影響

台風などで停電が発生した場合は、早期復旧に向けて全力で対応いたしますが、安全に復旧作業を行うために、暴風・強風時は復旧作業を見合わせております。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。
(中部電力(株)鈴鹿営業所 所長)

●中ノ川・堀切川・椋川の浸水想定区域が見直されました

三重県により、計画規模および想定最大規模の降雨による中ノ川、堀切川および椋川の浸水想定区域が見直されました。一定の雨量に伴う洪水で、これらの河川が氾濫した場合の浸水状況を、シミュレーションにより予測しています。詳しくは、三重県のホームページ(http://www.pref.mie.lg.jp/KASEN/HP/84459046892_00002.htm)をご覧ください。

●鈴鹿川で洪水が発生したとき、携帯電話へ緊急速報メールが配信されます

鈴鹿川の堤防が壊れたり、水が堤防を越え大量に流れ出たりしたときに、鈴鹿川の管理者である国土交通省から配信されます。

【緊急速報メールの内容(例)】

鈴鹿川の〇〇市〇〇地先(〇岸、〇側)付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています。防災無線、テレビなどで自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください。本通知は、中部地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

防災出前講座の活用を

市では、市民の皆さんに対して、災害に関する正しい知識や備えなどについて、地域の特性に合わせた出前講座を行っています。風水害や地震による被害から身を守るため、積極的な情報収集はもたらぬこと、出前講座も活用しましょう。



防災講話



図上訓練

防災出前講座

●防災講話

地震、津波、風水害などに関する基本的な知識や個人で行うべき備えについて学びます。

●図上訓練(DIG)

タウンウォッチングで集めた危険箇所の情報や要援護者宅などの所在地を地図上に落とし込み、地域版の防災マップを作成します。

●避難所運営ゲーム(HUG)

避難所の開設や運営の初期期を体験し、避難所で起こる可能性がある事柄への対処方法を検討します。



避難所運営ゲーム



防災危機管理課 長谷部 響

防災意識の向上のために

近年、風水害が全国的に多く発生しており、本市でもいつ被害が発生するかわかりません。このため、日ごろからの備えが大切です。市では、風水害を最小限に抑えるため、道路や河川などの改修といったハード面の対策とともに、「自分の身は自分で、自分たちのまちは自分たちで守る」という、自主的な防災意識の向上に関するさまざまな取り組みを行っています。

防災出前講座はこうした取り組みの一つで、市民の皆さんが災害に対して正しい知識を持ち、日ごろからの備えを万全にしていけるよう、お住まいの地域に密着した内容で、映像やスライドを用いて分かりやすく説明します。

ぜひ気軽にお問い合わせいただき、講座を通じて防災力を高めましょう。

よくある質問

大雨警報などの気象警報が発表されると、さまざまなお問い合わせがあります。ここではその一部をご紹介します。

Q 避難所がどこか分からない。

A 大雨警報、暴風警報などが発表されると、自主避難所として地区市民センター併設公民館、白子公民館、愛宕公民館、長太公民館、神戸公民館、鼓ヶ浦小学校(体育館)の計25カ所を開設します。また、河川氾濫などの恐れが高まり、避難勧告などを発令した場合は、避難対象地域の近くの小学校(体育館)を開設し、緊急速報メールでお知らせします。なお、市ホームページや緊急し字放送などでもご確認いただけます。

※自主避難所は、避難情報などが発表されていない状況下で、自主的に避難する場所です。



避難所案内看板

Q 自主避難所以外の、開設されていない避難所へ避難したい。

A 自主避難所以外の避難所は、河川の氾濫や高潮による浸水、土砂災害、津波災害の危険が高まった地域に対して、避難勧告などが発令された場合に順次開設する避難所のため、開設していない場合は避難できません。ご心配な場合は、自主避難所へ早めの避難をお願いします。なお、お住まいの地域の災害リスクについては、防災マップで事前の確認をお願いします。

Q 土のうを配布してほしいのですが。

A 市では、個人への土のうの配布は行いません。自宅などへの浸水を防ぐための土のうは、ホームセンターなどでご購入ください。なお、有償となりますが、土のうを配備する業者をご紹介しますこともできますので、ご希望の方は雨が強くなる前に防災危機管理課へご連絡ください。

Q 夜中にメールが鳴って寝られない。避難対象地域以外に対してメールが届かないようにしてほしい。

A 避難情報などをお知らせする緊急速報メールは、全国的に運用され、携帯電話会社のシステムを活用しているため、避難対象地域を限定して配信することはできません。市民の皆さんに広く情報をお伝えする手段ですのでご了承ください。

命を守る行動をお願いします

市では、災害発生の危険が高まった場合、その地域に対する避難情報や避難所開設情報などの緊急速報メールを、市民の皆さんの携帯電話に配信しています。

逃げ遅れにより多くの方が犠牲となった平成30年7月の西日本豪雨の教訓を受け、国の避難情報の伝え方が見直されたため、本市では、警戒レベルの表示による新しい避難情報を、緊急速報メールなどにより配信します。

今年には本市に大きな被害をもたらした伊勢湾台風から60年になります。市民の皆さんは、気象情報の収集や防災マップなどを活用して、事前に避難先を確認するなど、命を守る行動をとっていただきますようお願いいたします。



危機管理部長 白塚山 隆彦

今回の特集に関するご意見・ご感想は防災危機管理課
 ☎ 382-9968 📠 382-7603 📧 bosaikikikanri@city.suzuka.lg.jp



Ise City
広報

伊勢市の情報をお届けします

いせ

令和元年(2019年)

6/1号

No.259

日々の訓練、 地域を守る

消防団(水防団)の皆さんは、水防訓練や日々の機器点検などを定期的に行うことで地域防災の要を担っています。皆さんも被害を最小にするために「防災対策の日常化」に取り組みましょう。



特集 風水害への対策は万全ですか？
大雨・台風に備える Q&A 2

伊勢まつり 参加団体を募集!	6月1日～7日は水道週間です	6	16
6・7月みんなで楽しもう 伊勢のイベント情報	情報コーナー	7	29
子育てのひろば		10	ほか

市のホームページ <https://www.city.ise.mie.jp> 伊勢市役所



平成30年7月豪雨
(広島県呉市)
提供：一般財団法人防災防災教育センター

特集

風水害への対策は万全ですか？

大雨・台風に備える



Q & A

消防団



地域防災の要として、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、地域の皆さんの安全と安心を守るという重要な役割を担っています。日頃は訓練や災害予防の活動などを積極的にこなしています。

防災コーディネーター



「防災士」の資格を持ち、防災に関する一定の知識をお持ちであると市が認定した皆さんです。イベントでの防災啓発活動や、市内小中学校での防災授業など、積極的に活動しています。

危機管理課 ☎21-55233 ☎20-13151

梅雨時期から秋にかけては、台風や集中豪雨などにより、低い土地での浸水や河川の増水、土砂災害が発生しやすくなります。また、近年は全国各地で災害が発生しているとともに、今年も伊勢湾台風の影響から60年の節目の年となります。

今までは、市内で活動する防災コーディネーターや消防団の皆さんに、風水害による危険性が高まる前にしておくべき備えについて教えていただきました。

広報いせ 令和元年6月1日号 2

教えて! 気象情報 について

危険度 **高**

大雨特別警報

このときの気象状況
大雨がさらに降り続き、重大な災害が起こる危険性が非常に高まる
ワンポイントアドバイス
ただちに命を守る行動を! 避難場所などへすぐ移動しましょう。

このときの気象状況
大雨となり、一層激しくなる
ワンポイントアドバイス
状況に応じて、少しでも安全な場所に避難しましょう!

大雨警報

大雨の期間、予想雨量、警戒が必要な事項などが示されます。

このときの気象状況
雨が降り始め、強さが増す
ワンポイントアドバイス
非常持ち出し品の点検や、避難場所の確認をしておきましょう!

大雨注意報

警報になる可能性のある場合は、その旨を予告します。

大雨に関する気象情報が発表

このときの気象状況
大雨の可能性が高くなる
ワンポイントアドバイス
窓や戸戸など、家の外の点検はこの間に済ませましょう!

危険度 **低**

Q 大雨のとき、どのような気象情報が発表されますか?
A 危険度の高まりに応じて、気象庁が次の気象警報・注意報を発表して警戒を呼び掛けます。

特別警報が発表されていなくても、市から発令される避難情報(4ページ参照)に直ちに從うなど、適切な行動をとってください!

危険度の高まりに応じて、気象庁が次の気象警報・注意報を発表して警戒を呼び掛けます。

日頃の住まいの点検など、「防災対策の日常化」を家族の皆さん全員で取り組みましょう。その対策の一部を紹介します。

避難をイメージ
防災マップなどで危険箇所や避難場所、避難ルートなどを確認!

テレビ・ラジオの他にも
防災マップ 伊勢市 [検索](#)

インターネットの「防災みえ.jp」で入手できる情報を確認!
気象情報のほか、雨量がどの程度あるか、自分がいる場所が安全か、などが確認できます。
防災みえ [検索](#)

安全の確認の方法も併せてチェック!
非常持ち出し品、日常備蓄品を確認!
非常持出品 伊勢市 [検索](#)

防災コーディネーターの皆さん

出典:気象庁ホームページ

教えて! 避難情報 について

今年の大雨・台風シーズンから全国的に**5段階のレベル**でお知らせ

Q どのタイミングで避難をしたらいいですか?

気象情報や河川の水位、土砂災害の危険度などの情報から、気象庁や市が「避難に関する情報」を発令します。それぞれの情報内容を理解し、情報が発令された時の行動を、事前に話し合い、決めておきましょう。

前ぶれがあったら、直ちに周りの人と、安全な場所へすぐ避難を!

毎年6月は「土砂災害防止月間」です
山や斜面の近くにお住まいの人は、市からの発令がなくても自らこんな前ぶれがあったら、むだ足覚悟で**すぐ避難を!**

伊勢市消防団の皆さん

三重県土砂災害情報提供システム

三重県が運営する「三重県土砂災害情報提供システム」では、土砂災害に関するさまざまな情報を提供しています。
<https://www.sabo.pref.mie.jp>

出典: NPO法人土砂災害防止広報センター

市が発令 警戒レベル**5**
災害発生情報

市内で災害が発生している状況です!
●命を守るための最善の行動をとってください。

市が発令 警戒レベル**4**
避難勧告 避難指示(緊急)

災害が発生する恐れが極めて高い状況です!
●速やかに避難を開始してください。
●外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。

市が発令 警戒レベル**3**
避難準備・高齢者等避難開始

避難に時間を要する人(高齢者、障がい者、乳幼児を連れてくる人など)とその支援者は避難を開始しましょう。
●その他の人は、避難の準備を整えましょう。

気象庁が発令 警戒レベル**2**
注意報

避難に備え、自らの避難行動を確認しましょう。
●災害への心構えを高めましょう。

気象庁が発令 警戒レベル**1**
警報級の可能性

※必ずしも、この順番で発令されるとは限りません。

山や井戸の水が濁る
斜面から水がふきだす
山鳴りがする
雨が降り続けているのに川の水位が下がる
地面にロビ割れができる
小石がバラバラ落ちてくる
がけにロビわれができる
川の流れが濁り流木が漂着しはじめる

伊勢市防災総合システム

防災メール

要事前登録
防災行政無線の放送内容と火災情報、防犯情報を登録したメールアドレスへ配信します。

登録用 URL 

携帯電話(スマホ)用
<https://service.sugumail.com/ise>

パソコン用
<https://service.sugumail.com/ise/html>

フリーダイヤル(市内)
☎0120-64-3151

市外からの電話・携帯電話・PHS
☎0596-20-3174(有料)

防災行政無線放送

市内に設置した屋外スピーカーから放送します。

ケーブルテレビ・ホームページ

防災行政無線の放送内容を、ケーブルテレビ行政チャンネルと、市のホームページでお知らせします。

CATV 123ch

市が「避難に関する情報」を発令する場合は、伊勢市防災総合システムでお知らせします。大雨や集中豪雨のときなどは、積極的に情報を集めましょう。

緊急速報メール

避難情報、津波注意報・津波警報、国民保護情報などの情報を、NTTドコモ、au、ソフトバンクなどの対応機種へ配信します。

危機管理課
☎21-5523
☎20-3151

見学 大歓迎! 水防訓練を実施

維持課 ☎21-5589 ☎21-5585

今年も「伊勢市地域防災計画」に基づき、大雨・台風による被害を最小限に食い止めるため、水防訓練を行います。

とき 6月9日 9:30 ~ 12:00 (雨天決行)

ところ ラブリバー公園(宮川大橋下流付近)

内容 伊勢市消防団と協力機関による、堤防の決壊を未然に防ぐための土のう工法訓練、人命救助訓練などを約200人規模で行います。

消防団は、日頃から災害時に迅速に対応できるよう、水防訓練をはじめ火災時に使用するポンプの点検や、放水訓練などに励んでいます。

また、警報などが発表されそうな場合は、消防団員それぞれが情報を収集します。出勤連絡が入り次第、すぐに現場へ駆けつけられるよう備えています。

伊勢市消防団 団長 中西 将文さん

川の近くにお住まいの人へ 危機管理型水位計を設置

基盤整備課 ☎21-5588 ☎21-5585

平成29年10月の台風第21号の甚大な浸水被害を受け、増水時の河川水位の情報発信を強化するため、次のとおり危機管理型水位計を設置しました。水位は、パソコンやスマートフォンで、誰でも閲覧可能です。

設置河川(市内)
矢田川、椋川、椋尻川、椋尻川支川、溝川、一宇田川 ほか

川の水位情報

宮川の洪水情報は緊急速報メールで配信

国土交通省三重河川国道事務所 ☎059-229-2216

国が管理する宮川で、氾濫の危険が高まった時、緊急速報メールが自動で配信されます。メールが届いたら、雨の降り方や宮川の今の水位を「川の防災情報」で確認しましょう。

川の防災情報

⑥洪水を安全に流すためのハード対策 危機管理型ハード対策

機関名	タイトル
玉城町	準用河川外城田川の整備
松阪建設事務所	堆積土砂撤去の取組事例
津建設事務所	洪水氾濫を未然に防ぐための取組（河床掘削）
伊勢建設事務所	洪水氾濫を未然に防ぐ対策（河川改修）

取組④ 準用河川外城田川の整備 [R元年度～]

○外城田川流域治水整備計画

平成29年の台風21号洪水における床上浸水の減少を目標に、外城田川の整備計画を作成した。

当面の対応策

- ・ 市街地の溢水発生個所の流下能力の向上（河道掘削）
- ・ 洪水の逆流対策等の実施（フラップゲートなど）
- ・ パラペット等による堤防の嵩上
- ・ ソフト対策（避難計画の作成、水位計の活用、**ため池の事前放流**など）

○緊急自然災害防止事業債の活用

- ・ 整備計画に基づく河道掘削、護岸補強（R元年度・2年度）

4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備

- ・ 優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策

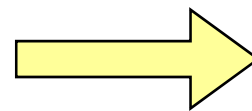
撤去箇所については、県と市、町で優先度を協議しながら選定します。

堆積土砂撤去の取組事例（令和元年度実施 一級河川宮川）

施工前



施工後



堆積土砂を撤去し
流下能力を確保

4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備

- ・ 優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策

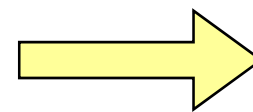
撤去箇所については、県と市、町で優先度を協議しながら選定します。

堆積土砂撤去の取組事例（令和元年度実施 一級河川桧原谷川）

施工前



施工後



堆積土砂を撤去し
流下能力を確保

3)越水が発生した場合でも堤防決壊までの時間を少しでも伸ばし避難時間を確保するための
取組や洪水氾濫を未然に防ぐための取組

16. 洪水氾濫を未然に防ぐ対策(河床掘削)

「箇所選定の仕組み」に基づいて、毎年、掘削箇所の優先度を関係市町と協議しながら土砂撤去を実施。

令和元年度

安濃川水系(安濃川他6河川)
河川堆積土砂撤去工事

- 二級河川 安濃川
- 二級河川 岩田川
- 二級河川 志登茂川
- 二級河川 穴倉川
- 二級河川 横川
- 二級河川 中ノ川
- 二級河川 田中川

・堆積土砂撤去量 総計 30, 120m³

堆積土砂・木竹草を撤去し、
従前の流下能力を確保。

令和2年度予定

- 二級河川 安濃川
- 二級河川 岩田川
- 二級河川 田中川
- 二級河川 横川
- 二級河川 北大谷川
- 二級河川 美濃屋川

・堆積土砂撤去量 総計 22, 400m³

一級河川安濃川
(河口から4.4km付近)



3)越水が発生した場合でも堤防決壊までの時間を少しでも伸ばし避難時間を確保するための取組や洪水氾濫を未然に防ぐための取組

16. 洪水氾濫を未然に防ぐ対策(河床掘削)

「箇所選定の仕組み」に基づいて、毎年、掘削箇所の優先度を関係市町と協議しながら土砂撤去を実施。

令和元年度

雲出川水系(雲出川他4川)
河川堆積土砂撤去工事

- 一級河川 雲出川
- 一級河川 長野川
- 一級河川 榊原川
- 一級河川 大村川
- 一級河川 八手俣川

・堆積土砂撤去量 総計 12,050m³

堆積土砂・木竹草を撤去し、
従前の流下能力を確保。

令和2年度予定

- 一級河川 長野川
- 一級河川 八手俣川
- 一級河川 伊勢地川
- 一級河川 名張川

・堆積土砂撤去量 総計 6,000m³

一級河川雲出川
(河口から24.4k付近)



一級河川大村川
(雲出川合流から5.2k付近)



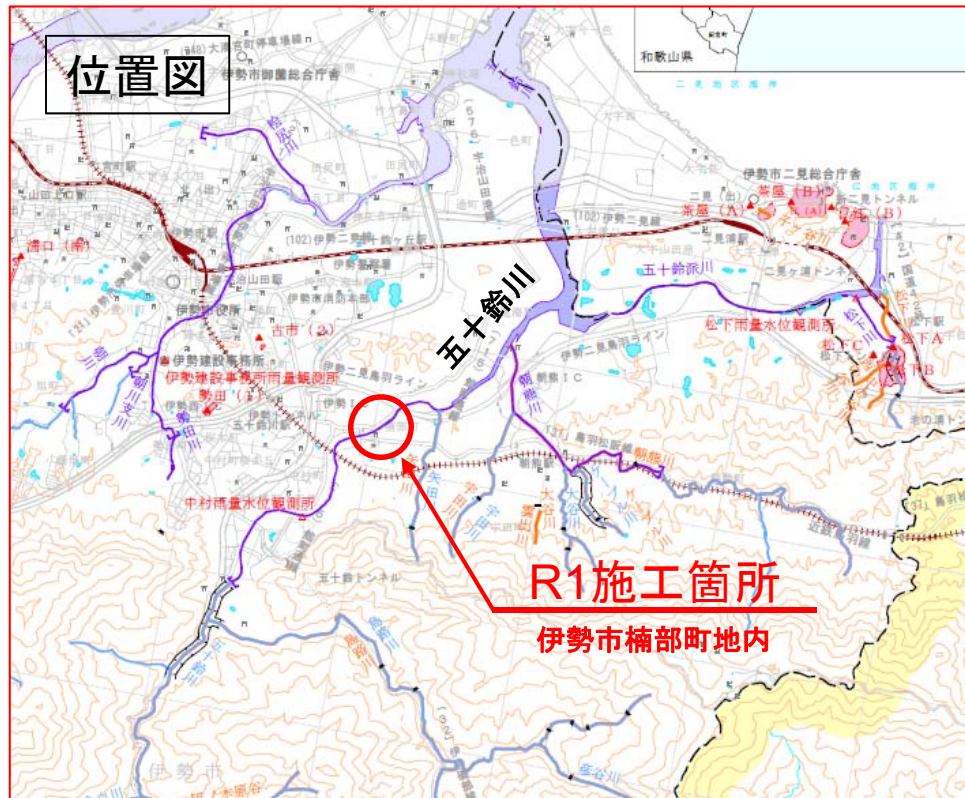
3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

伊勢建設事務所

22 洪水氾濫を未然に防ぐ対策(河川改修)

- ・ 計画的な河川改修を実施します。

河道拡幅による必要流下能力の確保



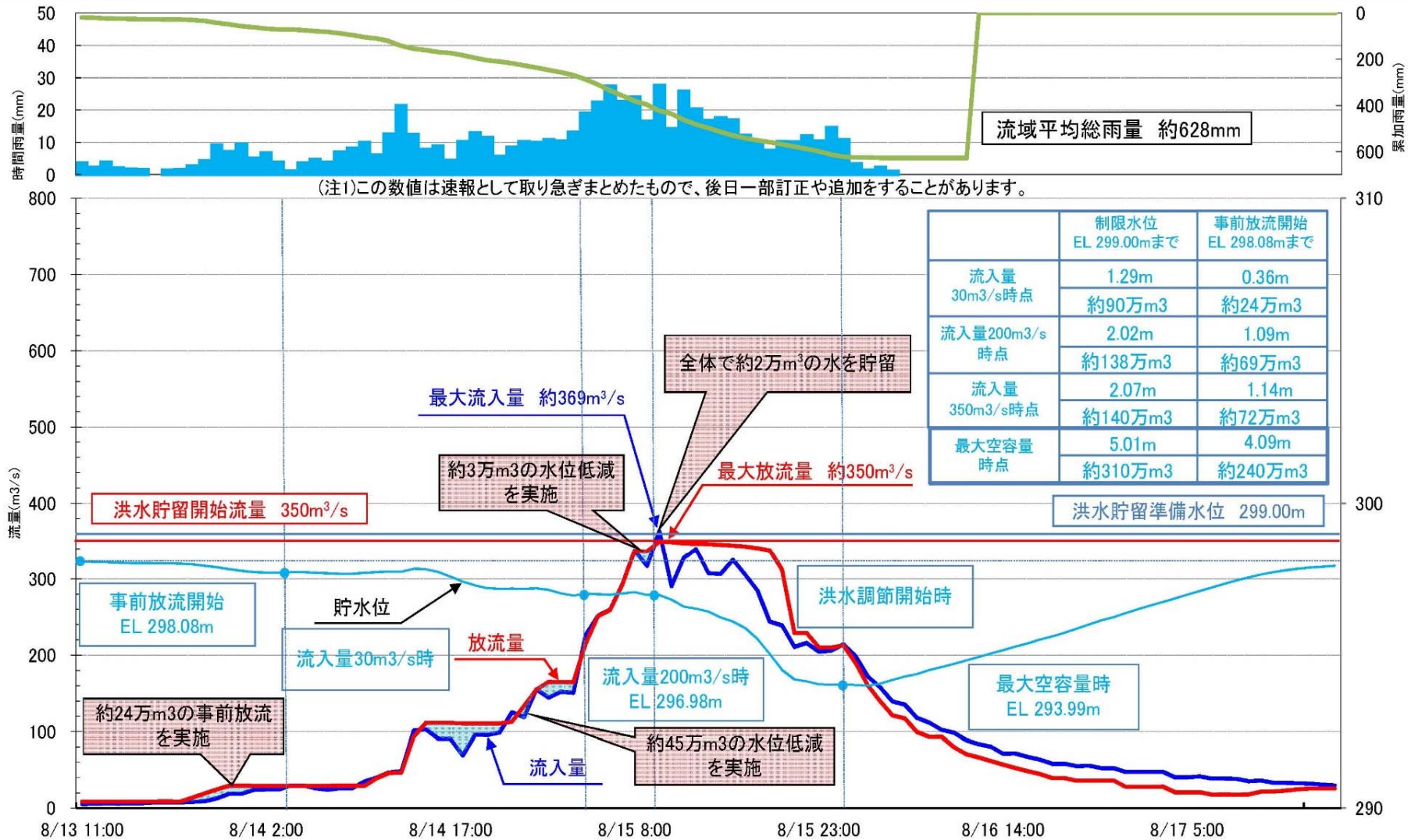
⑦異常豪雨の頻発化に備えたダム取組

機関名	タイトル
蓮ダム管理所	令和元年8月台風第10号における蓮ダムの防災操作状況

令和元年度 蓮ダム洪水結果

令和元年8月 台風10号における蓮ダムの防災操作状況 2019/8/13 11:00 から 2019/8/17 17:00 まで

蓮ダムでは、最大流入量約369m³/sを記録しました。最大放流量を約350m³/sとして洪水を貯留し、全体では約2万m³の洪水を貯留して、下流河川の水位低下に寄与しました。



<鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針>

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和2年度)

<凡例>

- 取組対象外機関
- 新取組方針時に削除・移動した項目

取組方針		鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)		各関係機関の取組内容																	
直轄		県管理河川		主な取組項目	目標時期	取組機関	各関係機関の取組内容														
項目	事項	内容	内容				国	気象庁	三重県					各市							
項目	事項	内容	内容	三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地防災総合事務所	鈴鹿地域防災総合事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菟野町	朝日町	川越町			
1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組み																					
(1)平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項																					
1	1	①想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表<県>	①想定最大規模の降雨に係る浸水想定区域図等の作成と周知 ②想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成し、市町に提供し、説明を行います。 <県>	1	5	①想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を策定・公表し、市町に説明を実施	R2	国	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		②想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表<県>	②想定最大規模の降雨に係る浸水想定区域図の把握 ③想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成し、市に提供し、説明を行います。 <県>	1	6	②想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表	R1	国	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		③想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表<国>	③想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成し、市に提供し、説明を行います。 <県>	1	8	③想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表	R2	国	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		④水害ハザードマップの策定・周知	④水害ハザードマップの策定・周知	1	7	④水害ハザードマップの策定・周知	R1	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		⑤水害ハザードマップの策定・周知	⑤水害ハザードマップの策定・周知	1	7	⑤水害ハザードマップの策定・周知	R2	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		⑥水害ハザードマップの策定・周知	⑥水害ハザードマップの策定・周知	1	7	⑥水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		⑦水害ハザードマップの策定・周知	⑦水害ハザードマップの策定・周知	1	7	⑦水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		⑧水害ハザードマップの策定・周知	⑧水害ハザードマップの策定・周知	1	7	⑧水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		⑨水害ハザードマップの策定・周知	⑨水害ハザードマップの策定・周知	1	7	⑨水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		⑩水害ハザードマップの策定・周知	⑩水害ハザードマップの策定・周知	1	7	⑩水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		⑪水害ハザードマップの策定・周知	⑪水害ハザードマップの策定・周知	1	7	⑪水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		⑫水害ハザードマップの策定・周知	⑫水害ハザードマップの策定・周知	1	7	⑫水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		⑬水害ハザードマップの策定・周知	⑬水害ハザードマップの策定・周知	1	7	⑬水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		⑭水害ハザードマップの策定・周知	⑭水害ハザードマップの策定・周知	1	7	⑭水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		⑮水害ハザードマップの策定・周知	⑮水害ハザードマップの策定・周知	1	7	⑮水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		⑯水害ハザードマップの策定・周知	⑯水害ハザードマップの策定・周知	1	7	⑯水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		⑰水害ハザードマップの策定・周知	⑰水害ハザードマップの策定・周知	1	7	⑰水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		⑱水害ハザードマップの策定・周知	⑱水害ハザードマップの策定・周知	1	7	⑱水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		⑲水害ハザードマップの策定・周知	⑲水害ハザードマップの策定・周知	1	7	⑲水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		⑳水害ハザードマップの策定・周知	⑳水害ハザードマップの策定・周知	1	7	⑳水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㉑水害ハザードマップの策定・周知	㉑水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㉑水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㉒水害ハザードマップの策定・周知	㉒水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㉒水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㉓水害ハザードマップの策定・周知	㉓水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㉓水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㉔水害ハザードマップの策定・周知	㉔水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㉔水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㉕水害ハザードマップの策定・周知	㉕水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㉕水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㉖水害ハザードマップの策定・周知	㉖水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㉖水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㉗水害ハザードマップの策定・周知	㉗水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㉗水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㉘水害ハザードマップの策定・周知	㉘水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㉘水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㉙水害ハザードマップの策定・周知	㉙水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㉙水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㉚水害ハザードマップの策定・周知	㉚水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㉚水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㉛水害ハザードマップの策定・周知	㉛水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㉛水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㉜水害ハザードマップの策定・周知	㉜水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㉜水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㉝水害ハザードマップの策定・周知	㉝水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㉝水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㉞水害ハザードマップの策定・周知	㉞水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㉞水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㉟水害ハザードマップの策定・周知	㉟水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㉟水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㊱水害ハザードマップの策定・周知	㊱水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㊱水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㊲水害ハザードマップの策定・周知	㊲水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㊲水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㊳水害ハザードマップの策定・周知	㊳水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㊳水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㊴水害ハザードマップの策定・周知	㊴水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㊴水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㊵水害ハザードマップの策定・周知	㊵水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㊵水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㊶水害ハザードマップの策定・周知	㊶水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㊶水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㊷水害ハザードマップの策定・周知	㊷水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㊷水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㊸水害ハザードマップの策定・周知	㊸水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㊸水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㊹水害ハザードマップの策定・周知	㊹水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㊹水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㊺水害ハザードマップの策定・周知	㊺水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㊺水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㊻水害ハザードマップの策定・周知	㊻水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㊻水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㊼水害ハザードマップの策定・周知	㊼水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㊼水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㊽水害ハザードマップの策定・周知	㊽水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㊽水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㊾水害ハザードマップの策定・周知	㊾水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㊾水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		㊿水害ハザードマップの策定・周知	㊿水害ハザードマップの策定・周知	1	7	㊿水害ハザードマップの策定・周知	R3	市町	実施済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

取組方針				鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)				各関係機関の取組内容													
直轄		県管理河川		主な取組項目		国	気象庁	三重県				各市町									
鈴鹿川水系の減災に係る取組 (H28.8.26)		四日市圏域県管理河川における取組 (H30.3.28)		鈴鹿・亀山圏域県管理河川における取組 (H30.4.25)		三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市防災総合事務所	鈴鹿地域防災総合事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菟野町	朝日町	川越町	
項目	事項	内容	内容	内容	内容	取組時期	取組機関	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	
		【防災気象情報の改善】 大雨(浸水害)、洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすることで、住民への今後の危険度の高まりを把握できるようにします。 <気象台>	【防災気象情報の改善】 大雨(浸水害)、洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすることで、住民への今後の危険度の高まりを把握できるようにします。 <気象台>	【防災気象情報の改善】 大雨(浸水害)、洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすることで、住民への今後の危険度の高まりを把握できるようにします。 <気象台>	【防災気象情報の改善】 大雨(浸水害)、洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数値を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすることで、住民への今後の危険度の高まりを把握できるようにします。 <気象台>	H29年度から実施	気	R1までの取組内容 【引き継ぎ実施】 ・出水期前に基準値の変更を行う ・最新の気象情報による大雨(浸水害)、洪水警報の妥当性の確認及び必要な見直し作業を実施 ・台風接近予想を日先までに延長 ・警戒レベルとの対応 ・気象情報、水害・土砂災害情報及び災害発生情報等を一元的に集約したポータルサイトの作成 ・危険度分布の希望者向け通知サービス ・危険度の市と治水想定区域等のリスク情報の重ね合わせ													
3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速な水防活動・排水活動の取組																					
(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																					
		① 消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練 <市>			消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	毎年度、出水期まで実施	市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定							毎年、出水期前に水防訓練を実施する	毎年、出水期前に水防訓練を実施する	毎年、出水期前に水防訓練を実施する	毎年、水防訓練に参加し、伝達訓練は行っていないが、平時から訓練、出動の情報伝達を行っている。	毎年、水防訓練を実施する	毎年、水防訓練を実施する	
		② 関係機関が連携した実働水防訓練 【水防法第三十二条の二】<国・県・市>		【水防訓練の充実】 ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。 ・迅速かつ確実な水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施します。 <県・四日市市・川越町・朝日町・菟野町>	【水防訓練の充実】 ・出水時の水防活動を円滑にするための水防訓練を実施します。 ・迅速かつ確実な水位情報を伝達できるよう、洪水時を想定した洪水対応演習を実施します。 <県・鈴鹿市・亀山市>	毎年度、出水期まで実施	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	・水防管理団体が行う水防訓練への参加 ・引き継ぎ実施	・水防管理団体が行う水防訓練への参加 ・引き継ぎ実施	・洪水時を想定した洪水対応演習を実施する。 ・引き継ぎ実施	・訓練への参加要請があれば四日市地方部として参加する ・引き継ぎ実施	・訓練への参加要請があれば四日市地方部として参加する ・引き継ぎ実施	・訓練への参加要請があれば四日市地方部として参加する ・引き継ぎ実施	毎年、出水期前に河川管理者が実施する職員、水防(消防団、建設業協会、地域住民と合同で行う水防訓練に参加する	洪水時を想定した洪水対応演習をH30年度に実施 ・洪水時を想定した洪水対応演習を令和元年度に実施	・水防訓練を令和元年度に実施 ・洪水時を想定した洪水対応演習を令和元年度に実施	毎年水防訓練を実施 (町、住民、消防団、災害対応協議会担当者、町職員)	—	H28年度に水防訓練を実施 H31年度に消防団訓練の中で水防訓練を実施予定	
		③ 迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の水防工法などの意見交換<国・市>		迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所での共同点検	迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所での共同点検	引き継ぎ実施	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	・共同点検を毎年実施する【出水期前を目標】 ・水防団との意見交換会を実施する	・河川管理者が実施する共同点検に参加する ・引き継ぎ実施	・河川管理者が実施する共同点検に参加する ・引き継ぎ実施	・河川管理者が実施する共同点検に参加する ・引き継ぎ実施	・対象全河川の重要水防区域を業務委託により年1回点検する ・市町と重要水防箇所や水防資機材の情報共有を図る ・引き継ぎ実施	・重要水防区域を業務委託により年1回点検 ・県と関係者が共同で点検を行う	・河川管理者が実施する共同点検に参加 ・引き継ぎ実施	・河川管理者が実施する共同点検に参加 ・引き継ぎ実施	・共同点検を実施する場合には、積極的に参加する ・消防団の会議にて情報共有を行っている。	・消防団の会議にて情報共有を行っている。 ・消防団の会議にて情報共有を行っている。	・洪水水想定区域図をポータルサイト、消防団等に配備 ・毎年水防訓練で実施	—	4月、9月の消防団訓練時に実施 引き継ぎ実施
		④ 重要水防箇所など水害リスクの高い区間を消防団等と共同点検<国・気象台・県・市>		【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】 ・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 ・関係者と重要水防箇所や水防資機材の情報共有を図ります。 <県・四日市市・川越町・朝日町・菟野町>	【重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確認】 ・対象全河川の重要水防区域を年1回点検します。 ・重要水防区域の代表箇所において、県と関係者が共同で点検を実施します。 <県・鈴鹿市・亀山市>	2) 12	2) 14	3) (1) ③移動	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	・共同点検を毎年実施する【出水期前を目標】 ・引き継ぎ実施	・河川管理者が実施する共同点検に参加する【引き継ぎ実施】 ・引き継ぎ実施	・河川管理者が実施する共同点検に参加する ・引き継ぎ実施	・対象全河川の重要水防区域を業務委託により年1回点検 ・市町と重要水防箇所や水防資機材の情報共有を図る ・引き継ぎ実施	・重要水防区域を業務委託により年1回点検 ・県と関係者が共同で点検を行う	・河川管理者が実施する共同点検に参加 ・引き継ぎ実施	・河川管理者が実施する共同点検に参加 ・引き継ぎ実施	・共同点検を実施する場合には、積極的に参加する ・引き継ぎ実施	—	毎年水防訓練で実施	—	—
		⑤ 大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育(水防工法の伝承、安全教育など)を実施<国・市>		大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育、水防協力団体の募集・指定を促進	大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育、水防協力団体の募集・指定を促進	引き継ぎ実施	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	・水防技術研修テキストを活用した講習会等を開催 ・引き継ぎ実施					毎年、出水期前に水防訓練を実施する	毎年、定期的に実施している。	毎年、出水期前に水防訓練を実施する	消防団員向け防災講演会を実施	—	消防団訓練の中に水防工法の教育を実施 引き継ぎ実施		
				【水防に関する広報の充実】 ・水防団員の募集、自主防災意識、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討し実施します。 <鈴鹿市・亀山市>		2) 15	3) (1) ③移動	R1までの取組内容 R2以降の取組予定							H30年度実施	—	令和元年度実施				
		⑥ 消防団の円滑な水防活動を支えるため簡易水位計や量水標等の設置<国・市>		【危機管理型水位計、量水標の整備】 ・河川の水位状況を把握できるように危機管理型水位計や量水標の設置を実施します。 <県・川越町>	【危機管理型水位計、量水標の整備】 ・河川の水位状況を把握できるように危機管理型水位計や量水標の設置を実施します。 <県>	1) 10	1) 12	水位状況を把握するための危機管理型水位計や量水標等の設置	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	【危機管理型水位計】 H30年度に鈴鹿川水系で27箇所の危機管理型水位計を設置 (簡易型水位計) R1年度に14箇所設置	【危機管理型水位計】 R1年度までに危機管理型水位計を15箇所(20基)の設置が完了した。 (設置河川：朝日川、海軍川、三河川、田口川、田光川、杉谷川、竹谷川、金沢川、足見川、藤谷川、三浦川、安倉川、亀化川、具井川、内部川)	【危機管理型水位計】 R1年度までに危機管理型水位計を15箇所(20基)の設置が完了した。 (設置河川：朝日川、海軍川、三河川、田口川、田光川、杉谷川、竹谷川、金沢川、足見川、藤谷川、三浦川、安倉川、亀化川、具井川、内部川)	【危機管理型水位計】 R1年度までに危機管理型水位計を15箇所(20基)の設置が完了した。 (設置河川：朝日川、海軍川、三河川、田口川、田光川、杉谷川、竹谷川、金沢川、足見川、藤谷川、三浦川、安倉川、亀化川、具井川、内部川)	—	—	ホームページからの水位情報の利用	水防活動を支えるための量水標の設置を行っている	県により町内9か所に設置	朝明橋橋脚に水位表示を実施		
		⑦ 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支えるため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やブッシュ型情報の発信<国・県・市>				R1までの取組内容 R2以降の取組予定		2) (2) ①移動	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	【スマートフォン等を活用した情報発信をホームページで共有する(H28年度)】 ・国からの情報発信をホームページで共有する(H28年度)】	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に、水位通知河川5河川において設置する予定。 (設置予定河川：朝日川、海軍川、三河川、天白川、亀化川)	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に、水位通知河川5河川において設置する予定。 (設置予定河川：朝日川、海軍川、三河川、天白川、亀化川)	【簡易型河川監視カメラ】 R2年度に、水位通知河川5河川において設置する予定。 (設置予定河川：朝日川、海軍川、三河川、天白川、亀化川)	—	引き継ぎ実施	引き継ぎ実施	引き継ぎ実施	引き継ぎ実施	引き継ぎ実施	引き継ぎ実施	引き継ぎ実施
2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																					
		① 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進<国・市>				R1までの取組内容 R2以降の取組予定		3) (1) ⑤移動	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	実施する ・引き継ぎ実施				現在ところ指定団体無し	—	—	—	検討する	—	—	

取組方針					鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)			各関係機関の取組内容														
直轄		県管理河川			主な取組項目	目標時期	取組機関	三重県				各市町										
鈴鹿川水系の減災に係る取組 (H28.8.26)		四日市圏域県管理河川における取組 (H30.3.28)		鈴鹿・亀山圏域県管理河川における取組 (H30.4.25)				三重河川国道事務所		気象庁		三重県				各市町						
項目	事項	内容	内容	内容				三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地防災総合事務所	鈴鹿地域防災総合事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菟野町	朝日町	川越町
		②住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を実施するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やブッシュ型情報の発信<国・県・市>			2) (2) ①移動	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町
		③災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動<国・県・市>			災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	引き続き実施	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町
		③一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項																				
		①氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成<国・県・市>			氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成	H29年度から実施	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町
		②排水計画に基づく排水訓練の実施<国・県・市>			排水計画に基づく排水訓練の実施	H30年度から実施	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町
		③堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施<国・県・市>			堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	引き続き実施	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町
		④施設・庁舎の耐水化<国・県>			施設・庁舎の耐水化	必要に応じて実施	国 県	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県
		⑤水害BCP(事業継続計画)を作成<国・県・市>			水害BCP(事業継続計画)の作成	必要に応じて実施	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町
		4) 河川管理者が実施する防災施設の整備																				
		①決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防補修の工夫 決壊までの時間を少しでも引き延ばすことを目的に、危機管理型ハード対策として、堤防表法余裕高部分の張りコンクリート等を実施します。 <県>		3) 15	堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	R2年度	国 県	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県
		②優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策及びアスファルトによる天端の保護などの危機管理型ハード対策の実施 <国>		3) 14	優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策	引き続き実施	国 県	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県
		③洪水氾濫を未然に防ぐ対策 「堤防が低い等、整備計画の目標に対して流量能力の不足している箇所を解消します。」 <県>		3) 14	洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去) ・河川の流量能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施します。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。 <県>	引き続き実施	国 県	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県
		④河川の流量能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施します。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。 <県>		3) 14	河川の流量能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施します。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら選定します。 <県>	引き続き実施	国 県	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県
		⑤本川と支川の合流部等の対策			本川と支川の合流部等の対策	引き続き実施	国 県	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県
		⑥多数の家屋や重要施設等の保全対策			多数の家屋や重要施設等の保全対策	引き続き実施	国 県	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県	国 県
		5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組																				
		【想定される土砂災害リスクの周知】 ・基礎調査を完了し、結果を公表します。 ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。 ・指定した土砂災害(特別)警戒区域を分かりやすく公表します。 <県>		4) 16	【想定される土砂災害リスクの周知】 ・基礎調査を完了し、結果を公表します。 ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。 ・指定した土砂災害(特別)警戒区域を分かりやすく公表します。 <県>	区域指定後	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町
		【土砂災害のハザードマップを作成し、住民に配布します。】 ・土砂災害のハザードマップの情報を更新し、<朝日町・菟野町・四日市市>		4) 20	【土砂災害のハザードマップを作成し、住民に配布します。】 ・ハザードマップ(ポータルサイト)の情報を更新し、<鈴鹿市・亀山市>	区域指定後	国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町	国 県 市町

取組方針			取組方針			鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)	各関係機関の取組内容																
直轄			県管理河川			主な取組項目	目標時期	取組機関	国	気象庁	三重県				各市								
鈴鹿川水系の減災に係る取組 (H28.8.26)			四日市圏域県管理河川における取組 (H30.3.28)			鈴鹿・亀山圏域県管理河川における取組 (H30.4.25)			三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地防災総合事務所	鈴鹿地域防災総合事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菟野町	朝日町	川越町
項目	事項	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容
			<p>【豪雨時における土砂災害に対する警戒情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、FAX・電話により確実に市町へ伝達します。 ・三重県土砂災害情報提供システムにより危険情報を公表します。 ・電子メールにより危険度情報を発信します。 <p><県・気象台></p>	<p>【豪雨時における土砂災害に対する警戒情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、FAX・電話により確実に市町へ伝達します。 ・三重県土砂災害情報提供システムにより危険情報を公表します。 ・電子メールにより危険度情報を発信します。 <p><県・気象台></p>	<p>【豪雨時における土砂災害に対する警戒情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、FAX・電話により確実に市町へ伝達します。 ・三重県土砂災害情報提供システムにより危険情報を公表します。 ・電子メールにより危険度情報を発信します。 <p><県・気象台></p>	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	国 気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報を発表し、確実に市町へ伝達します。 ・三重県土砂災害情報提供システムにより危険度情報を発信します。 														
			<p>【早めの避難につなげる取組の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町に対する説明や意見交換の場を設け、警戒避難体制の整備を支援します。 ・年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。 ・家庭用避難所利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。 <p><県・四日市市・朝日町・菟野町></p>	<p>【早めの避難につなげる取組の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町に対する説明や意見交換の場を設け、警戒避難体制の整備を支援します。 ・年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。 ・家庭用避難所利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。 <p><鈴鹿市・亀山市></p>	<p>【早めの避難につなげる啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町に対する説明や意見交換の場を設け、警戒避難体制の整備を支援します。 ・年1回以上の防災訓練・防災教育・広報活動を実施します。 ・家庭用避難所利用施設の管理者・所有者に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を促します。 <p><鈴鹿市・亀山市></p>	早めの避難につなげる啓発活動	引き続き実施	国 気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ・市町担当者向け勉強会等を実施します。 ・土砂災害防止月間(6月)等における広報活動、防災訓練を実施します。 														

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和2年度)

<凡例>
[] 取組対象外機関
[] 新取組方針時に削除・移動した項目

Table with columns: 取組方針 (直轄, 県管理河川), 雲出川・榑田川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3), 各関係機関の取組内容 (国, 気象庁, 津波管理所, 三重県, 津市, 松阪市, 多気町, 明和町). Rows include disaster prevention measures like flood hazard maps, evacuation drills, and public information campaigns.

直轄		取組方針				雲出川・柳田外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)			各関係機関の取組内容																	
		県管理河川																								
雲出川水系の減災に係る取組方針 (H28.8.29) 柳田川水系の減災に係る取組方針 (H28.8.23)		雲出川圏域県管理河川における取組 (H28.12.22)		柳田川圏域県管理河川における取組 (H30.3.27)		主な取組項目			国	気象庁	運ガム管理所	三重県														
									三重河川国道事務所	津地方気象台		施設災害対策課	河川課	防災砂防課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災総合	松阪地域防災総合	津市	松阪市	多気町	明和町				
項目	事項	内容		内容		内容			R1までの取組内容	R2以降の取組予定	R1までの取組内容	R2以降の取組予定	R1までの取組内容	R2以降の取組予定	R1までの取組内容	R2以降の取組予定	R1までの取組内容	R2以降の取組予定	R1までの取組内容	R2以降の取組予定	R1までの取組内容	R2以降の取組予定				
		7.要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を実施<国・県・市町>		【要配慮者利用施設管理者への説明会の実施】 <県・津市・松阪市・国・気象台> ・要配慮者利用施設の利用者が、洪水時に迅速な避難行動がとれるよう、施設管理者に避難対策等の構築を促すための説明会(水害・土砂災害に関する情報提供等)を実施します。		【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施】 <県・松阪市・明和町> ・洪水浸水想定区域等における要配慮者利用施設等の立地状況、施設管理者の避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況を確認します。		要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を促進			引き続き実施	国 県 市町	R1までの取組内容	R2以降の取組予定	-避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける	-	-	-避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける	-	-	-	-	-要配慮者利用施設に対して、避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける。	-浸水想定区域内の該当施設に対し、避難確保計画の策定等に対し、支援する。	-町広域等で水害に関する情報を住民に発信していく。	-
		8.防災意識の向上に繋がる、効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成<国・県・市町>		【住民の防災意識の向上】 ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守るのを促すための防災教育を実施します。		1) (1) ⑥へ移動			R1までの取組内容	R2以降の取組予定	-「フスコ」の意見交換会を開催するなど、密接な関係構築を図り、広報活動の協力を得る。 ・事前訓練の実施	-	-	-広報により、洪水害に関する記事を掲載する	-	-	-	-	-	-	-	-毎年、広報誌等を通じて水害に関する有益情報を市民に発信していく	-	-	-	
		9.高齢者福祉と連携した共助の仕組みの強化				1) (1) ⑥へ移動			R1までの取組内容	R2以降の取組予定	-地域包括支援センターと連携し、ケアマネージャー等に水害に関する講習会を実施。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		10.避難勧告等の発令判断の確に行うための水位情報の共有と伝達		【水害危険性の情報共有】 <県・津市・松阪市> ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるよう、避難勧告等の発令につながる危険箇所危険水位等の情報を県と市が共有します。 ・広域危険水位到達時に、水位情報を迅速かつ的確に市に伝達します。		2) (2) ③へ移動			R1までの取組内容	R2以降の取組予定	-水防観測所での広域危険水位到達から、危険箇所での危険水位について、市に情報共有し、ネットラインを運用開始。H43.3.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み																										
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																										
		1.避難勧告の発令等に着目したタイムライン策定<国・気象台・県・市町>		【洪水時における河川管理者からの情報提供等】 <県・松阪市・明和町> ・洪水時に住民が迅速な避難行動をとれるよう、避難勧告等の発令につながる情報を県と市町で共有します。 ・水位周知河川の沿川市町等と河川管理者においてホットラインの運用を行います。		1) 1) 2			R1までの取組内容	R2以降の取組予定	-策定済み(四日市市、鈴鹿、津、松阪、伊勢市)を運用している。気象・防災情報等について作成協力を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		2.タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成<国・市町>				タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成			R1までの取組内容	R2以降の取組予定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		3.想定最大浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し<市町>				想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し			R1までの取組内容	R2以降の取組予定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		4.避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討<国・市町>				避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討			R1までの取組内容	R2以降の取組予定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		5.水害時に着目した指定避難場所の見直しを行う<市町>		【隣接市町における避難場所の設定】 <松阪市・多気町・明和町> ・各市町において水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町内の避難場所に取組できない場合等においては、隣接市町等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を行います。		1) 4			R1までの取組内容	R2以降の取組予定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

取組方針						雲出川・柳田川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)			各関係機関の取組内容													
直轄		県管理河川				主な取組項目	目標時期	取組機関	国	気象庁	運ダム管理所	三重県						津市	松阪市	多気町	明和町	
雲出川水系の減災に係る取組方針 (H28.8.29) 柳田川水系の減災に係る取組方針 (H28.8.23)		雲出川圏域県管理河川における取組 (H28.12.22)		柳田川圏域県管理河川における取組 (H30.3.27)								三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	津建設事務所					松阪建設事務所
項目	事項	内容	内容	内容	内容																	
						応急的な避難場所の確保や河川防災ステーションの整備	必要に応じて実施	国														
		⑦情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施<国・気象台・県・市町>	【洪水対応演習の実施】 <県・津市・松阪市・国・気象台> 迅速かつ確実に水位情報を伝達できるように、模擬文を使用し実施と併じ伝達系統で、洪水時の水位情報を関係機関に伝達します。	2) 12	<県・松阪市・明和町> 迅速かつ確実に水位情報を伝達できるように、洪水時を想定した洪水対応演習を実施します。	情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	毎年度、出水期までに実施	国 気象 市町	R1までの取組内容	毎年、出水期前までに実施する	毎年、出水期前までに実施する	毎年、出水期前までに実施する	毎年、出水期前までに実施する	毎年、出水期前までに実施する	県管理河川の洪水対応演習を実施。 (安濃川) (H29.4.25、H30.4.24)	県管理河川の洪水対応演習を実施。 (H30三渡川、H31菅苗川)						
			【水門閉鎖訓練の実施】<県・津市> 洪水時等に迅速な対応ができるように、水門閉鎖の訓練を関係者と実施します。	2) 13	【水門閉鎖訓練の実施】 <県・松阪市・多気町・明和町> 迅速かつ確実に水位情報を伝達できるように、水門閉鎖の訓練を関係者と実施します。	水門閉鎖訓練の実施	引き続き実施	国 市町	R1までの取組内容						閉鎖操作訓練実施。 (田中川防潮水門) (H30.10.9実施)	大塚川水門、菅苗川防潮水門 (H30)、金剛川止水水門 (R1) において実施						
		⑧三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」を活用し、早期の情報共有を図る<国・県・市町>				三重河川国道事務所と各自治体で設置する「情報連絡室」を活用し、雨量・水位や取組開始の水位予測などの早期の情報共有	引き続き実施	国 市町	R1までの取組内容	すでに対応済み。情報発信内容の充実を図る。												
		⑨報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信<国・県・市町>				報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信	引き続き実施	国 市町	R1までの取組内容	・マスコミとの意見交換会を開催することで地方からの情報、専門用語等を理解を深め、水防時に迅速かつ的確な情報発信を促進する	・ダム操作時に通知・情報提供 ・川の防災情報等でダムデータを公開	・災害情報共有システム (アラート) により情報発信を行う										
						防災施設の機能に関する情報提供の充実	引き続き実施	国 県	R1までの取組内容													
						ダム放流情報を活用した避難体系の確立	引き続き実施	運 気	R1までの取組内容													
	(2)円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項																					
		①住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信<国・県・市町>				住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	引き続き実施	国 市町	R1までの取組内容	・スマートフォン等を活用した情報発信を平成30年度より開始												
			【水位、雨量情報の更なる周知】 <県・津市・松阪市> 雨量・水位情報を提供していることについてチラシの配布等により更に周知します。 テレビでのプッシュ放送で提供していること「防災みえ」で提供していること「防災みえ」で水位情報を登録者に対し自動配信していること	1) 8	【水位、雨量情報のさらなる周知】 <県・松阪市・多気町・明和町> 「防災みえ」やテレビでのプッシュ放送による水位情報や雨量情報の提供を広く周知します。	水位、雨量情報のさらなる周知	実施済み	県 市町	R1までの取組内容						「防災みえ」、「NHKデータ放送」の周知のためのチラシ配布。(H29.5、H30.6.15)	HPでの周知を検討						
						避難勧告等の発令判断を的確に行うための水位情報の共有と伝達	引き続き実施	国 市町	R1までの取組内容						・異常洪水時防災操作へ移行時に、下流市町との情報共有のためのネットラインを運用開始。(R元5)	・水位観測所での緊急危険水位到達から、危険箇所での危険水位について、市に情報共有し、ネットラインを運用開始。(H30.3)	・浸水状況等の情報共有を進める					
		②円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設(ハード)整備<市町>				円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設(ハード)整備	引き続き実施	市町	R1までの取組内容													

取組方針						雲出川・柳田川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)						各関係機関の取組内容																	
直轄			農管理河川			主な取組項目			国			気象庁			三重県			津市	松阪市	多気町	明和町								
雲出川水系の減災に係る取組方針(H28.8.29) 柳田川水系の減災に係る取組方針(H28.8.23)			雲出川圏域農管理河川における取組(H28.12.22)			柳田川圏域農管理河川における取組(H30.3.27)			三重河川国道事務所			津地方気象台			津建設事務所			松阪建設事務所	津地域防災総合	松阪地域防災総合									
項目	事項	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容						
								1) 14	防災気象情報の改善	H29年度 から	気	R1までの 取組内容	【平成29年度】 ・7月から実施済み ・高準備を変更する該当 市町に説明 【平成31年度】 ・出水期前に基準値の変更 を行う ・最新の気象情報による大 雨(浸水等)、洪水警報の 妥当性の確認及び必要な 見直し作業を実施 ・台風強度予測を4日先ま でに延長 ・警戒レベルとの対応 ・気象情報、水害・土砂災 害情報及び災害発生情報 等を一元的に集約した ポータルサイトの作成 ・危険度分布の希望者向 け通知サービス ・危険度分布と浸水想定 区域等のリスク情報の重 ね合わせ																
												R2以降の 取組予定	【引き継ぎ実施】 ・出水期前に基準値の変 更を行う ・最新の気象情報による大 雨(浸水等)、洪水警報の 妥当性の確認及び必要な 見直し作業を実施 【令和2年度】 ・本川の増水に起因する 内水氾濫(浸水型の内水 氾濫)の表示の改善 ・船着き場等の段階から5 日先までの台風進路・強 度予測の提供 ・記録的短時間大雨情報 の改善																
												R1までの 取組内容																	
												R2以降の 取組予定																	
3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取り組み																													
(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																													
												R1までの 取組内容																	
												R2以降の 取組予定																	
												R1までの 取組内容																	
												R2以降の 取組予定																	
												R1までの 取組内容																	
												R2以降の 取組予定																	
												R1までの 取組内容																	
												R2以降の 取組予定																	
												R1までの 取組内容																	
												R2以降の 取組予定																	
												R1までの 取組内容																	
												R2以降の 取組予定																	
												R1までの 取組内容																	
												R2以降の 取組予定																	

直轄		取組方針				雲出川・柳田川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)			各関係機関の取組内容															
		県管理河川				主な取組項目	目標時期	取組機関	国	気象庁	運ダム管理所	三重県					津市	松阪市	多気町	明和町				
雲出川水系の減災に係る取組方針(H28.8.29) 柳田川水系の減災に係る取組方針(H28.8.23)		雲出川圏域県管理河川における取組(H28.12.22)		柳田川圏域県管理河川における取組(H30.3.27)					三重河川国道事務所	津地方気象台		施設災害対策課	河川課	防災砂防課	津建設事務所	松阪建設事務所					津地域防災総合	松阪地域防災総合		
項目	事項	内容		内容		内容																		
①	⑥消防隊の円滑な水防活動を支援するための、簡易水位計や雨量表等の設置<国・市町>	【量水標の設置】<県・津市・松阪市> ・地域の住民や消防隊等が水位の状況を確認できるように量水標の設置や水位を示すペイントを実施します。		2) 10		【危機管理型水位計、量水標の整備】 <県・松阪市・多気町・明和町> ・河川の水位状況を確認できるように危機管理型水位計や量水標の設置を行います	1) 13	水位状況を確保するための危機管理型水位計や量水標等の設置	引き続き実施	国 県 市町										中小河川における避難行動を迅速に行うため、簡易水位計や雨量表等の設置を行う。	設置箇所の情報提供と共有を行う。	・必要に応じて、量水標の設置を国・県へ要望する。	町は設置していない	
	③住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やフラッシュ型情報の発信<国・県・市町>							2) (2) ①移動													スマートフォン等を活用したフラッシュ型情報発信についても検討する。	—	緊急連絡メールやタブレット等を活用した情報発信をする。	スマートフォンによる情報発信
	(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																							
①水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進<国・市町>							3) (1) ⑤移動																	
②住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やフラッシュ型情報の発信<国・県・市町>							2) (2) ①移動																	
③災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動<国・市町>																								
(3) 一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項																								
①貯留水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成<国・県・市町>																								
②排水計画に基づく排水訓練の実施<国・県・市町>																								
③堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施<国・市町>																								
④施設・庁舎の耐水化<国・市町>																								
⑤水害BCP(事業継続計画)を作成<国・市町>																								

取組方針						雲出川・柳田川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)			各関係機関の取組内容												
直轄		県管理河川				主な取組項目	目標時期	取組機関	国	気象庁	運ダム管理所	三重県						津市	松阪市	多気町	明和町
雲出川水系の減災に係る取組方針(H28.8.29) 柳田川水系の減災に係る取組方針(H28.8.23)		雲出川圏域県管理河川における取組(H28.12.22)		柳田川圏域県管理河川における取組(H30.3.27)								三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	津建設事務所				
項目	事項	内容		内容	内容																
4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備																					
	①下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作法等、危機管理型の運用<国・県>	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(ダム運用)<県>】 決壊までの時間を少しでも引き延ばすことを目的に危機管理型ハード対策として、堤防の天端舗装や堤防裏面保護工を実施します。		3)	17	下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作法等、危機管理型の運用	引き続き実施	県													
	①優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施<国>	【危機管理型ハード対策<県>】 決壊までの時間を少しでも引き延ばすことを目的に危機管理型ハード対策として、堤防の天端舗装や堤防裏面保護工を実施します。		3)	14	堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	R3年度までに着手予定	国													
	①優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施<国>	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(河川改修)<県>】 計画的な河川改修を実施します。		3)	15	優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策	引き続き実施	国													
	①優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施<国>	【洪水氾濫を未然に防ぐ対策(堆積土砂撤去)<県>】 ・河川の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施する。撤去箇所については、県と市で優先度を協議しながら適定する。		3)	16	優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策	引き続き実施	国													
						本川と支川の合流部等の対策	引き続き実施	国													
						多数の家屋や重要施設等の保全対策	引き続き実施	国													
5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組																					
		【想定される土砂災害リスクの周知】 ・基礎調査を完了し、結果を公表します。<県> ・早期に土砂災害(特別)警戒区域を指定します。<県> ・地域防災計画に土砂災害(特別)警戒区域の事項を掲載します。<津市・松阪市> ・土砂災害のハザードマップを作成し、各戸へ配布します。<津市・松阪市> ・「ハザードマップポータルサイト」の情報を更新します。<国>		4)	18	想定される土砂災害リスクの周知	区域指定後	国 市町													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を随時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の随時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4)	19	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	気 市町													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を随時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の随時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4)	20	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	気 市町													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を随時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の随時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4)	21	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	気 市町													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を随時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の随時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4)	22	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	気 市町													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を随時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の随時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4)	23	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	気 市町													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を随時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の随時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4)	24	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	気 市町													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を随時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の随時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4)	25	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	気 市町													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を随時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の随時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4)	26	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	気 市町													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を随時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の随時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4)	27	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	気 市町													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を随時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の随時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4)	28	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	気 市町													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を随時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の随時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4)	29	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	気 市町													
		【土砂災害に対する警戒避難体制の整備】 ・土砂災害警戒情報を発表します。<県・気象台> ・土砂災害警戒情報をFAX・電話により確実に市へ伝達します。<県> ・土砂災害危険度情報を随時周知する。<県・気象台> ① 土砂災害情報提供システム・気象庁HPにより、危険度情報を発信します。 ② 市の防災担当者へホットライン(電子メール)により直接伝達します。 ・避難勧告等の発令基準の随時運用と伝達・周知を確実にします。<津市・松阪市> ・安全な避難場所を確保する。		4)	30	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	気 市町													

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和2年度)

<凡例>

取組方針			宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)		各関係機関の取組内容																
直轄		三重県			国	気象庁	三重県	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町							
項目	事項	内容	主な取組項目	目標時期	取組機関	三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町
1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組																					
(1) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項																					
		① 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域の策定・公表<国>	【想定最大規模の降雨による浸水想定区域の把握】 ・浸水想定区域図を作成・公表し、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。 ・浸水想定区域図の作成意図やその内容や活用方法について市町に理解してもらい、資料を提供する<県>	1) 6	R2	国	実施済														
			② 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表<国>		R1	県															
			③ 内水浸水想定区域図の作成	1) 7	R3	市町															
			④ 浸水実績等の周知	1) 9	R1	県															
			⑤ 想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表<国>		R1	国	実施済														
			⑥ 想定最大規模降雨を対象とした氾濫シミュレーション(浸水ナビ)の公表		R2	国															
			⑦ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知【水防法第十五条第三項】<市町>	1) 8	R3	市町															
			⑧ 市長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練を実施<市町>		R1	市町															
			⑨ 日常から水害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備<市町>		R2	市町															

取組方針				宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)				各関係機関の取組内容															
直轄		三重県		主な取組項目	目標時期	取組機関	各関係機関の取組内容																
宮川水系の減災に係る取組 (H28.10.17)		宮川圏域農管理河川における取組 (H30.5.)					国	気象庁	三重県				伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町				
項目	事項	内容	内容	取組内容	取組内容	取組内容	三重河川国連事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局	伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町	
		⑤小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災害教育を実施<国・県・市町>	【防災教育の実施】 ・小学生等の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力をつけるための防災教育を実施する。 <県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>	R1までの取組内容 ・出前講座を積極的に実施する ・地域を題材にした副読本、教員指導用資料を作成し、取付授業実施。 ・マスコミとの意見交換会を実施。	引き続き実施	国 県 市町									「防災ノート」を活用した防災教育に取り組み、(小、中学校を対象に毎年実施) ・また、国土交通省、気象庁、京都大学と連携し、防災教育を実施。 ・地域の防災意識向上のための啓発を行う。 ・出水期に合わせて随時実施 ・出水期に合わせた6月の広報で、水害に関する内容を掲載し意識の高揚を図る。								
		⑦要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を促進<国・市町>	【要配慮者利用施設管理者における避難確保計画の策定及び避難訓練の実施】 ・要配慮者利用施設の利用者が、洪水時に迅速な避難行動をとれるよう避難確保計画の策定及び避難訓練を実施する。 <県・伊勢市・大台町・度会町>	R1までの取組内容 ・H29年度津市をモデル地区として講習会を開催し、それをもとに本町にて講習会の運営マニュアルを作成。 ・講習会運営マニュアルや避難訓練実施状況を共有し、取組の促進を図る。	R1	国 県 市町										要配慮者利用施設管理者に避難確保計画の作成及び避難訓練を実施するよう指導する。							
		⑧防災意識の向上に繋がる、効果的な「水防注意冊子」再構築に役立つ広報や資料を作成<国・県・市町>	【住民の防災意識の向上】 ・住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むための防災訓練を実施したり、災害・防災講習等をおこなう。 <県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>	R1までの取組内容 ・マスコミとの意見交換会を開催し、関係機関との連携を促進する。 ・出前講座を積極的に実施する。	R2以降の取組予定											地域の防災意識向上や防災訓練を実施する地域の確保に努める。 ・また出水期に合わせて6月の広報で、水害に関する内容を掲載し意識の高揚を図る。							
		⑨水害危険性の情報共有	【水害危険性の情報共有】 ・河川が洪水被害等の危険性を象徴している河川について、水害危険性(浸水状況等)を確認・周知する。 <県・伊勢市・大台町・玉城町・度会町・大紀町>	R1までの取組内容 ・水害危険性(浸水状況等)の確認・周知	R2以降の取組予定											・自宅のリスクと避難行動について地域でワークショップ形式の勉強会を開催する。							
		⑩避難伝達、避難計画等に関する事項	【避難伝達、避難計画等に関する事項】 ・避難伝達等の適切な発令をはじめ、関係機関が連携した避難行動を判断・実施し、台風等に伴う洪水による被害を最小化する水害対応タイムラインを作成する。 <県・伊勢市・玉城町・度会町・大紀町>	R1までの取組内容 ・地域包括支援センターと連携し、ケアマネージャー等に水害に関する講習会を実施。	R2以降の取組予定	国 県 市町										・自宅のリスクと避難行動について地域でワークショップ形式の勉強会を開催する。							
		⑪タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成<国・市町>	【水害発生時のタイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成】 ・水害発生時のタイムラインを踏まえた水害対応チェックリストを作成する。 <県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町>	R1までの取組内容 ・自治体への助言を行う	R2以降の取組予定	国 市町										・水害危険性(浸水状況等)を確認する							
		⑫H28年度中に公表予定の想定最大洪水想定区域を踏まえた避難伝達等の発令基準の見直し<市町>	【H28年度中に公表予定の想定最大洪水想定区域を踏まえた避難伝達等の発令基準の見直し】 ・H28年度中に公表予定の想定最大規模の洪水想定区域を踏まえた避難伝達等の発令基準の見直し	R1までの取組内容 ・H28年度中に公表予定の想定最大規模の洪水想定区域を踏まえた避難伝達等の発令基準の見直し	R2以降の取組予定	市町										・整理が進んでいる							

取組方針				宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)				各関係機関の取組内容																		
直轄		三重県		主な取組項目	目標時期	取組機関	各関係機関の取組内容																			
宮川水系の減災に係る取組 (H28.10.17)		宮川圏域農管理河川における取組 (H30.5.)					国	気象庁	三重県						伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町					
項目	事項	内容	内容	取組箇所			三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所	南勢志摩地域活性化局											
	⑤避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討 <国・市町>					市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定																			
	⑥水害時に着目した指定避難場所の見直し <市町>			1) 4		市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定																			
						国県	R1までの取組内容 R2以降の取組予定																			
	⑦情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施<国・気象台・県・市町>			2) 17		国 気象 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定																			
				2) 18		県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定																			
	⑧三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」を活用し、早期の情報共有を図る<国・県・市町>					国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定																			
	⑨報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信 <国・県・市町>					国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定																			
						国 県	R1までの取組内容 R2以降の取組予定																			
						国 県	R1までの取組内容 R2以降の取組予定																			
	(2)円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項					国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定																			
	①住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支えるため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信 <国・県・市町>					国 県 市町	R1までの取組内容 R2以降の取組予定																			

取組方針					宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)		各関係機関の取組内容																			
直轄			三重県		主な取組項目	目標時期	取組機関	国		気象庁		三重県				伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町				
宮川水系の減災に係る取組(H28.10.17)			宮川圏域農管理河川における取組(H30.5.)					三重河川国連事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	松阪建設事務所	伊勢建設事務所	松阪地域防災総合事務所								南勢志摩地域活性化局			
項目	事項	内容	内容	取組箇所																						
			【水位、雨量情報のさらなる周知】 テレビのデータ放送や「防災みえぶ」による水位情報、雨量情報の提供状況を広く周知し、住民の避難などに立役ってもらう。 <伊勢市・多気町・度会町・大紀町> <実施済み<県・大台町・玉城町>> ・新たな情報提供手段についても検討を行う。 <度会町>	1)	12	水位、雨量情報のさらなる周知	実施済み 農 市町																			
		2)円滑かつ迅速な避難に関する防災行政無線の構築などの施設(ハード)整備<市町>				円滑かつ迅速な避難に関する防災行政無線の構築などの施設(ハード)整備	引き続き実施 市町																			
			【防災気象情報の改善】 大雨(激甚型)、洪水警報の改善を図り、災害との相関が高い指数を導入して、メッシュ情報として表示させることにより、危険な地域をわかりやすくすることで、住民に今後の危険度の高まりを把握できるようにする。 <気象台>	1)	14	防災気象情報の改善	H29年7月 から 気			(平成29年度) ・7月から実施済み ・基準値を変更する該当市町に説明 (平成31年度) ・出水期前に基準値の変更を行う ・最新の気象資料による大雨(激甚型)、洪水警報の妥当性の確認及び必要な見直し作業を実施 ・危険度分布を5日先までに延長 ・警戒レベルとの対応 ・気象情報、水害、土砂災害情報及び災害発生情報等を一元的に集約したポータルサイトの作成 ・危険度分布の希望者向け通知サービス ・危険度分布と洪水想定区域等のリスク情報の重ね合わせ 【引き続き実施】 ・出水期前に基準値の変更を行う ・最新の気象資料による大雨(激甚型)、洪水警報の妥当性の確認及び必要な見直し作業を実施 【令和2年度】 ・本川の増水に起因する内水氾濫(浸水型の内水氾濫)の表示の改善 ・熱帯低気圧の発進から5日先までの台風進路・強度予測の提供 ・短時間大雨情報の改善																
			ダム放流警報設備等の耐水化や改良				必要に応じて実施 国																			
		3)洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取組																								
		(1)水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																								
		①消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練<市町>				消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	毎年度、出水期までに実施 農 市町																			
		②関係機関が連携した水防訓練【水防法第三十二条の二】<国・県・市町>				関係機関が連携した水防訓練	毎年度、出水期までに実施 国 農 市町																			
		③迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換<国・市町>				迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	毎年度、出水期までに実施 農 市町																			
		【水防団での連携、協力に関する検討】 大規模な災害に対してより広域的、効果的な水防活動が実施できるように、関係者の協力内容等について検討・調整をする。 <伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>				3) (1) ③移動																				
		④重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検を行う<国・県・市町>				重要水防区域の点検・見直し及び水防資機材の確保 ・関係者と重要水防箇所や危険箇所の情報共有を図る。 ・水防資材の備蓄情報の共有を図る。 <伊勢市・多気町・大台町・玉城町・大紀町>	2)	15	3) (1) ③移動																	

取組方針				宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)		各関係機関の取組内容																			
直轄			三重県		主な取組項目	目標時期	取組機関																		
宮川水系の減災に係る取組 (H28.10.17)			宮川圏域農管理河川における取組 (H30.5.)					国		気象庁		三重県					伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町		
項目	事項	内容	内容	取組箇所	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容	取組内容		
		⑤大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育(水防工法の伝承、安全教育等)を実施<国・市町>	【水防に関する広報の充実(水防固確保に係る取組)】 *水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討し実施する。 <伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>	2) 16	大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育、水防協力団体の募集・指定を促進	引き続き実施	市町	R1までの取組内容 *水防技術研修テキストを活用した講習会等を開催																	
		⑥消防団の円滑な水防活動を支援するため、簡易水位計や雨量表等の設置<国・市町>	【危機管理型水位計及び量水標等の設置】 *水防団等が現場の出水状況を把握できるように危機管理型水位計や量水標等を設置する。 <伊勢市・多気町・大台町・度会町・大紀町・玉城町・南伊勢町>	1) 13	水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標等の設置	引き続き実施	国県市町	R1までの取組内容 (危機管理型水位計) *H30年度末時点)宮川9箇所を設置済み(簡易型水位計カメラ) *R1年度に4箇所設置																	
		⑦住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やブッシュ型情報の発信<国・県・市町>			2) (2) ①移動			R1までの取組内容 *緊急連絡メールを活用した洪水情報のブッシュ型配信(平成30年6月より開始)																	
	(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																								
		①水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進<国・市町>			3) (1) ⑤移動			R1までの取組内容 *実施する																	
		②住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やブッシュ型情報の発信<国・県・市町>			2) (2) ①移動			R1までの取組内容 *緊急連絡メールを活用した洪水情報のブッシュ型配信(平成30年6月より開始)																	
		③災害拠点病院・大規模工場等へ漏水リスクの説明と水害対策等の普及活動<国・市町>	【市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実】 *漏水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。 <伊勢市・大紀町・南伊勢町>	2) 20	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	引き続き実施	市町	R1までの取組内容 *関係市町と調整し説明会を開催する。																	
	(3)一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項																								
		①冠水水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成<国・県・市町>						H29年度から検討実施	国県市町	R1までの取組内容 *排水ポンプ車を考慮した排水計画(案)を検討・作成する。															
		②排水計画に基づく排水訓練の実施<国・県・市町>						H30年度から検討実施	国県市町	これまでの取組 *災害発生時の緊急連絡体制は整備済み *水防管理団体の要望に合わせ水防訓練の中で排水訓練を実施する。 また、市町向けに排水ポンプ車等の操作訓練を実施する。															
		③堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を実施することを目指すに、堤防決壊シミュレーションを実施<国・市町>						引き続き実施	国市町	これまでの取組 *年1回、実施する(引き続き実施)															
		④施設・庁舎の耐水化<国・市町>	【市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実】 *漏水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施する。 <伊勢市・大紀町>	2) 21	施設・庁舎の耐水化	実施済み	国県	これまでの取組 *施設の耐水対策等の検討を行う(H28年度～)																	
		⑤水管BCP(事業継続計画)を作成<国・市町>							国県市町	これまでの取組 *検討する															

取組方針				宮川外河川の減災に係る取組方針 (R1.6.3)			各関係機関の取組内容														
直轄		三重県		主な取組項目	目標時期	取組機関	国	気象庁	三重県						伊勢市	多気町	玉城町	大紀町	度会町	大台町	南伊勢町
項目	事項	内容	内容						内容	内容	内容	内容	内容	内容							
(4) ダムの危機管理型の運用方法の高度化																					
		①下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作法等、危機管理型の運用<国・県>		下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作法等、危機管理型の運用	引き続き実施	県															
4) 河川管理者が実施するハード対策																					
		①優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全にするためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施<国>	3) 22 3) 23	堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	R3年度までに着手検討	国県															
		②優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全にするためのハード対策の実施<県>		堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	R1までの取組内容	国県															
		③撤去箇所については、県と市、町で優先度を協議しながら選定する<県・伊勢市・多気町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町>		堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	R2以降の取組予定	国県															
				優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全にするためのハード対策	引き続き実施	国県															
				本川と支川の合流部等の対策	引き続き実施	国県															
				多数の家屋や重要施設等の保全対策	引き続き実施	国県															
5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組																					
				想定される土砂災害リスクの周知	引き続き実施	国県															
				土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き実施	気象市町															
				早めの避難につなげる啓発活動	引き続き実施	気象市町															

水害ハザードマップ作成の手引き

～効果的な避難行動に直結する水害リスク情報を周知するために～

参考資料2

「水害ハザードマップ作成の手引き」の改定（平成28年4月） 背景と改訂のポイント

背景

- 平成27年水防法改正により、**想定最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定**を実施し、これに応じたハザードマップの改定が必要となった
- 平成27年9月関東・東北豪雨災害では、多数の住民が取り残され救助されるなど、**ハザードマップが配布されていても見ていなかった**
- 従前のハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは**避難行動に結びつかなかった**

改定のポイント

- ◇ 平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、市町村において**「早期の立ち退き避難が必要な区域」**を検討し、これを**水害ハザードマップに明示**するよう、手引きに記載
- ◇ 地域により発生する水害の要因やタイミング、頻度、組み合わせは様々に異なることから、**市町村が事前に「地域における水害特性」等を十分に分析**することを推奨
- ◇ 利活用シチュエーションに応じた**「住民目線」の水害ハザードマップ**となるよう、**「災害発生前にしっかり勉強する場面」、「災害時に緊急的に確認する場面」**を想定して水害ハザードマップを作成するよう手引きに記載

「水害ハザードマップ作成の手引き」の構成

※ 国土交通省ホームページより入手可

第1章 総説

- 1.1 水害ハザードマップの**あり方**
- 1.2 水害ハザードマップの**構成**
- 1.3 対象とする水害
- 1.4 水害ハザードマップ作成・利活用の流れ
- 1.5 水害ハザードマップ作成・利活用における主な役割分担
- 1.6 水害ハザードマップの検証及び見直し
- 1.7 用語の定義

第2章 水害ハザードマップの作成にあたっての**基本事項**の検討

- 2.1 **地域における水害特性・社会特性の分析**
- 2.2 想定最大規模の水害に対する避難の検討
- 2.3 **早期の立ち退き避難が必要な区域**の検討
- 2.4 市町村界を越えた広域的な避難の検討
- 2.5 水害ハザードマップにおける複数災害の取扱いに関する検討

第3章 水害ハザードマップの**作成方法**

- 3.1 利活用シチュエーションの検討
- 3.2 水害ハザードマップの作成範囲（表示区域）
- 3.3 水害ハザードマップの縮尺
- 3.4 地図面での記載事項
- 3.5 情報・学習編での記載事項
- 3.6 多言語対応
- 3.7 作成時の注意事項
- 3.8 水害ハザードマップの作成支援

第4章 水害ハザードマップの**公表・活用方法**

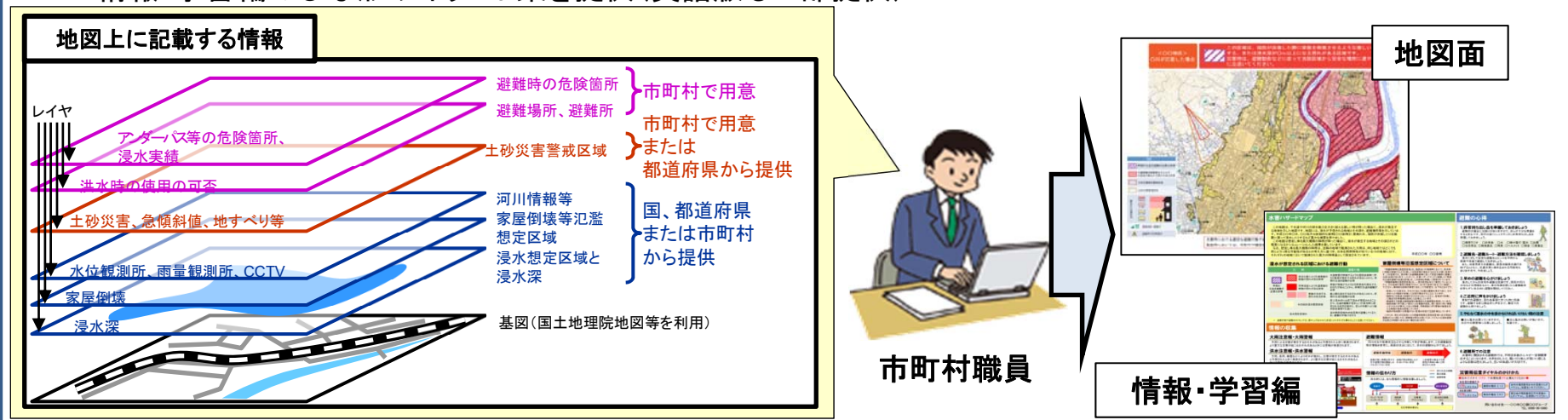
- 4.1 周知・活用の重要性
- 4.2 周知方法
- 4.3 多様な主体と連携した水害ハザードマップの利活用
- 4.4 避難の実効性を高めるための工夫

水害ハザードマップ作成支援ツール

- 市町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面、情報・学習編)を容易に作成できるツールを構築。
 - ✓ ただし、平時における住民の理解促進や緊急時にも役立つハザードマップとなるよう、各市町村で地域の特性に応じたさらなる工夫を行うことが必要。
- 国土交通省HPにて無償で公開。(平成28年4月～ 提供開始)

水害ハザードマップ作成支援ツールの概要

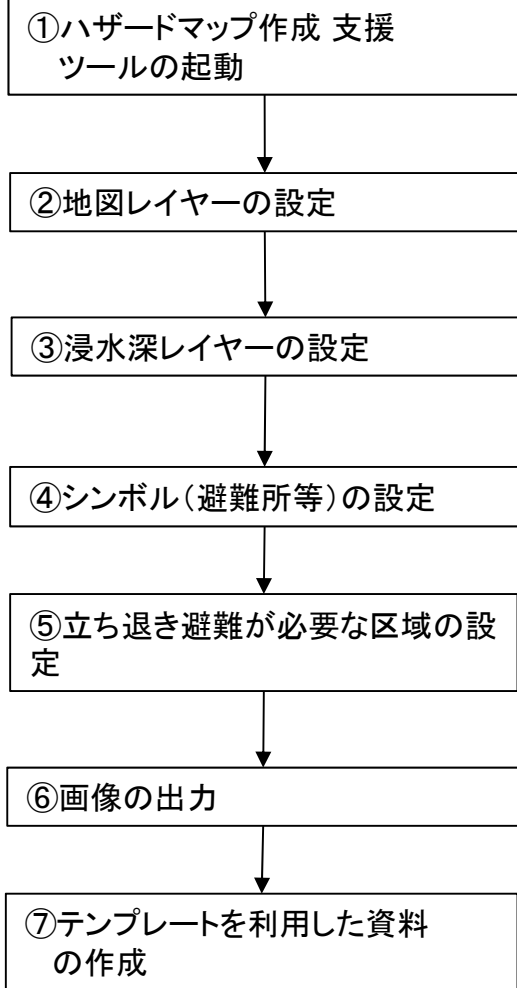
- ✓ 国や県、市町村から提供される浸水想定区域図を地図上に反映
- ✓ 避難場所、地下街等、要配慮者施設等の名称・位置を入力することで、地図上に反映
- ✓ 「早期の立退き避難が必要な区域」や危険なアンダーパス等の情報も同様に地図上に反映
- ✓ 上記内容や凡例等を地理院地図へ重ね合わせた水害ハザードマップの地図面をファイルに出力
- ✓ 情報・学習編のひな形やイラスト集を提供(英語版も一部提供)



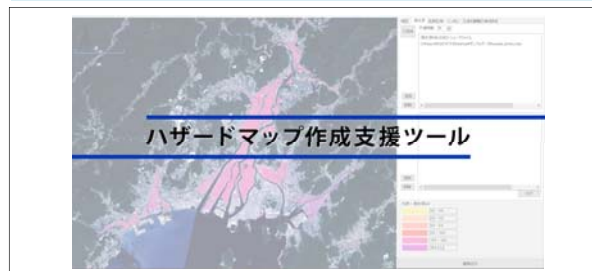
水害ハザードマップ作成支援ツール操作説明動画(約8分)

- 市区町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面・情報学習面)を容易に作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を国土交通省HPにて無償で公開中
- 「ハザードマップ作成支援ツール」の使い方動画(約8分)を公表 (https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html)
- ハザードマップ作成支援ツールの起動からハザードマップ作成までの一連の作業工程を動画にて説明

動画の流れ



動画イメージ



タイトル画面



②地図レイヤーの設定



④シンボル(避難所等)の設定

作成イメージ



神奈川県大磯町の事例

(3) 福祉関係者等との連携による高齢者や障害者の方々の避難の理解力向上に向けた取組

台風第19号等においては多くの在宅の高齢者や障害者の方々が被災されており、こうした方々が事前に自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。このため、都道府県及び市町村の防災主管部局・福祉部局、福祉関係者等が連携のもと、以下の取組を推進すること。

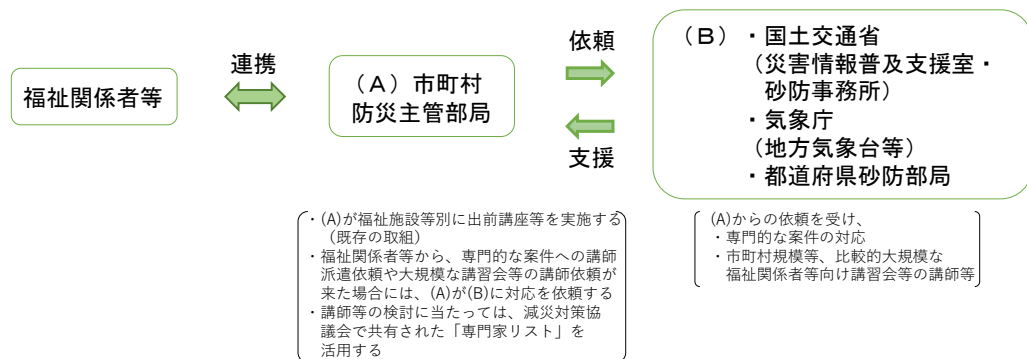
なお、本取組に関して、福祉専門職の職能団体等に対し、関係府省から別途協力依頼を行うとともに、都道府県及び市町村の防災主管部局及び福祉部局等に対し、実施方法等の詳細（新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。）について別途通知予定。

- ・福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらう。

以上の取組の実施にあたっては、防災主管部局として、以下のような支援を行うこと。

- ① 福祉関係者等に対し、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。
- ② 福祉関係者等に対し、出前講座等により、福祉関係者等の避難等に関する理解力を向上させること。
- ③ 福祉関係者等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土交通省河川事務所（災害情報普及支援室）及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



(4) 広域避難の対象となる住民等への周知啓発

広域避難を計画している市町村においては、広域避難の対象となる住民等に対し、地域の災害リスクや広域避難を含むとすべき行動等への理解を促進するため、上記「避難の理解力向上キャンペーン」において、大規模災害時の広域避難の必要性や親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保等について周知を図ること。

2. 災害時の情報伝達の改善の取組

- ① 「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府、平成31年3月改訂）」において、警戒レベル4避難指示（緊急）は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて、緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に運用するものとしており、必要に応じて避難情報の発令基準を改訂すること。
- ② 「全員避難」「命を守る最善の行動」については、災害時には、短い言葉で繰り返し呼びかけを行う必要がある。ただし必要に応じて、例えば3回に1回程度は「危険な場所から全員避難」等、補足的な呼びかけを行うこと。また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域以外でも災害の危険があることについて呼びかけを行うこと。
- ③ 市町村は、災害時のアクセス増によりホームページにつながりにくくなることのないよう必要な対策を講じること。対策例は以下のとおり。
 - ・Webサイトの軽量化（災害時にホームページを文字情報のみとし負荷軽減）
 - ・ミラーサイトの準備（サーバーの負荷軽減のため同機能のサーバーを複数台準備）
 - ・キャッシュサイトの作成（検索エンジンに一時的にページを複製し誘導する）等
- ④ 避難勧告等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、防災行政無線（同報）だけではなく、FM放送、ケーブルテレビ、携帯電話等の様々な災害伝達手段の整備を促進し、地域の特性にあわせて災害時の情報伝達の多重化・多様化を図ること。なお、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号）に記載のとおり、洪水等の災害時においては、特に河川敷にいるホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、河川管理者と福祉部局等は連絡調整し、配慮して対応することとなっていることを、ご承知おき頂きたい。

3. 避難場所の開設等に関する保険制度

災害時に、市町村が迅速かつ適切に避難勧告等を発令し、災害による被害の防止・軽減を図ることができるよう、避難場所の開設等に関する費用を補償する保険制度（全国市長会「防災・減災費用保険制度」、全国町村会「災害対策費用保険制度」）を活用すること等を検討すること。

4. 広域避難の実効性確保に向けた取組

市町村界を越えての広域避難が必要な地域においては、令和元年台風第19号を踏まえ、以下の点に留意し、広域避難の実効性確保に向けた取組を推進すること。

- ① 浸水想定区域が市町村の広範に及び当該市町村内では安全な避難場所等の確保が困難な場合や、隣接市町村への避難が有効な地区がある場合は、他市町村への広域避難の必要性について検討し、受け入れ先の市町村と協定等を結ぶなど、平時から連携を図ることが望ましい。
- ② 広域避難は通常の避難より準備・移動に時間を要することから、早めに関係者間の情報共有や意思決定、及び対象住民等への呼びかけを行うことが重要である。その際、避難に必要な時間（リードタイム）だけではなく、夜間や暴風時、鉄道計画運休等による移動困難性についても注意する必要がある。
- ③ 降雨・暴風等がどのように推移するかは毎回異なり、想定されていたタイミングより遅れて検討開始・発令等の基準に到達する場合があるため、柔軟な対応が可能な計画としておくことが重要である。
- ④ 広域避難への対応と並行して、想定通りに広域避難が行われず浸水域内に住民等が留まった場合において被害を最小化するための対応も検討しておく必要がある。

以上

<問合せ先>

- 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
菅（すが）風水害対策調整官、長野主査
TEL：03-3501-5693 FAX：03-3501-6820
- 消防庁国民保護・防災部防災課
神田災害対策官、亀田係長
TEL：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535

令和元年台風第 19 号等を踏まえた
水害・土砂災害からの避難のあり方について
(報告)

令和 2 年 3 月

中央防災会議 防災対策実行会議

令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関する
ワーキンググループ

6. 避難の理解力向上キャンペーン

- ・ 「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、平時より自らが置かれた災害リスクを認識してもらい、緊急時にとるべき行動について理解してもらうことが重要である。このため、令和2年度出水期までに、避難行動を促す普及啓発活動である「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体に参画いただき日本全国で展開する。
 - ✓ ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの各戸配布等
 - ・ 市町村が、ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを各戸に配布又は配布が難しい場合は回覧する。
 - ・ 「避難行動判定フロー」とは、ハザードマップとあわせて確認することにより、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるようにしたフローである。
 - ・ 「避難情報のポイント」とは、「避難」の意味や適切な避難先、警戒レベル、警戒レベル相当情報、避難の呼びかけ等をわかりやすく簡潔に解説したものである。「避難情報のポイント」では特に、
 - ◇ 避難とは「難」を「避」けることであり、安全を確保することであること、また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないこと
 - ◇ 緊急時に住民がとるべき行動は、危険な場所から警戒レベル3で高齢者等³²は避難、警戒レベル4で全員避難であること
 - ◇ 警戒レベル4の「全員避難」は、発令対象区域の住民全員に避難をすることを求めているわけではなく、危険な場所にいる人に避難を求めていること
 - ◇ 警戒レベル4 避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があること
 - ◇ 警戒レベル4 避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがある情報であること
 - ◇ 警戒レベル4には避難勧告や避難指示（緊急）があるが、いずれにしても警戒レベル4で避難すること
 - ◇ 警戒レベル5 災害発生情報は既に災害が発生している状況であり、車の移動も危険であるため、無理な屋外避難は控えるべきであること
 - ◇ 警戒レベル5 災害発生情報が発令された時点でまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守る最善の行動をとること

³² 高齢者に限らず、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの住民は、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

- ◇ 警戒レベル 5 災害発生情報は市町村が実際に災害が発生していることを把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず発令されるものではないこと
 - ◇ 市町村単位の警戒レベル相当情報（防災気象情報）が発表されたら、1km メッシュ単位の危険度分布のような詳細な情報で自宅近くの状況を確認すること
 - ◇ 警戒レベル相当情報が発表されても、市町村長は地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル避難情報の発令判断をするため、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出されるタイミングや対象地域は必ずしも一致しないこと
 - ◇ 緊急時の避難先は、小中学校・公民館等の「指定緊急避難場所」だけではなく、安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること。また、災害が落ち着いた後に、自宅が被災し帰宅ができない場合に、しばらく避難生活を送るために行くのは「指定避難所」であること等について周知する。
- ✓ 全国の水害・土砂災害リスクのある小・中学校で避難行動判定フローを活用し、災害リスクととるべき行動の理解を促進するとともに、その取組を支援する体制や教材等についても紹介する。
 - ・ 子供の頃から地域の災害リスクを把握し、緊急時の避難行動を実践的に学ぶことが重要である。
 - ・ 平成 30 年 7 月豪雨の教訓を踏まえた取組として、水害・土砂災害等のリスクがある全ての小・中学校において、令和 2 年の出水期までに、各校の避難確保計画等に基づき実施する避難訓練にあわせて防災教育を実施することとなっていることを踏まえ、関係省庁は、防災の専門的な観点から、避難行動判定フロー、災害・避難カード、マイ・タイムライン等の避難行動の理解に資する教材等や教員を支援する体制について関係する小・中学校に対し周知する。
 - ✓ 福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうよう福祉関係機関等に対して促す。
 - ・ 在宅の高齢者や障害者が自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。関係省庁は、福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者や医療関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうよう福祉関係機関等に対して促す。
 - ✓ 職場等へ外出の抑制(従業員等の安全確保)を働きかける。

III. 今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言

6. 避難の理解力向上キャンペーン

- ・ 大雨や暴風時に屋外を移動することがないよう、関係省庁は、職場等が不要不急の外出を従業員等に控えさせることについて、経済界等と連携し働きかける。職場所在地の水害及び土砂災害等の災害リスクについて確認することもあわせて働きかける。
- ✓ 病院・福祉施設の施設管理者に所在地の災害リスクを確認してもらうよう促す。
 - ・ 関係省庁は、病院や福祉施設等の施設管理者に所在地の災害リスクを確認してもらうよう促す。
- ✓ 民間企業が会社所在地の災害リスクを確認するよう働きかける。
- ✓ このほか、行政（国、都道府県、市町村）、メディア、企業・学校、病院・福祉施設等が、その特性を活かし、避難行動判定フローや避難情報のポイント等を活用しながら、普及啓発を行うよう促す。

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として*、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。
※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

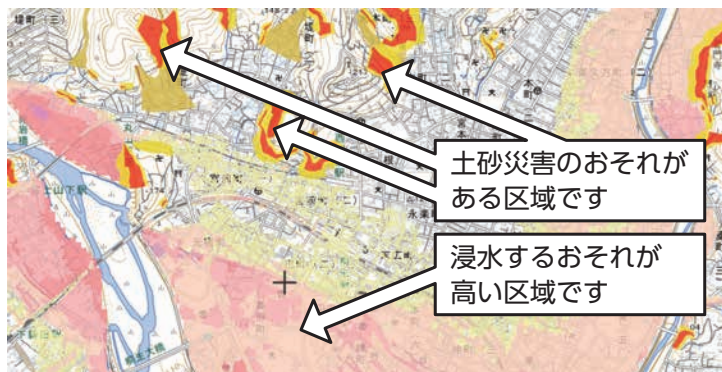
警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

凡例

水害

洪水浸水想定区域
(浸水深)

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

土砂災害

土砂災害警戒区域：
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域



ハザードマップポータルサイト

検索

ハザードマップの見方

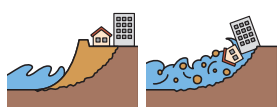
もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか



流速が早いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高いか

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢できるか、 水・食糧などの備えは十分か



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには記載がありません。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。



警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう



「避難」とは「難」を「避」けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません



避難先は小中学校・公民館だけではありません
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

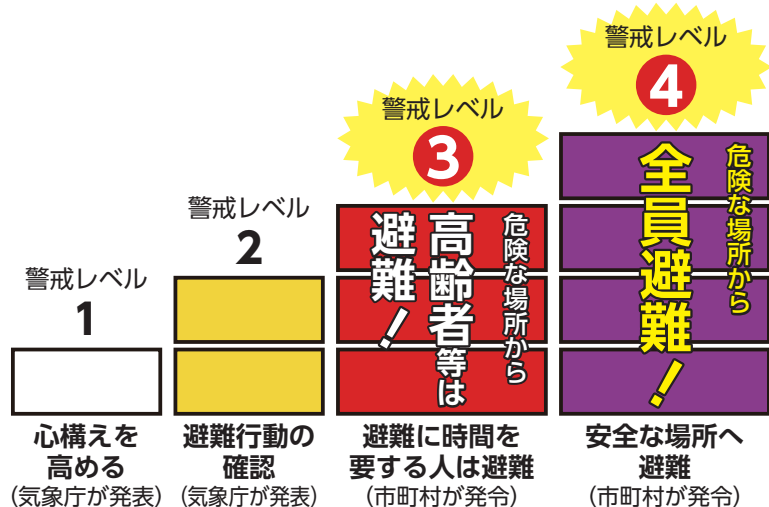
!..... 必ず確認してください

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

! 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

! 危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4避難勧告で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

! 警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- 警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

! 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

! 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)※2がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。

警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

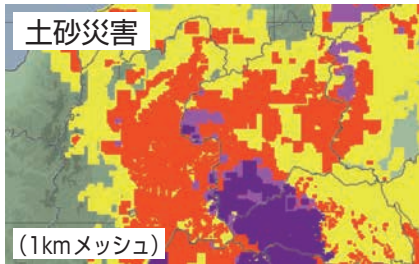
危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

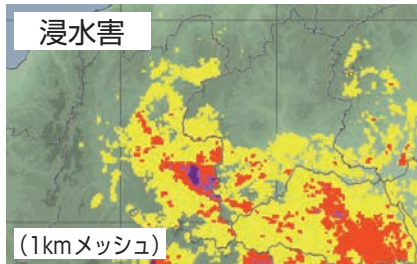
住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

危険度分布

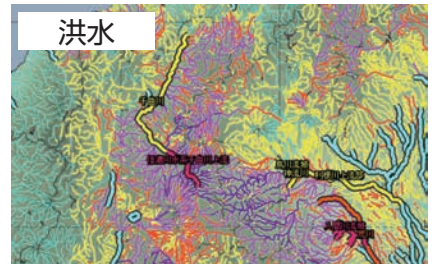
検索



紫：崖・溪流の近くは危険



紫：低地は危険



紫：河川沿いは危険

*市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に 早めの避難をしましょう

名称：警戒レベル
発信者：市区町村等
内容：避難情報

名称：警戒レベル相当情報
発信者：気象庁や都道府県等
内容：河川水位や雨の情報

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
			浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	命を守る最善の行動	災害発生情報	5相当 氾濫発生情報	大雨特別警報(土砂災害)
4	危険な場所から全員避難	避難勧告(避難指示(緊急))	4相当 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始	3相当 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報	2相当 氾濫注意情報	—
1	最新情報に注意	早期注意情報	1相当 —	—

*「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>